第２５回
石巻地域合併協議会

開催日： 平成１７年１月２７日(木)
場　所： 石巻ルネッサンス館

石巻地域合併協議会事務局

第２５回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第77号　石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更について・・・・・・・・P 1
報告第78号　市町の廃置分合に係る総務大臣告示について・・・・・・・・・・・・・P 2

調整結果報告事項

調整結果報告第14号　地域審議会の取扱い（協定項目６）について・・・・・・・・・・・・・・ P 3
調整結果報告第15号　議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目７）について・・・・・ P 13
調整結果報告第16号　特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について・・・・・・・・・ P 17
調整結果報告第17号　一部事務組合等の取扱い（協定項目14）について・・・・・・・・・・・ P 31
調整結果報告第18号　使用料・手数料の取扱い（協定項目15）について・・・・・・・・・・・ P 41
調整結果報告第19号　補助金・交付金等の取扱い（協定項目17）について・・・・・・・・・・ P 99
調整結果報告第20号　介護保険事業の取扱い（協定項目21）について（その２）・・・・・・・ P 121
調整結果報告第21号　消防団の取扱い（協定項目22）について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 125
調整結果報告第22号　納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）について・・・・・・・・・・・ P 129
調整結果報告第23号　交通関係事業の取扱い（協定項目25-7）について（その２）・・・・・ P 133
調整結果報告第24号　窓口業務の取扱い（協定項目25-8）について・・・・・・・・・・・・・ P 141
調整結果報告第25号　保健事業の取扱い（協定項目25-9）について・・・・・・・・・・・・・ P 145
調整結果報告第26号　病院・診療所の取扱い（協定項目25-10）について・・・・・・・・・・・P 167
調整結果報告第27号　高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25-12）について（その２）・・・・P 173
調整結果報告第28号　社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について・・・・・・・P 179
調整結果報告第29号　保育事業の取扱い（協定項目25-14）について・・・・・・・・・・・・・P 185
調整結果報告第30号　農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）について・・・・・・・・・・・P 191
調整結果報告第31号　水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）について・・・・・・・・・・・P 201
調整結果報告第32号　勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目25-22）について・・・・・P 207
調整結果報告第33号　下水道事業の取扱い（協定項目25-25）について・・・・・・・・・・・・P 211
調整結果報告第34号　文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について・・・・・・・・・・・P 219
調整結果報告第35号　社会教育事業の取扱い（協定項目25-30）について・・・・・・・・・・・P 223
調整結果報告第36号　社会福祉協議会の取扱い（協定項目25-31）について・・・・・・・・・・P 227
調整結果報告第37号　防犯関係事業の取扱い（協定項目25-34）について・・・・・・・・・・・P 233

協議事項

協議第71号　石巻地域合併協議会の解散について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 237

その他

今後の石巻地域合併協議会の日程（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 240

第２５回 石巻地域合併協議会 次第

日　時： 平成１７年1月２７日(木)
　　午前９時３０分～
場　所： 石巻ルネッサンス館
　　１階 マルチ交流ホール

1　開　　会

2　委嘱状交付

3　会長あいさつ

4　会議録署名委員の指名

5　議　　事

(1) 報告事項

報告第77号　　石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更について
報告第78号　　市町の廃置分合に係る総務大臣告示について

(2) 調整結果報告事項

調整結果報告第14号　地域審議会の取扱い（協定項目６）について
調整結果報告第15号　議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目７）について
調整結果報告第16号　特別職の職員の身分の取扱い（協定項目11）について
調整結果報告第17号　一部事務組合等の取扱い（協定項目14）について
調整結果報告第18号　使用料・手数料の取扱い（協定項目15）について
調整結果報告第19号　補助金・交付金等の取扱い（協定項目17）について
調整結果報告第20号　介護保険事業の取扱い（協定項目21）について（その２）
調整結果報告第21号　消防団の取扱い（協定項目22）について
調整結果報告第22号　納税関係事業の取扱い（協定項目25-5）について
調整結果報告第23号　交通関係事業の取扱い（協定項目25-7）について（その２）
調整結果報告第24号　窓口業務の取扱い（協定項目25-8）について
調整結果報告第25号　保健事業の取扱い（協定項目25-9）について
調整結果報告第26号　病院・診療所の取扱い（協定項目25-10）について
調整結果報告第27号　高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25-12）について（その２）
調整結果報告第28号　社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目25-13）について
調整結果報告第29号　保育事業の取扱い（協定項目25-14）について
調整結果報告第30号　農林関係事業の取扱い（協定項目25-19）について
調整結果報告第31号　水産関係事業の取扱い（協定項目25-20）について
調整結果報告第32号　勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目25-22）について
調整結果報告第33号　下水道事業の取扱い（協定項目25-25）について
調整結果報告第34号　文化振興事業の取扱い（協定項目25-28）について
調整結果報告第35号　社会教育事業の取扱い（協定項目25-30）について
調整結果報告第36号　社会福祉協議会の取扱い（協定項目25-31）について
調整結果報告第37号　防犯関係事業の取扱い（協定項目25-34）について

(3) 協議事項

協議第71号　　石巻地域合併協議会の解散について

(4) その他

今後の石巻地域合併協議会の日程（案）について

6　そ の 他

7　閉　　会

報告第７７号

石巻地域合併協議会委員及び事務局職員の変更について

石巻地域合併協議会委員及び事務局職員に変更があったので報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　　土　井　喜 美 夫

１．規約第７条第１項第４号に定める委員（学識経験を有する者）

団 体 名	変 更 後	変 更 前	備　　考
河 北 町	渡　邊　養　一	髙　橋　公　雄	１月２７日付 （死去に伴う変更）

２．事務局職員

団 体 名	変 更 後	変 更 前	備　　考
雄 勝 町	髙　橋　　晃	清　野　　浩	１月１日付
北 上 町	佐々木　道　幸	佐　藤　正　悦	

調整結果報告第１４号

地域審議会の取扱い（協定項目６）について

地域審議会の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年1月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

◎地域審議会の取扱い（協定項目６）

【調整方針】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条の４第１項の規定による地域審議会は設置しない。 **ただし，合併後速やかに旧町単位にまちづくりの推進や提言を行う（仮称）地域まちづくり委員会を設置することとし，設置に必要な条例（案）を合併時まで検討するものとする。**

【(仮称)地域まちづくり委員会条例（案）の具体的調整結果】

別紙のとおり

（仮称）地域まちづくり委員会条例（案）について

１　名　称

名称は「地域まちづくり委員会」とし，それぞれ旧町の地域の名称を冠する。

２　位置付け

地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づく新市の附属機関とし，市長は「委員会」の提案及び意見を尊重し，地域の行政運営を行う。

３　役　割

地域審議会の取扱い（協定項目６）の資料中「新市における地域自治組織のあり方」で委員会の役割を次のように定めており、地域の計画やまちづくり等について市長の諮問に応じて審議・答申する諮問機関の役割と地域におけるまちづくりの施策等について検討・提言(提案)する役割を併せ持つ附属機関として規定する。

(1)　新市建設計画の執行状況及び変更の協議
(2)　（1）以外の当該地域にかかる各種計画の策定及び変更の協議
(3)　当該地域におけるまちづくり施策にかかる提案及び検討
(4)　（仮称）地域づくり基金を活用したまちづくりの推進
(5)　その他市長が認めるもの

４　組　織

(1) 委員の定数

・委員会の委員の定数については，委員の発言機会の確保とともに効果的な運営の確保の必要性もあることから２０人以内と定める。
・ただし，地域の人口等に差異があること等から，地域の実情に即して減員することについても差し支えないものとする。

(2) 委員の選任・構成

・委員の選任・構成については，設置する地域の実情に応じて定めることとするが，選任にあたっては組織をより適切で機能的にするため次のような構成として市長が委嘱する。

当該地域において活動する団体から推薦された者	設置する地域内において活動する自治会，ＮＰＯ，経済団体，地元企業等諸団体から推薦(準公選)。ただし，必ずしも代表者や役員のみを推薦選任するということでなく，年齢層，男女等に偏りが出ないように配慮する。
学識経験者	学識や経験に基づき若干名を選任。設置する地域の外からの視点での意見を反映させるとともに中立的な立場で会議の運営・アドバイスを行うなどの役割も担える人選とする。
公募による者	設置する地域内市民の誰にでも参加できる機会を確保するとともに，意欲ある地域の市民の意見を広く取り入れるための公募により若干名を選任。選任にあたっては，選任基準を定め，公正な選任をおこなうこととする。
その他市長が認める者	公募による者の応募が不足する場合や年齢層，男女等で偏りが出る場合等が想定されるため，それらを是正するために上記以外での選任ができるように規定

(3)　任　期

・委員会の役割は，地域づくりに関するものなど，一定期間の議論や活動の蓄積を経て，成果をあげることができるものもあることから，２年とする。ただし，補欠の任期は，前任者の残任期間とする。なお，再任する場合は，より多くの市民の参画を得るという観点や委員の固定化を防止するという観点とのバランスを考慮するものとする。

(4)　報　酬

・委員の報酬は，特別職の報酬に関する条例に定めた，会議開催に伴う日額報酬を支給する。報酬額については，他の非常勤特別職との整合性を考慮し同額とする。

(5)　会長及び副会長

・委員会に会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

(6)　会　議

・委員会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。ただし，委嘱後最初の会議に限っては，市長が招集する。
・会議の議長は，会長が務めるものとする。
・会議の成立要件は委員の半数以上の出席とし，議事は出席委員の過半数で決するものとする。
・特定課題についての専門家の出席や委員会主体の公開ワークショップ，公聴会の開催などより多様で多くの意見を会議に反映させることができるよう，会長は審議上必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を求めることができるものとする。
・会議は，公開とする。ただし，議長が必要と認める場合は，委員会に諮った上で公開しないことができる。
・必要に応じて，各区域の委員会の情報交換，調整等のための合同会議の機会を設けるものとする。

(7)　庶　務

・委員会の庶務は，当該区域に設置する総合支所において処理する。なお，全体調整等にかかる事務については，本庁において処理する。

５　設置条例案

別紙のとおり

参　考

◎地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

（委員会・委員及び付属機関の設置）
第１３８条の４　（第１項、第２項省略）
③　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）
第２０２条の３　普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
②　附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
③　省略

石巻市地域まちづくり委員会設置条例（案）

（設置）

第１条　この条例は，石巻市における合併前の河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町及び牡鹿町の地域の均衡ある発展及び活性化を図るため地域まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（名称及び対象地域）

第２条　委員会の名称及びその対象地域は次のとおりとする。

名　称	対　象　地　域
河北地域まちづくり委員会	合併前の河北町の地域
雄勝地域まちづくり委員会	合併前の雄勝町の地域
河南地域まちづくり委員会	合併前の河南町の地域(合併前の桃生町神取字西八反崎の地区を含む。)
桃生地域まちづくり委員会	合併前の桃生町の地域(合併前の桃生町神取字西八反崎の地区を除く。)
北上地域まちづくり委員会	合併前の北上町の地域
牡鹿地域まちづくり委員会	合併前の牡鹿町の地域

（所掌事務）

第３条　委員会は，市長の諮問に応じ，当該地域に係る次に掲げる事項について調査及び審議し，市長に答申する。

(1)　新市建設計画の変更に関する事項

(2)　新市建設計画の進捗状況に関する事項

(3)　その他各種計画の策定及び変更に関する事項

(4)　その他市長が必要と認める事項

２　委員会は前項に定める事項のほか，当該地域のまちづくり施策について検討し，市長に提案をする。

（組織）

第４条　委員会は，委員２０人以内をもって構成する。

（委員）

第５条　委員会の委員は次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

(1)　当該地域において活動する団体から推薦された者

(2)　学識経験者

(3)　公募による者

(4)　その他市長が認める者

２　委員の任期は２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　委員会に会長１人，副会長１人を置き，委員の互選によって定める。

２　会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は，会長が招集し，会長は会議の議長となる。

２　委員会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は出席委員の過半数で決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

４　会長は，審議上必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

５　会議は，公開とする。ただし，議長が必要と認める場合は，委員会に諮った上で公開しないことができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は，総合支所において行う。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。
附則
（施行期日）
１　この条例は，平成１７年４月１日から施行する。
（最初の委員会の招集）
２　委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は，第７条第１項の規定にかかわらず，市長が招集する。

参考　第 17 回協議会　地域審議会の取扱い提案資料

新市における地域自治組織のあり方について（素案）

1 地域自治組織の必要性について

合併することにより，「広域的な視点からの一体的なまちづくり」や「均衡ある能率的な行政運営」が期待される一方で，「周辺部への行き届いたサービスの提供」の面に対する住民の不安の声があることも事実である。

住民意識調査の結果においても，合併により「市の区域が広くなり，行き届いたサービスが受けられなくなる。」「中心部だけがよくなり，周辺部との格差が生じる。」「市役所（役場）遠くなって不便になる。」という住民の不安が現れている。

このため，地域の活性化と不安の解消という二つのねらいを兼ね備えながら，行政と住民が一体となった協働のまちづくりを推進することにも配慮した新たな仕組みを構築することが求められている。

2 地域自治組織のあり方について

(1) 地域自治組織の基本的な考え方について

新市における地域自治組織の基本的な考え方については，次のとおりとする。

① 地域自治のあり方として，これまで培ってきた地域の伝統や文化を尊重し，「地域発展の主役である住民」を主体とした組織づくりを基本とする。

② 合併後においても，きめ細かな行政運営を行い，そして，地域住民の声を行政に反映させ，安心して生活できる地域とするため，「総合支所」と「附属機関」の一体性を考慮した仕組みとする。

③ 各地域の特性を生かした個性あるまちづくりを推進するため，これまで各地域で力を入れてきた特色ある事業を継続して「総合支所」で行うことができる仕組みとする。

④ 地域自治で最も大切な「行政と住民が一体となり，協働して進めるまちづくり」を目指し，現在ある様々な自治組織を生かしながら，地域のことは地域で解決できるような仕組みとする。

⑤ 地域自治組織を設置する区域は，旧「河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町」の単位とする。

(2) 地域自治組織の設置期間について

地域自治組織の設置期間については，概ね１０年間（建設計画の期間内）とする。ただし，５年を目途にそれまでの成果の検証を行い，必要に応じた見直しを行うものとする。

(3) 地域自治組織の仕組みについて

新市の地域自治組織については，「総合支所」と「（仮称）地域まちづくり委員会」からなるものとし，「（仮称）地域まちづくり委員会」については，条例で設置する市の「附属機関」とする。

【組織のイメージ】

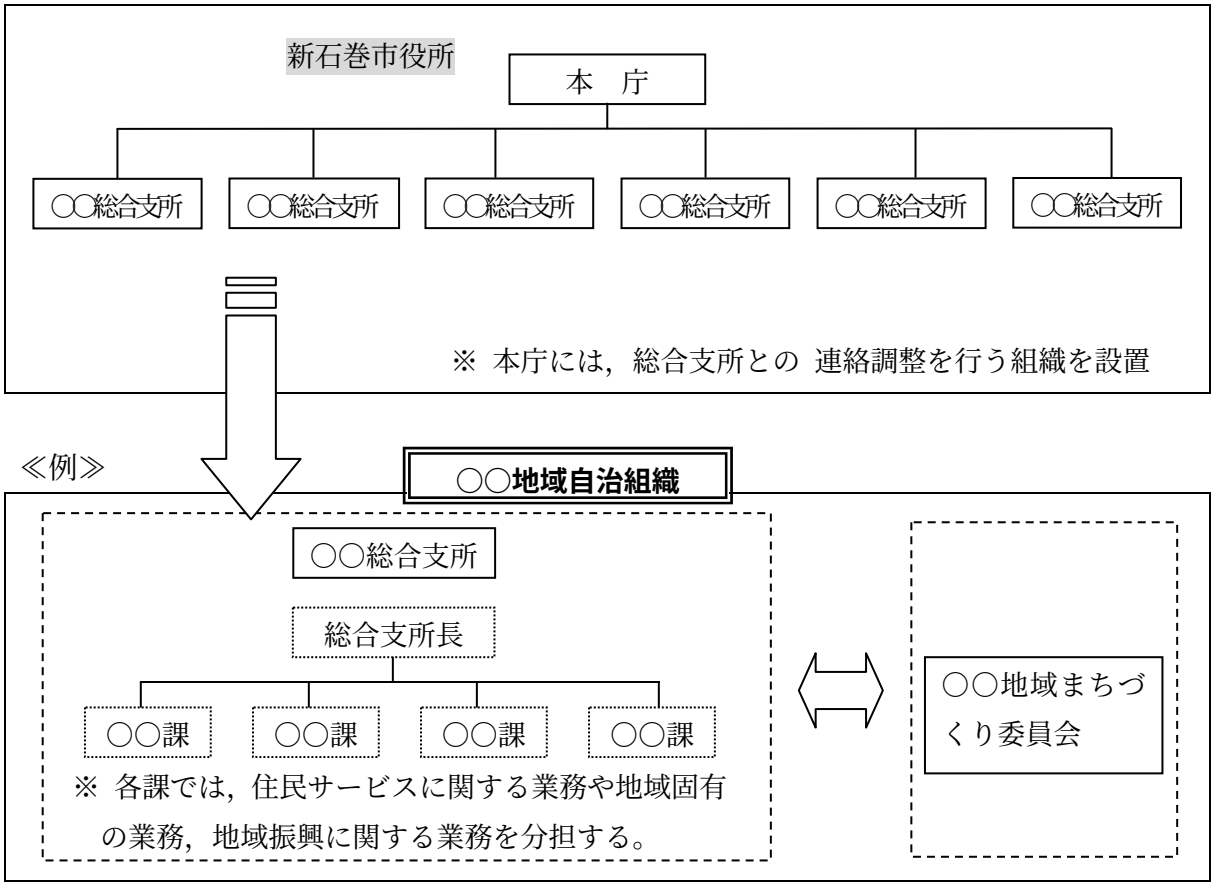

3 総合支所について

(1) 総合支所の機能

「総合支所」は，次の業務を行うものとする。

ア 通常の住民サービス

イ 地域固有の伝統や文化に関わるもの

ウ 地域振興及びコミュニティに資するもの

エ その他，総合支所で行ったほうが効果的な業務

(2) 総合支所長の位置付け

① 身　分

部長級の一般職の職員とする。

② 選任方法

市長が選任する。

③ 職　務

ア 総合支所を総括する。

イ 地域振興施策に係る予算要求権限，予算執行権限及び事務執行権限を有する。

ウ その他，専決が適当と思われる権限を有する。

4 地域委員会について

(1) 名称

委員会の名称は，「（仮称）○○地域まちづくり委員会」とする。

(2) 位置付け

「（仮称）○○地域まちづくり委員会」は，新市の附属機関とし，市長は，「委員会」の提案及び意見を尊重し，地域の行政運営を行うものとする。

(3) 役割

「（仮称）○○地域まちづくり委員会」は，次の役割を担うものとする。

ア 新市建設（まちづくり）計画の執行状況及び変更の協議

イ ア以外の当該地域に係る各種計画の策定及び変更の協議

ウ 当該地域のまちづくり施策に係る提案及び検討

エ（仮称）地域づくり基金を活用したまちづくりの推進

オ その他，市長が認めるもの

(4) 委員の選任方法

委員の選任方法及び委員数は，地域の実情に応じ，地域の意見を踏まえて定めるものとする。なお，委員の選任には，地域の推薦や公募についても考慮するものとする。

(5) 委員の任期

委員の任期は２年とする。ただし，再任は妨げない。

(6) 委員会の長の選任及び任期

委員会の長は，委員の中から互選し，任期は２年とする。ただし，再任は妨げない。

(7) 委員の報酬

委員は非常勤の特別職とし，報酬（日額）を支給する。

(8) 委員会の事務局

総合支所に「委員会」の事務局を置く。

5 総合支所の予算について

「総合支所」は，施設の維持管理費をはじめとする経常経費のほか，地域振興施策に関する予算を有することとし，個性ある地域づくりを実施・継続できる仕組みを確保できるよう配慮する。

(1) 予算の要求と執行

「各総合支所」は「総合支所」に係る経費について予算要求を行い，当該経費についての執行を行う。

(2)（仮称）地域づくり基金の設置及び運用

合併特例債により積み立てする「（仮称）地域づくり基金」は，各地域の特色を生かした地域づくりの推進を図り，もって新市及び各地域の活性化に資することを目的に設置し，その取扱いは，原則として次のとおりとする。

ア 基金運用の効率的な観点から，「本庁」での一括管理とするが，「本庁」及び「各総合支所」に，それぞれ「持ち枠」を設定する。

イ「各総合支所」の「持ち枠」から生じる運用益については，「各総合支所」の地域づくりに係る予算の特定財源として取り扱う。

ウ「本庁」の「持ち枠」から生じる運用益については，企画担当部局が所管し，「旧石巻市域」分に係る地域振興並びにコミュニティ活動経費に活用する。

(3)（仮称）地域振興事業補助金の交付

「（仮称）地域づくり基金」の運用益等を活用し，地域内の様々なコミュニティ関係団体が，伝統・文化の継承，子供たちが活き活きと育つ地域環境の整備，コミュニティの活性化など，地域の活性化や協働のまちづくり推進のため、自ら考え，自ら具体化していく事業を実施する場合に交付ができる補助金を創設する。

調整結果報告第１５号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目７）について

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年1月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

◎議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目７）

【調整方針】

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第６条第１項及び第７条第１項の規定による特例は，これを適用しない。
(2) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第７項に定める新市の議会の議員の定数は３４人とする。
(3) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１５条第６項に規定する選挙区は設けない。
(4) **報酬の額は，現行の額及び同規模の自治体の例を基に合併時までに調整する。**

【調整方針(4)に係る具体的調整結果】

議会の議員の報酬額は，石巻市の例によるものとし，新市において特別職報酬等審議会に諮問し，決定する。

議会の議員の報酬の設定

職　名	報　　酬　　額	備　　考
議　長	５４６，０００／月	石巻市に準じる
副議長	４８２，０００／月	
議　員	４４５，０００／月	

議会議員の報酬等

項目 ＼ 市町名		石巻市			河北町		雄勝町		河南町	
①報酬	議長	546,000円			306,000円		278,000円		320,000円	
	副議長	482,000円			243,000円		223,000円		247,000円	
	議員	445,000円			228,000円		209,000円		232,000円	
②費用弁償	議長	37円			47円		30円		47円	
	副議長	37円			47円		30円		47円	
	議員	37円			47円		30円		47円	
日当		全日当	半日当		町外全域支給		県内	県外		
	議長	3,300円	1,650円		2,600円		0円	2,000円	2,600円	
	副議長	3,000円	1,500円		2,400円		0円	2,000円	2,400円	
	議員	3,000円	1,500円		2,400円		0円	2,000円	2,400円	
※ 委員会の招集に応じた場合		・実費費用弁償支給（片道2km以上） ・日当なし			・実費費用弁償支給 ・日当なし		・実費費用弁償支給 ・日当なし		・日当なし	
(備考)		県内	宿泊	全日当	町内の会議に出席した場合は，費用弁償として日額1,000円を支給する。		長の召集に応じ会議等に出席し，又は長の命令によりその事務を遂行するために勤務した場合は，費用弁償として次の額を支給する。ただし，往復8キロメートル以上の行程にわたる場合は，次の額に定期バス実費運賃を加算して支給する。 （議長・副議長・議員） 費用弁償（日額）/1,000円 宿泊料（1夜につき）/7,000円		町内の旅行については，費用弁償として日額1,300円を支給する。	
			日帰り	半日当						
		広域圏内	宿泊	半日当						
			日帰り	無支給						
		県外	宿泊	全日当						
			日帰り							
宿泊料（1夜につき）		甲地方	乙地方	広域圏内			甲地方	乙地方	甲地方	乙地方
	議長	16,500円	14,900円	11,920円	13,100円		12,000円	12,000円	13,500円	11,800円
	副議長	14,800円	13,300円	10,640円	12,100円		12,000円	12,000円	12,500円	10,800円
	議員	14,800円	13,300円	10,640円	12,100円		12,000円	12,000円	12,500円	10,800円
③期末手当	6月	170/100			170/100		170/100		170/100	
	12月	180/100			180/100		180/100		180/100	
	傾斜配分（加算率）の有無	有	0.15		有	0.15	無	-	有	0.15
	支給率（H15）	3.5			3.5		3.5		3.5	

項目 ＼ 市町名		桃生町		北上町		牡鹿町	
①報酬	議長	282,000円		278,000円		281,000円	
	副議長	226,000円		223,000円		226,000円	
	議員	214,000円		209,000円		214,000円	
②費用弁償	議長	30円		47円		47円	
	副議長	30円		47円		47円	
	議員	30円		47円		47円	
日当		県内	県外	県内	県外		
	議長	1,000円	2,000円	1,300円	1,300円	1,300円	
	副議長	1,000円	2,000円	1,200円	1,200円	1,200円	
	議員	1,000円	2,000円	1,200円	1,200円	1,200円	
※ 委員会の招集に応じた場合		・日当なし		・実費費用弁償支給 ・日当なし		・実費費用弁償支給 ・日当なし	
(備考)		町内の旅行については，費用弁償として日額1,000円を支給する。		宿泊を伴う場合は一日日当のため倍額 町内会議又は研修の場合，往復4キロメートル以上のものについて車賃実費を支給する。		陸路60キロメートル未満，石巻市，桃生郡又は女川町への旅行については日当を支給しない。	
宿泊料（1夜につき）		甲地方	乙地方	地域区分は廃止		町外	町内
	議長	12,000円	12,000円	13,500円		13,500円	6,500円
	副議長	12,000円	12,000円	12,500円		12,500円	6,500円
	議員	12,000円	12,000円	12,500円		12,500円	6,500円
③期末手当	6月	170/100		170/100		170/100	
	12月	180/100		180/100		180/100	
	傾斜配分（加算率）の有無	無	-	有	0.15	有	0.15
	支給率（H15）	3.5		3.5		3.5	

議会議員の報酬比較

類似団体

項目 / 市名	人口（H15.12.31現在）	議員定数		報酬額		
		法上限数	条例定数	議長	副議長	議員
北海道　帯広市	173,222人	34人	32人	580,000円	510,000円	470,000円
茨城県　つくば市	196,656人	34人	33人	547,000円	480,000円	447,000円
栃木県　小山市	154,668人	34人	30人	600,000円	540,000円	510,000円
鳥取県　鳥取市	151,340人	34人	32人	608,420円	534,222円	494,650円
山口県　周南市	156,886人	34人	34人	545,000円	475,000円	400,500円
山口県　山口市	139,444人	34人	30人	540,000円	465,000円	435,000円
鳥取県　米子市	141,281人	34人	32人	615,000円	540,000円	500,000円
宮崎県　都城市	134,897人	34人	32人	481,000円	402,000円	388,000円

宮城県内

項目 / 市名	人口（H15.12.31現在）	議員定数		報酬額		
		法上限数	条例定数	議長	副議長	議員
塩釜市	60,893人	30人	23人	498,000円	437,000円	409,000円
古川市	73,652人	30人	26人	529,000円	458,000円	428,000円
気仙沼市	60,461人	30人	27人	453,820円	381,093円	354,911円
白石市	40,382人	26人	24人	456,000円	385,000円	362,000円
名取市	68,507人	30人	24人	504,000円	420,000円	395,000円
角田市	33,974人	26人	21人	447,000円	376,000円	352,000円
多賀城市	61,882人	30人	22人	481,000円	412,000円	384,000円
岩沼市	42,837人	26人	21人	451,000円	387,000円	365,000円
石巻市	118,536人	34人	29人	546,000円	482,000円	445,000円

宮城県内の合併協議会における調整状況

項目 / 市名	人口（合併時の人口）	議員定数		報酬額		
		法上限数	条例定数	議長	副議長	議員
東松島市	43,154人	26人	26人	424,000円	374,000円	350,000円
栗原市	83,296人	30人	30人	529,000円	458,000円	428,000円
登米市	90,944人	30人	30人	調整中		
石巻市	170,418人	34人	34人	546,000円	482,000円	445,000円

調整結果報告第１６号

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目１１）について

特別職の職員の身分の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

◎特別職の職員の身分の取扱い（協定項目１１）

【調整方針】

(1) 市長，助役，収入役及び教育長の任期等については，法令の定めるところによる。
(2) 行政委員会等の非常勤の委員の定数，任期等については，各法令の定めるところによる。
　ただし，監査委員の定数は３人とし，固定資産評価審査委員会の委員の定数は６人とする。
(3) 法令又は条例等で定める審議会，委員会等の委員その他非常勤の特別職の職員は，**新市において引き続き設置する必要のあるものについては，構成，定数，任期について合併時までに調整する。**
(4) **給料及び報酬の額は，現行の額及び同規模の自治体の例を基に合併時までに調整する。**

【調整方針(3)に係る具体的調整結果】

別紙のとおり調整した。

【調整方針(4)に係る具体的調整結果】

1　市長，助役，収入役及び教育長の給料は，石巻市の例によるものとし，新市において特別職報酬等審議会に諮問し，決定する。
2　監査委員の報酬は，石巻市の例により調整する。
　ただし，監査委員のうち識見を有する者については，月額 100,000 円とする。
3　行政委員会の委員の報酬額は，石巻市の例により調整する。
　ただし, 選挙管理委員会委員は, 日額報酬とし, 委員長は 15,000 円, 委員は 11,000 円とする。
4　審議会等の附属機関の委員の報酬額は，石巻市の例により調整する。

特別職の給与・報酬の設定

区分	機関名・職名・金額	備　　考
職務執行者	石巻市長に準じる。	在職日数により日割計算となる見込み
常勤特別職	市　長　　１，００２，０００／月	石巻市に準じる。
	助　役　　８１３，０００／月	
	収入役　　７１８，０００／月	
	教育長　　７０７，０００／月	
行政委員会委員	①教育委員会 委員長　　９５，３００／月 委　員　　７９，９００／月	石巻市に準じる。
	②選挙管理委員会 委員長　　１５，０００／日 委　員　　１１，０００／日	
	③農業委員会 会　長　　５６，７００／月 委　員　　４４，０００／月	石巻市に準じる。
	④固定資産評価審査委員会 委　員　　９，５００／日	石巻市に準じる。
	⑤監査委員 代表監査委員　　２００，０００／月 委　員（識見）　　１００，０００／月 委　員（議会）　　３７，０００／月	石巻市に準じる。
	⑥公平委員会 委員長　　１０，１００／日 委　員　　９，８００／日	石巻市に準じる。
附属機関等委員	①選挙関係委員等 投票管理者　　１２，７００／回 開票管理者　　１０，７００／回 選挙長　　１０，７００／回 投票立会人　　１０，８００／回 選挙立会人　　８，９００／回 開票立会人　　８，９００／回 不在者投票立会人　　８，９００／回 ②審査会・審議会 委　員　　９，５００／日	石巻市に準じる。

特別職の給与・報酬一覧（構成市町）

項目 ＼ 市町名			石巻市		河北町		雄勝町	
常勤特別職								
	市長		月額	1,002,000円	月額	823,000円	月額	787,000円
	助役		月額	813,000円	月額	606,000円	月額	591,000円
	収入役		月額	718,000円	月額	585,000円	月額	576,000円
	教育長		月額	707,000円	月額	570,000円	月額	531,000円
期末手当	6月		160/100		160/100		210/100	
	12月		170/100		170/100		230/100	
	傾斜配分（加算率）の有無		有	0.15	有	0.15	無	-
行政委員会								
	教育委員会	委員長	月額	95,300円	年額	277,800円	年額	230,000円
		委員	月額	79,900円	年額	231,900円	年額	200,000円
	選挙管理委員会	委員長	月額	50,800円	日額	7,500円	日額	7,400円
		委員	月額	39,700円	日額	7,400円	日額	7,100円
	固定資産評価審査委員会	委員長		-	日額	7,500円		-
		委員	日額	9,500円	日額	7,400円	日額	7,100円
	監査委員	識見選任（代表）	月額	200,000円	年額	364,400円	年額	306,000円
		識見選任（非常勤）		-		-		-
		議会選出	月額	37,000円	年額	281,000円	年額	209,000円
	農業委員会	会長	月額	56,700円	年額	365,600円	年額	189,000円
		会長職務代理者		-	年額	289,100円		-
		委員	月額	44,000円	年額	266,200円	日額	7,100円
		部会長		-		-		-
		部会長職務代理者		-		-		-
	公平委員会	委員長	日額	10,100円		-		-
		委員	日額	9,800円		-		-
法に定める審議会･委員会等の委員								
	投票管理者		1回	12,700円	1回	15,000円	1回	12,700円
	期日前投票所の投票管理者		1回	11,200円		-		-
	開票管理者		1回	10,700円	1回	10,400円	1回	10,700円
	選挙長		1回	10,700円	1回	10,400円	1回	10,700円
	投票立会人		1回	10,800円	1回	13,000円	1回	10,800円
	期日前投票の投票立会人		1回	9,600円		-		-
	開票立会人		1回	8,900円	1回	8,600円	1回	8,900円
	選挙立会人		1回	8,900円	1回	8,600円	1回	8,900円
	不在者投票立会人		1回	8,900円	1回	7,400円		-

河南町		桃生町		北上町		牡鹿町		審査会･審議会等
月額	862,000円	月額	794,000円	月額	787,000円	月額	777,000円	石巻市
月額	643,000円	月額	598,000円	月額	591,000円	月額	586,000円	委員　日額 9,500円
月額	590,000円	月額	578,000円	月額	576,000円	月額	567,000円	
月額	547,000円	月額	546,000円	河北町と共同設置		月額	533,000円	河北町
160/100		160/100		160/100		160/100		委員長 日額 7,500円
170/100		170/100		170/100		170/100		委員　日額 7,400円
有	0.15	無	-	有	0.15	有	0.15	雄勝町
								委員　日額 7,100円
年額	274,000円	年額	238,000円	河北町と共同設置		年額	234,000円	
年額	224,000円	年額	210,000円			年額	204,000円	河南町
日額	8,100円	日額	7,400円	日額	7,300円	日額	7,400円	委員　日額 8,000円
日額	8,000円	日額	7,100円	日額	7,100円	日額	7,300円	
日額	8,100円	日額	7,400円	日額	7,300円	日額	7,400円	桃生町
日額	8,000円	日額	7,100円	日額	7,100円	日額	7,300円	委員長 日額 7,400円
日額	9,200円	年額	329,000円	年額	305,600円	年額	307,000円	委員　日額 7,100円
	-		-		-		-	
日額	8,800円	年額	250,000円	年額	208,900円	年額	244,000円	北上町
年額	353,000円	年額	386,000円	年額	253,000円	年額	191,000円	委員長 日額 7,300円
年額	258,000円		-		-		-	委員　日額 7,100円
年額	258,000円	年額	262,000円	年額	199,700円	日額	7,300円	
	-		-		-		-	牡鹿町
	-		-		-		-	委員長 日額 7,400円
	-		-		-		-	委員　日額 7,300円
	-		-		-		-	
1回	12,700円	1回	15,000円	日額	12,700円	日額	11,300円	
	-		-		-		-	
1回	10,700円	1回	13,000円	日額	10,700円	日額	9,800円	
1回	10,700円	1回	13,000円	日額	10,700円	日額	9,800円	
1回	10,800円	1回	11,000円	日額	10,800円	日額	10,000円	
	-		-		-		-	
1回	8,900円	1回	9,000円	日額	8,900円	日額	8,700円	
1回	8,900円	1回	9,000円	日額	8,900円	日額	8,700円	
	-				-		-	

特別職の給与・報酬一覧（類似団体の例）

人口は2003/10/1の推計による

項目 ＼ 市町名		鳥取県 鳥取市 (201,348人)		茨城県 つくば市 (198,151人)		北海道 帯広市 (171,304人)		栃木県 小山市 (158,327人)	
常勤特別職									
市長		月額	1,080,000円	月額	927,000円	月額	1,030,000円	月額	1,080,000円
助役		月額	895,000円	月額	762,000円	月額	825,000円	月額	870,000円
収入役		月額	760,000円	月額	680,000円	月額	720,000円	月額	770,000円
教育長		月額	760,000円	月額	680,000円	月額	710,000円	月額	730,000円
行政委員会									
教育委員会	委員長	月額	74,000円	月額	74,000円	月額	124,000円	月額	67,000円
	委員	月額	56,500円	月額	63,000円	月額	96,000円	月額	53,500円
選挙管理委員会	委員長	月額	39,000円	日額	10,700円	月額	59,000円	月額	38,500円
	委員	月額	31,500円	日額	8,900円	月額	44,000円	月額	28,000円
固定資産評価審査委員会	委員長		-	日額	9,200円		-		-
	委員	日額	9,000円	日額	8,000円	日額	11,000円	日額	10,000円
監査委員	識見選任	月額	(代表) 81,500円	月額	(代表) 129,000円	月額	(常勤) 710,000円		-
	識見選任（非常勤）	月額	74,000円	月額	116,000円	月額	158,000円	月額	87,000円
	議会選出	月額	37,000円	月額	60,000円	月額	51,000円	月額	43,500円
農業委員会	会長	月額	56,000円	月額	74,000円	月額	72,000円	月額	67,000円
	会長職務代理者	月額	28,500円	月額	63,000円	月額	63,000円	月額	48,000円
	委員	月額	27,000円	月額	57,000円	月額	44,000円	月額	42,000円
	部会長	月額	28,500円	月額	63,000円		-	月額	48,000円
	部会長職務代理者	月額	28,500円	月額	60,000円		-	月額	46,000円
公平委員会	委員長	月額	29,500円	日額	9,200円	月額	44,000円		-
	委員	月額	27,000円	日額	8,000円	月額	33,000円	日額	12,000円
法に定める審議会･委員会等の委員									
投票管理者		1選挙	12,700円	日額	14,700円	日額	13,500円	1回	12,700円
期日前投票所の投票管理者		日額	11,200円		-		-	日額	11,200円
開票管理者		1選挙	10,700円	1回	10,700円	日額	12,500円	1回	10,700円
選挙長		1選挙	10,700円	日額	10,700円	日額	12,500円	1回	10,700円
投票立会人		1選挙	10,800円	日額	13,300円	日額	13,000円	日額	10,800円
期日前投票の投票立会人		日額	9,600円		-		-	日額	9,600円
開票立会人		1選挙	8,900円	1回	8,900円	日額	12,000円	1回	8,900円
選挙立会人		1選挙	8,900円	1回	8,900円	日額	12,000円	1回	8,900円
不在者投票立会人			-		-		-		-

項目 ＼ 市町名		山口県 周南市 (154,575人)		山口県 山口市 (143,060人)		鳥取県 米子市 (140,910人)		宮崎県 都城市 (132,576人)	
常勤特別職									
市長		月額	970,000円	月額	960,000円	月額	1,080,000円	月額	940,000円
助役		月額	790,000円	月額	785,000円	月額	900,000円	月額	755,000円
収入役		月額	690,000円	月額	685,000円	月額	770,000円	月額	675,000円
教育長		月額	690,000円	月額	690,000円	月額	770,000円	月額	675,000円
行政委員会									
教育委員会	委員長	月額	81,000円	月額	105,600円	月額	75,200円	月額	102,000円
	委員	月額	65,000円	月額	88,000円	月額	56,800円	月額	70,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	47,000円	月額	52,800円	月額	37,200円	月額	67,000円
	委員	月額	39,000円	月額	46,600円	月額	29,700円	月額	57,000円
固定資産評価審査委員会	委員長		-	日額	-		-	年額	65,000円
	委員	日額	5,900円	日額	6,700円	日額	8,000円	年額	60,000円
監査委員	識見選任	月額	(常勤) 585,000円	月額	(常勤) 500,000円	月額	(代表) 82,800円		-
	識見選任（非常勤）		-	月額	247,500円	月額	75,200円	月額	213,000円
	議会選出	月額	38,000円	月額	37,300円	月額	37,200円	月額	57,000円
農業委員会	会長	月額	46,000円	月額	51,800円	月額	62,500円	月額	111,000円
	会長職務代理者	月額	37,000円	月額	38,300円	月額	34,300円	月額	74,000円
	委員	月額	31,000円	月額	29,000円	月額	31,200円	月額	62,000円
	部会長		-	月額	37,300円	月額	34,300円	月額	70,000円
	部会長職務代理者		-		-	月額	32,900円		-
公平委員会	委員長	月額	47,000円	月額	38,300円	月額	29,700円	月額	67,000円
	委員	月額	39,000円	月額	37,300円	月額	26,500円	月額	57,000円
法に定める審議会･委員会等の委員									
投票管理者		1選挙	12,700円以内	日額	12,700円	1選挙	35,000円以内	日額	12,700円
期日前投票所の投票管理者		日額	11,200円以内	日額	11,200円	1日	11,200円以内	日額	11,200円
開票管理者		1選挙	10,700円以内	日額	10,700円	1選挙	39,000円以内	1回	10,700円
選挙長		1選挙	10,700円以内	日額	10,700円	1日	10,700円以内	1回	10,700円
投票立会人		1選挙	10,800円以内	日額	10,800円	1日	8,900円以内	日額	10,800円
期日前投票の投票立会人		日額	9,600円以内	日額	9,600円	1日	9,600円以内	日額	9,600円
開票立会人		1選挙	8,900円以内	日額	8,900円	1選挙	8,900円以内	1回	8,900円
選挙立会人		1選挙	8,900円以内	日額	8,900円	1日	8,900円以内	1回	8,900円
不在者投票立会人			-		-		-		-

新市の附属機関等の設置及び運営に関する基本方針

1　目　的

この方針は，市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため新市において附属機関等を設置し運営するに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものである。

2　附属機関等の設置の基本的な考え方

この基本方針において「附属機関等」とは，次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

「附属機関」とは，市民，学識経験者，関係団体の代表者の方などから構成され，市の事務・事業について必要な審査，審議又は調査等を行うため，「地方自治法」第１３８条の４第３項の規定に基づき，法律又は条例の定めるところにより，市長（又は市長職務執行者）及びその他の執行機関に設置される審議会等の機関をいう。

一般的に「附属機関」は，市が政策を立案するに際して，専門的，技術的な判断を要する事案について，各関係者の意見を広く聴取し，様々な角度から論議を尽くすために，諮問などを行う機関として設置されるものである。法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

(2) 附属機関に準じた機関

「附属機関に準じた機関」とは，市が行う事務・事業の立案や実施等に当たり，市民の意見やニーズの把握を行い市行政に反映させることを主な目的とし，法律や条例で設置される「附属機関」に準じた形で，市の規則又は要綱等により設置される機関をいう。

(3) 対象外の機関

市職員で構成する内部組織としての委員会等，関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等及びイベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まないものとする。

3　委員構成の基本的な考え方

「附属機関等」の委員の選任に当たっては，開かれた市政の推進，簡素で効率的な行財政運営の確保等を図るため，その機能が十分に発揮されるよう，各界各層から適切な人材を選任するものとする。

(1) 委員の構成

委員は，附属機関等の設置目的に照らし，幅広い分野及び地域バランスを考慮した人材からの登用に努めるものとし，関係団体等から選任する場合は，当該団体等の長に限ることなく，広く構成員の中から推薦を受けるよう関係団体等に働きかけるものとする。

(2) 女性の登用

委員には，女性を積極的に登用するものとし，女性登用比率30パーセントの達成に努めるものとする。

(3) 委員の年齢構成

委員の年齢構成が偏らないようにするとともに，原則として，発令時において７０歳未満のものを選任するものとする。ただし，専門的な知識，経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は，この限りでない。

(4) 委員の重複就任の制限

同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は，原則として１人につき３以内の附属機関等の委員への選任を限度とする。ただし，専門的な知識，経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は，この限りでない。

(5) 公募による委員の選任

市政に対する市民の幅広い意見の反映を図るため，委員の一部を公募により選任するよう努めるものとする。

4　委員の定数

附属機関等の委員の定数は，法令に定めがある場合を除き，原則として１５人以内とする。ただし，当分の間，附属機関等の設置目的に照らし，多くの人材や団体から特に意見を求める必要があると判断される附属機関等については，この限りでない。

5　委員の任期

委員の任期は，原則として２年以内とする。ただし，再任することができものとするが，通算して６年を超えないものとする。

なお，法令に定めがある場合及び当該委員が専門的な知識，経験等を有する等選任されるに当たって特別な事情がある場合は，この限りでない。

6　附属機関等の設置時期

新市における「附属機関等」の設置については，原則として新市長の政策判断等に関わるため，新市長が選挙された後に，条例案を新市議会に提案し設置するものとし，また，規則・要綱等による場合にあっては，新市長の決裁により設置するものとする。

ただし，次の区分に該当するものについては，地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき，新市の職務執行者が，条例等の専決処分などにより設置することができるものとする。

① 法定により必ず設置するもの若しくは設置が必要なもの又はこれに準ずるもので，市政執行上空白期間の許されないもの
② 新市の組織及びその運営等に関するもの
③ 市民の権利・利益の保護又は権利の制限若しくは義務を課すため，空白期間の許されないもの
④ 公の施設等の設置に関するもの
⑤ 合併協議会において協議済みのもの

7　会議の運営

附属機関等の会議運営については，市民に対して積極的に情報を提供するなど，その

透明性を確保し，市民参加の推進を図るものとし，委員が十分意見を述べる準備をする等の配慮をするとともに，欠席者に対しても意見を求めるなど審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

8　会議の公開

会議は，原則として公開する。ただし，当該会議が情報公開条例に規定する不開示情報を含む内容について審議を行う場合は，会議の全部又は一部を公開しない。

また，会議の開催に当たっては，当該会議の議題，開催日時，開催場所，傍聴手続及び会議の全部又は一部を公開しない場合には，その理由等について，事前に公表するものとする。ただし，会議を緊急に開催する必要が生じたときは，この限りでない。

9　新市における指針の制定

新市においてこの方針の考え方を踏襲し，附属機関等の機能の充実を図り，市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため，「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を定めるものとする。

法令又は条例等で定める審議会･委員会等

合併当初に設置･運営

分科会名	名　　称	定　数	構　　成	法等の任期
総務	情報公開･個人情報保護審査会	5人（条例）	･情報公開及び個人情報保護制度に関し識見を有する者	2年
人事	公務災害補償等審査会	3人（条例）	･学識経験を有する者	2年
	公務災害補償等認定委員会	5人（条例）	･学識経験を有する者	2年
消防防災	交通安全対策会議	右記の者で構成（条例）	･国の地方行政機関の職員　1人 ･宮城県の職員　1人 ･宮城県警察の警察官　2人 ･市の職員　15人 ･教育長 ･消防本部消防長 ･（特別委員） 東日本旅客鉄道（株），日本道路公団その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員	2年
	消防賞じゅつ金等審査委員会	右記の者で構成（規則）	･助役 ･総務部長 ･防災対策課長 ･財政課長 ･消防本部消防長 ･該当する消防団員を管轄する消防署長 ･消防総括団長 ･該当する消防団員を所管する総合支所長 ･該当する消防団員の所属する消防団長	規定なし
保健	石巻市予防接種健康被害調査委員会	5人以内（条例）	･学識経験者 ･石巻市医師会推薦の医師 ･宮城県石巻保健所長 ･石巻市職員	2年
障害者福祉・高齢者	石巻市老人ホーム入所判定委員会	6人（要綱）	･石巻保健所長　1人 ･内科医師　1人 ･精神科医師　1人 ･老人福祉施設を代表する者　1人 ･社会福祉事務所職員　2人	2年
建築住宅	石巻市建築審査会	5人（法，条例）	･法律，経済，建築，都市計画，公衆衛生，行政の知識を有する者	2年
	石巻市建築紛争調整委員会	5人（要綱告示）	･法律，建築，環境の知識を有する者	2年
学校総務	石巻市奨学生選考委員会	10人以内（条例）	･助役 ･市立中学校長 ･高等学校長 ･学識経験者	2年

法令又は条例等で定める審議会･委員会等

市長選挙後に設置

分科会名	名　　称	定　数	構　　成	法等の任期
総務	名誉市民選考委員会	10人 (条例)	･学識経験者	今後調整
	行政改革懇談会	5人 (要綱)	･行政改革に関し識見を有する者	今後調整
人事	特別職報酬等審議会	10人 (条例)	･公共的団体等の代表者 ･住民	答申終了 まで
消防防災	防災会議	60人以内 (条例)	･市長 ･指定地方行政機関の職員 ･宮城県の職員 ･市域を管轄する警察署の署長 ･市の職員 ･教育長 ･広域行政事務組合事務局長 ･消防本部消防長 ･消防総括団長 ･水道企業団事務局長 ･指定公共機関及び地方公共機関の職員	2年
建設計画	総合計画審議会	20人以内 (条例)	･学識経験者 ･関係官公庁の職員 ･必要と認められる者	答申終了 まで
企画調整	市民公益活動推進委員会	10人以内 (条例)	･学識経験者 ･市民公益活動を行う者 ･市長が適当と認める者	2年
	男女共同参画推進審議会	10人 (条例)	市長が適当と認める者	2年
	牡鹿丸運営委員会	5人 (条例)	離島航路事業の運営に関し，知識･経験を有する者	2年
	住居表示審議会	16人以内 (条例)	･関係行政機関の職員 ･学識経験者 ･関係地域代表者	1年
国民健康保険	石巻市国民健康保険運営協議会	22人 (条例)	･被保険者を代表する委員　7人 ･保険医又は保険薬剤師を代表する委員　7人 ･公益を代表する委員　7人 ･被用者保険等保険者を代表する委員　1人	2年
介護保険	石巻市在宅介護支援センター運営協議会	15人以内 (条例)	宮城県石巻保健所の代表者，医師会の代表者，石巻市社会福祉協議会の代表者，民生委員の代表者，在宅介護支援センターの代表者，石巻市社会福祉事務所長，石巻市の老人福祉及び保健担当部門のそれぞれの長，その他市長が必要と認めた者	2年
	石巻市介護保険運営審議会	17人 (条例)	･介護保険被保険者を代表する者　7人 ･介護に関する学識又は経験を有する者　7人 ･介護サービスに関する事業に従事する者　3人	3年

法令又は条例等で定める審議会･委員会等

市長選挙後に設置

分科会名	名　　称	定　数	構　　成	法等の任期
水産	石巻市水産物地方卸売市場運営協議会	15人以内(条例)	･卸売業者 ･買受人 ･その他の利害関係者 ･学識経験者	2年
商工観光	石巻市国民宿舎運営審議会	5人(条例)	国民宿舎事業の運営に関し知識又は経験を有する者	2年
	石巻市おしかホエールランド運営審議会	5人(条例)	おしかホエールランド事業の運営に関し知識又は経験を有する者	2年
環境	環境審議会	20人以内(条例)	･学識経験者 ･関係行政機関の職員 ･市長が適当と認めた者	2年
	廃棄物対策審議会	20人以内(条例)	･学識経験者 ･関係団体の推薦する者 ･市長が適当と認めた者	2年
社会･児童福祉	民生委員推薦会	14人(法)	･市議会議員　2人 ･民生委員　2人 ･社会福祉事業の実施に関係のある者　2人 ･市町村の区域を単位とする社会福祉団体の代表者　2人 ･教育に関係のある者　2人 ･関係行政機関の職員　2人 ･学識経験のある者　2人	3年
都市計画	都市計画審議会	15人以内(条例)	･学識経験を有する者 ･市議会議員 ･その他市長が認める者	2年
道路河川	石巻市公共事業再評価監視委員会	6人(要綱)	･高度な専門知識を有する者 ･市長が適当と認めた者	2年
農林	農政対策審議会	20人以内(条例)	･農業関係団体の役員 ･農業委員 ･農業を営む者 ･学識経験を有する者	2年
病院	石巻市病院運営審議会	15人以内(条例)	･識見を有する者 ･市長が適当と認めた者	2年
学校総務	石巻市学校給食センター運営審議委員会	20人以内(条例)	･学識経験者 ･関係学校長 ･児童及び生徒の保護者 ･保健衛生その他関係行政機関の代表者	2年
	石巻市心身障害児就学指導委員会	28人以内(条例)	･学識経験のある者 ･学校医及び専門医 ･小学校及び中学校の校長 ･特殊教育の関係教職員 ･教育委員会が適当と認めた者	1年

法令又は条例等で定める審議会･委員会等

市長選挙後に設置

分科会名	名　　称	定　数	構　　成	法等の任期
社会教育	石巻市社会教育委員	18人 (条例)	･学校教育及び社会教育の関係者 ･学識経験を有する者 ･教育委員会が必要と認める者	2年
	石巻市少年センター運営協議会	15人以内 (規則)	･関係機関の職員，関係団体の役職員 ･小学校，中学校及び高等学校の教職員 ･民間有志者 ･学識経験者	2年
	石巻文化センター運営委員会	15人以内 (条例)	･学識経験者 ･芸術文化団体の役職員 ･各種団体の役職員 ･教育委員会が必要と認める者	2年
	石巻市生涯学習推進委員会	20人以内 (条例)	･学識経験のある者 ･地域代表者 ･関係団体の推薦する者 ･その他市長が適当と認めた者	2年
	石巻市勤労青少年ホーム運営委員会	若干名 (条例)	専門的知識を有する者	2年
体育振興	スポーツ振興審議会	20人以内 (条例)	今後調整	2年
	スポーツ顕彰審査会	10人以内 (要綱)	･スポーツ関係者 ･学識経験者　　ほか	2年
	運動公園等建設委員会	20人以内 (条例)	･学識経験のある者 ･体育関係団体の推薦する者 ･石巻市職員 ･市長が適当と認めた者	2年

調整結果報告第１７号

一部事務組合等の取扱い（協定項目１４）について

一部事務組合等の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	14	協定項目の名称	一部事務組合等の取扱い
調 整 方 針	(1) 一部事務組合 ① 石巻地区広域行政事務組合，石巻地方広域水道企業団，河南地区衛生処理組合及び河南町矢本町国民健康保険病院組合については，新市においても加入することとし，**加入手続については，関係市町との協議を踏まえ，合併時までに調整する。** ② 河北地区衛生処理組合については，合併の日の前日をもって廃止し，新市の事務として行う。		

区 分		設置年月日	構成団体及び共同処理する事務
一部事務組合	石巻地区広域行政事務組合	昭和44年4月1日	1 構成市町村 石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町，矢本町，鳴瀬町，女川町 2 業務内容 (1) し尿処理施設，ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の設置，管理並びに運営に関すること。 (2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置，管理及び運営に関すること。 (3) 消防事務に関すること。ただし，消防団に関する事務は除く。 (4) 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する事務，建設用びょう打ち銃用空包に係る事務及び煙火に係る事務のうち組織市町において処理することとされた事務に関すること。 (5) 視聴覚教材センターの設置，管理及び運営に関すること。 (6) 広域市町村圏計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。 (7) ふるさと市町村圏計画の策定及びふるさと市町村圏計画に基づく広域活動事業計画の事業の実施に関すること。 (8) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく基本計画の策定及び基本計画に基づく地域振興事業計画の事業の実施に関すること。 (9) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
	石巻地方広域水道企業団	昭和55年10月9日	1 構成市町村 石巻市，矢本町，鳴瀬町 2 業務内容 水道事業及び簡易水道事業の経営に関すること

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

③ 宮城県市町村職員退職手当組合及び宮城県市町村自治振興センターについては，新市においても加入することとし，**加入手続については関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ，合併時までに調整する。**

④ 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合については，合併の日の前日をもって脱退し，新市の事務として行う。

現況	調整の具体的内容
【職員の状況】(平成16年4月1日現在) ・行政職 56名　・消防職 337名 ・労務職 20名　消防吏員 335名 事務吏員 2名　合計 413名 財産及び債務の状況（平成15年3月31日現在） 【土地(㎡)】 ・行政財産 99,968.24 ・普通財産 19,654.40 合計 119,622.64 【建物(㎡)】 ・行政財産 24,974.28 ・普通財産 932.56 合計 25,906.84 【起債残高(千円)】 ・清掃施設 8,326,430 ・消防 91,590 合計 8,418,020 【基金現在高(千円)】 ・財政調整基金 300,444 ・老人ホーム施設充実基金 10,755 ・視聴覚教材センター設備充実基金 10,000 ・石巻広域ふるさと市町村圏基金 2,089,350 合計 2,410,549 【債務負担行為の平成15年度以降の支出予定額】 (物件購入等) ・期間：平成15年度まで ・金額：用地造成費30,000千円と年8.0%以内の支払利子との合計額 (債務保証関係) ・期間：平成15年度まで ・金額：用地造成資金の借入先に対する元金と利子支払額の相当額	新市においても加入することとし，**加入手続きについては関係市町村との協議を踏まえ，合併時までに調整する。** **【具体的調整結果】** **合併関係市町(１市６町)の脱退及び新たな「石巻市」の加入については，合併特例法第９条の２の規定を適用し，合併日前に現在の広域行政事務組合を構成する市町の議会の議決を得るものとする。** **なお，合併に際しての広域行政事務組合規約の変更については，構成市町の数の変更及び組合議会の議員の数の変更とし，負担金及び事務事業については，新市移行後に２市１町で構成する広域行政事務組合議会において見直し，決定するものとする。**
【職員の状況】(平成16年4月1日現在) ・事務吏員 48名 ・技術吏員 87名 合計 135名 （企業長事務局(7課，1管理事務所，1検査監，3浄水場，25係) 監査委員事務局(1局，1係) 議会事務局(1局，1係)） 財産及び債務の状況（平成15年3月31日現在） 【起債残高(千円)】 ・矢本町より承継 69,234 ・鳴瀬町より承継 54,497 ・石巻市より承継 1,461,618 ・企業団発足後の起債借上 11,653,514 合計 13,238,863 【財産(単位：千円)】 1 有形固定資産 資産額 減価償却累計額 償却未済額 ・土地 1,509,258 0 1,509,258 ・建物 2,537,074 763,463 1,773,611 ・機械及び装置 6,795,504 3,452,741 3,342,763 ・構築物 41,043,419 12,486,280 28,557,139 ・その他 299,548 144,522 155,026 計 52,184,803 16,847,006 35,337,797 2 無形固定資産 資産額 減価償却累計額 償却未済額 557 86 471	新市においても加入することとし，**加入手続きについては関係市町村との協議を踏まえ，合併時までに調整する。** **【具体的調整結果】** **合併関係市町(石巻市)の脱退及び新たな「石巻市」の加入については，合併特例法第９条の２の規定を適用し，合併日前に現在の水道企業団を構成する市町並びに新たに加入する６町の議会の議決を得るものとする。** **なお，合併に際しての水道企業団規約の変更については，構成市町の数の変更及び企業団議会の議員の数の変更とする。**

協定項目の番号	14	協定項目の名称	一部事務組合等の取扱い

区　　分		設置年月日	共 同 処 理 す る 事 務
一部事務組合	河南地区衛生処理組合	昭和46年1月25日	1　構成市町村 河南町，矢本町，鳴瀬町 2　業務内容 （1）　火葬場の設置及び管理運営に関すること。 （2）　ごみを処理するための焼却炉の設置及び管理運営に関すること。
	河南町矢本町国民健康保険病院組合	昭和28年11月24日	1　構成市町村 河南町，矢本町 2　業務内容 組織町の国民健康保険被保険者及び地域住民の疾病予防及び傷病治療の便益を図るため病院の設置，管理及び経営並びにこれに附帯する事務
	河北地区衛生処理組合	昭和46年4月1日	1　構成市町村 河北町，桃生町，北上町 2　業務内容 （1）　一般廃棄物処理施設の設置，管理及び運営に関すること。 （2）　一般廃棄物の収集，運搬及び処理に関すること。（現在は可燃物処理に限る。）

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会

現況	調整の具体的内容
【職員の状況】(平成16年4月1日現在) ・事務吏員　1名 財産及び債務の状況(平成15年3月31日現在) 【土地(㎡)】 ・普通財産　38,843.31 【建物(㎡)】 ・行政財産　227.55 ・普通財産　1,602.42 合計　1,830.47 【起債残高(千円)】 普通債(廃棄物処理)　585,112 【基金現在高(千円)】 ・財政調整基金　65,198 【債務負担行為の平成15年度以降の支出予定額】 なし	新市においても加入することとし,加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ,合併時までに調整する。 **【具体的調整結果】** **合併関係市町(河南町)の脱退及び新たな「石巻市」の加入については，合併特例法第９条の２の規定を適用し，合併日前に現在の衛生処理組合を構成する町並びに新たに加入する６市町の議会の議決を得るものとする。** **なお，合併に際しての衛生処理組合規約の変更については，構成市町の数の変更及び組合議会の議員の数の変更とする。**
【職員の状況】(平成16年4月1日現在) ・行政職　31名 ・医療職(一)・医師　12名 ・医療職(二)・技師等　33名 ・医療職(三)・看護師　113名 ・単純労務職　24名　合計　213名 財産及び債務の状況(平成15年3月31日現在) 【土地(㎡)】 ・行政財産　22,680.68 【建物(㎡)】 ・行政財産　13,723.02 【起債残高(千円)】 ・企業債　2,062,798 【概要】 ・一般病棟数　196床 ・診療科目　内科，消化器科，呼吸器科，循環器科，外科，呼吸器外科，産婦人科，整形外科，眼科，耳鼻咽喉科，リハビリテーション科，麻酔科 【基金現在高(千円)】 なし 【債務負担行為の平成15年度以降の支出予定額】 なし	新市においても加入することとし,加入手続きについては関係市町との協議を踏まえ,合併時までに調整する。 **【具体的調整結果】** **合併関係市町(河南町)の脱退及び新たな「石巻市」の加入については，合併特例法第9条の2の規定を適用し，合併日前に現在の病院組合を構成する町並びに新たに加入する6市町の議会の議決を得るものとする。** **なお，合併に際しての病院組合規約の変更については，構成市町の変更及び組合の名称の変更とする。**
【職員の状況】(平成16年4月1日現在) 一般行政職(行政1)　1名 単純労務職(行政2)　4名　合計5名 財産及び債務の状況(平成15年3月31日現在) 【土地(㎡)】 ・行政財産　42,445 【建物(㎡)】 ・行政財産(非木造)　1,864 【起債残高(千円)】 普通債(一般廃棄物処理) ・政府資金　987,133 ・その他　39,498 合計　1,026,631 【基金現在高(千円)】 ・財政調整基金　38,141 【債務負担行為の平成15年度以降の支出予定額】 なし	合併の日の前日をもって廃止し，新市の事務として行う。 **【具体的調整結果】** **財産及び職員は，新市に引き継ぐ。**

協定項目の番号	14	協定項目の名称	一部事務組合等の取扱い

区　　分		設置年月日	共 同 処 理 す る 事 務
一部事務組合	宮城県市町村職員退職手当組合	昭和31年4月4日	1　構成市町村 気仙沼市, 白石市, 角田市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市及び全町村並びに一部事務組合 2　業務内容 市町村職員の退職手当支給事務
	宮城県市町村自治振興センター	平成5年11月1日	1　構成市町村 仙台市を除く全市町村 2　業務内容 市町村職員の研修事務, 市町村の自治振興の調査研究等業務

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	総　務　部　会	分科会名	総　務　分　科　会

現　　況	調整の具体的内容
【負担金(率)】 ○特別職　給料月額 × 330/1000 ○一般職　給料月額 × 190/1000 ○事務費に要する費用 × 1/1000	新市においても加入することとし，<u>加入手続きについては関係市町村及び関係機関との協議を踏まえ，合併時までに調整する。</u> **石巻市は，退職手当組合に，平成16年度中に加入するものとする。** **【具体的調整結果】** **◎宮城県市町村職員退職手当組合** **石巻市が平成17年3月1日付けで加入するため，合併特例法を適用せず，3月31日に脱退する議案を各市町議会に提案し，4月1日に新たに加入する。** **加入手続きについては，市長職務執行者による専決処分とする。** **◎宮城県市町村自治振興センター** **合併特例法第9条の3の規定を適用し，新市において加入する。**
【負担金】 ○均等割（68市町村）・・・・・組合経費の1割 ・1市町村あたり　198,000円 ○職員数割・・・・・・・・・組合経費の3割 （一般行政職と税務職の合計）	

協定項目の番号	14	協定項目の名称	一部事務組合等の取扱い
調 整 方 針	(2) 共同設置による機関 ① 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会については，合併の日の前日をもって当該審査会等を脱退し，新市の事務として行う。 ② 河北町･北上町2町教育委員会，河北町･北上町2町社会教育委員及び河北町･北上町2町文化財保護委員会については，合併の日の前日をもって当該機関を廃止し，新市の事務として行う。		

区 分		設置年月日	構 成 団 体 及 び 共 同 処 理 す る 事 務
公社	石巻地区土地開発公社	昭和48年3月31日	1 構成市町村 石巻市，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町 矢本町，鳴瀬町，女川町，河北町 2 業務内容 公共用地，公用地等の取得，管理処分等の業務

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	総　務　部　会	分　科　会　名	総　務　分　科　会

(3) 事務の委託
公平委員会及び北上町の学校給食に関する事務の委託については，合併の日の前日をもって当該事務委託を廃止し，新市の事務として行う。

(4) 公社
石巻地区土地開発公社については，新市においても加入することとするし，**加入手続きについては，関係市町との協議を踏まえ，合併時までに調整する。**

詳　　細	調整の具体的内容
【基本財産】　1，000万円 【出資金】　石巻市　610万円　桃生町　20万円　矢本町　100万円 河北町　40万円　北上町　10万円　鳴瀬町　40万円 雄勝町　20万円　牡鹿町　20万円　女川町　80万円 河南町　60万円	新市においても加入することとし，**加入手続きについては，関係市町との協議を踏まえ,合併時までに調整する。** **【具体的調整結果】** **公社については，脱退･加入の特例措置は設けられていないため，公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づく規約の変更手続きにより，3月31日に脱退する議案を各市町議会に提案し，4月1日に新たに加入する。** **加入手続きについては，市長職務執行者による専決処分とする。**

【事業債償還状況（平成14年度）】　（単位：円）

区　分	利　子	計	年度末未償還額	備　考
石巻市	45,739,567	45,739,567	3,518,565,938	運動公園用地
鳴瀬町	505,380	140,505,380	560,000,000	川下工場団地
矢本町	259,657	7,374,067	116,164,829	四反走街区公園用地 七反谷地地区集会所整備
河南町	1,150,795	195,146,201	1,450,000,000	前山複合文化施設
広域行政	515,494	11,495,494	3,495,000	河北･河南し尿処理用地
合　計	48,170,893	400,260,709	5,648,225,767	

調整結果報告第１８号

使用料・手数料の取扱い（協定項目１５）について

使用料・手数料の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い
調整方針	使用料及び手数料の取扱いについては，新市の一体性の確保，負担の公平及び負担の適正化に配慮し，基本的な方向は次のとおりとする。 (1)　施設使用料については，施設の内容及び建設年度が異なり地域に密着していることを考慮し，原則として現行のとおりとする。ただし，同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。 (2)　(1)以外の使用料については，可能な限り統一することとし，必要に応じ激変緩和措置を講ずる。 (3)　事務手数料については，原則として合併時に統一する。		

（管財分野）

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">現</th></tr>
<tr><th>石　巻　市</th><th>河　北　町</th><th>雄　勝　町</th><th>河　南　町</th></tr>
<tr><td>貸付料</td>
<td>１土地貸付料（年額）
*貸付する年度の当該市有地の仮固定資産評価額×算定率
<table><tr><th>区　分</th><th>算定率</th></tr><tr><td>住宅用又は非営利用</td><td>4.5／100</td></tr><tr><td>営利用</td><td>5.5／100</td></tr><tr><td>一時貸付</td><td>5.5／100</td></tr></table>
２建物貸付料（年額）
(1)使用料
*貸付する年度の当該建物の時価×6/100
*貸付年額=使用許可面積÷当該建物の延面積×6/100
※時価=最建築価格(1-0.1)×残耐用年数÷耐用年数＋再建築価格×0.1【残存比率】
(2)加算料
※個別ﾒｰﾀｰで使用量が計量できるもの以外の算出方法
①電気料
・当該建物の市支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
・自動販売機
*単価×自販機消費電力量×24 時間×365 日×70%
※単価=当該建物の市支払決算額から求めた 1kw 当り単価
②水道料
・当該建物の市支払決算額×使用人数÷当該建物の総使用人数
③冷暖房料
*当該建物の冷暖房機保守点検委託料・燃料費市支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
④火災保険料
・原則市負担
⑤保安及び衛生管理費
*当該建物の警備清掃・害虫駆除等委託料支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
⑥し尿浄化槽分
*当該建物のし尿浄化槽清掃等委託料支払決算額×使用人数÷当該建物の総使用人数</td>
<td>１土地貸付料（年額）
*度の当該町有地の固定資産評価相当額×算定率
<table><tr><th>区　分</th><th>算定率</th></tr><tr><td>住宅用又は非営利用</td><td>4／100以内</td></tr><tr><td>営利用</td><td>〃</td></tr><tr><td>一時貸付</td><td>〃</td></tr></table>
２建物貸付料（年額）
(1)使用料
*貸付する年度の当該建物の時価×10.5/100 以内で当該建物の固定資産税相当額、及び貸付実例を考慮して算定
※時価=最建築価格×{100%－（経過年数×減価率）}
(2)加算料
①電気料
・ＰＨＳ基地局のみ電気料相当分加算、その他の施設は加算なし
・自動販売機
*個別メーターにて消費電力量を確認し徴収
②水道料
・加算なし
③冷暖房料
・加算なし
④火災保険料
・町負担
⑤保安及び衛生管理費
・加算なし
⑥し尿浄化槽分
・し尿浄化槽……借主負担
・下水道……受益者負担金分加算なし、使用料は借主負担</td>
<td>1普通財産(土地･建物等)
県の貸付基準に準じて貸付料を算定・徴収
２行政財産
(1)土地
評価額の３／１００に消費税法に規定する税率を乗じて得た額を加算する
（２)建物
評価額の７／１００に消費税法に規定する税率を乗じて得た額を加算する</td>
<td>１土地貸付（使用）料（年額）
*貸付（許可）する年度の当該町有地の評価額(用買価格×算定率)
<table><tr><th>区　分</th><th>算定率</th></tr><tr><td>普通財産（貸付料）</td><td>5.4／100（財務規則）</td></tr><tr><td>行政財産（使用料）</td><td>4.0／100（財産条例）</td></tr></table>
２建物貸付料（年額）
(1)使用料
*貸付する年度の当該建物の時価×10.5/100
(2)加算料
※個別ﾒｰﾀｰで使用量が計量できるもの以外の算出方法
①電気料
・当該建物の町支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
・自動販売機
*単価×自販機消費電力量×使用時間×365 日
※単価=当該建物の町支払決算額から求めた 1kw 当り単価
②水道料（実績なし）
・当該建物の町支払決算額×使用人数÷当該建物の総使用人数
③冷暖房料（実績なし）
*当該建物の冷暖房機保守点検委託料･燃料費町支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
④火災保険料（実績なし）
・原則町負担
⑤保安及び衛生管理費(実績なし)
*当該建物の警備清掃・害虫駆除等委託料支払決算額×使用許可面積÷当該建物の延面積
⑥し尿浄化槽分（実績なし）
*当該建物のし尿浄化槽清掃等委託料支払決算額×使用人数÷当該建物の総使用人数</td></tr>
</table>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

(4)　個別の使用料・手数料の調整の類型は概ね次のとおりとする。
① 現行のとおりとする
② 現行のとおり統一する（現行も同一の場合）
③ 新市において段階的に統一する
④ 現行のとおり新市に引継ぎ，新市において調整する。
⑤ 合併時に統一する（合併時までに調整する）
⑥ 合併時（まで）に廃止する

況

桃生町

１土地貸付料（年額）
*年額＝貸付面積×基準地価
×東北地区用地対策連絡協議会補償基準×７０％

短期間貸付（工事現場事務所用地等）	寺崎	18,000円
	中津山	16,000円
	新田	15,000円
	神取	14,500円
	樫崎	8,200円
	城内	5,200円
	新小塚	4,000円

２建物貸付料（年額）
(1)使用料
*公営住宅法に該当しない住宅（町独自住宅）　6戸
公営住宅法に定める家賃算定に準じた算定
*診療所施設、歯科施設、医師住宅(各駐車ｽﾍﾟｰｽ含む)
医師への開業要請時に定めた貸付料
診療所施設　100,000円／月
歯科施設　30,000円／月
医師用住宅　30,000円／月
(2)加算料
（水・光熱費は利用者負担）
※設備の損耗的補修費は借主負担
※個別ﾒｰﾀｰで使用量が計量できるもの以外の算出方法
面積案分（機械警備委託料、消防設備保守点検委託料）
*自動販売機
最大電力使用量（ｋｗ/ｈ）
×２４ｈ×３６５日
（機器仕様書記載の電力）
④火災保険料
・原則町負担
⑤保安及び衛生管理費
*実施していない
⑥し尿浄化槽分
*面積案分により負担

北上町

１行政財産使用料
(1)土地

使用目的	算出方法		
電柱類の設置	1本につき	宅地田畑	630円
		山林	250円
鉄塔類の設置	1㎡につき	宅地	710円
		田畑	440円
		山林	220円
地下埋設管	1mにつき	宅地田畑	220円
		山林	130円
地下工作物	土地価額の２％に相当する金額		
架空工作物	土地価額の3%ないし1.5%に相当する金額		
その他	土地価額の4%に相当する金額		

※財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例別表（第８条関係）による
(2)建物
・建物価額の１０％に相当する金額に光熱水費等の実費を加算した金額
(3)船舶等の動産
・１年間に償却されるべき金額に当該年度における修理費用を加算した金額

牡鹿町

１土地貸付料（年額）
*貸付する当該財産の評価額、貸付実例等を考慮して定める

２建物貸付料（年額）
*貸付する当該財産の評価額、貸付実例等を考慮して定める

調整の具体的内容

石巻市と河北町の算定基準を基本とし合併時までに調整する。ただし，桃生町の診療所施設建物貸付等のように政策的に行っているものについては，特例として扱う。

〈具体的調整結果〉
貸付料の算定基準については，石巻市の例による。

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（社会・児童福祉分野）

項目：公立保育所保育料

現

石巻市

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
B	A,D階層を除き前年度分市町村民税非課税世帯		2,460	1,660	1,660
C1	市町村民税課税世帯（A、D階層を除き前年度分）	均等割額のみ	8,860	5,980	5,980
C2		所得割額あり	12,360	9,680	9,680
D1	所得税の課税世帯（A階層を除き前年分の）	12千円未満	15,260	12,000	12,000
D2		12千円以上48千円未満	21,500	18,600	18,600
D3		48千円以上96千円未満	33,640	30,280	30,280
D4		96千円以上144千円未満	44,000	38,690	33,750
D5		144千円以上264千円未満	53,800	38,690	33,750
D6		264千円以上	60,000	38,690	33,750

（その他の公立保育所）

階層区分		保育料（月額（円））
A	生活保護世帯	0
B	母子（父子）世帯	6,450
C	A，B以外の世帯	12,900

河北町

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
2	1.5～10階層を除き前年度分町民税非課税世帯		6,000	4,000	4,000
3	1.5～10階層を除き前年度均等割のみ課税世帯		13,000	10,000	10,000
4	1.5～10階層を除き前年度所得割のある世帯		16,000	13,000	13,000
5	所得税の課税世帯（一階層を除き前年分の）	40千円未満	20,000	17,000	17,000
6		40千円以上80千円未満	25,000	22,000	22,000
7		80千円以上140千円未満	32,000	29,000	28,000
8		140千円以上240千円未満	37,000	33,000	30,000
9		240千円以上370千円未満	42,000	37,000	32,000
10		370千円以上	46,000	37,000	32,000

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況

雄勝町

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））	
			３歳未満児	３歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯		0	0
2	1,4～7 階層を除き前年度分の町民税非課税世帯		8,100	5,400
3	1，4～7 階層を除き前年度分の町民税課税世帯		15,600	13,200
4	1 階層を除き前年所得税課税世帯	40 千円未満	21,000	18,900
5		40 千円以上 140 千円未満	26,700	22,800
6		140 千円以上 370 千円未満	33,500	26,100
7		370 千円以上	44,000	34,600

河南町

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
A	生活保護世帯		0	0	0
B	前年度町民税非課税世帯		4,500	4,200	4,200
C1	前年度町民税均等割課税世帯		12,400	9,700	9,700
C2	前年度町民税所得割課税額 5,000 円未満		16,700	13,800	13,800
C3	前年度町民税所得割課税額 5,000 円以上		18,300	14,300	14,300
D1	前年所得税額	3 千円未満	20,600	18,100	18,100
D2		3 千円以上 10 千円未満	20,700	18,300	18,300
D3		10 千円以上 17 千円未満	22,500	19,700	19,700
D4		17 千円以上 60 千円未満	27,200	24,900	24,900
D5		60 千円以上 80 千円未満	28,000	25,200	25,200
D6		80 千円以上 120 千円未満	35,200	32,300	30,500
D7		120 千円以上 140 千円未満	36,000	32,900	31,000
D8		140 千円以上 180 千円未満	43,500	33,800	32,200
D9		180 千円以上 200 千円未満	44,000	34,500	32,400
D10		200 千円以上 400 千円未満	48,100	36,800	32,500
D11		400 千円以上 510 千円未満	49,600	36,900	32,600
D12		510 千円以上	61,000	37,800	33,200

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

項目：公立保育所保育料

現

桃生町

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
2	1,5～10 階層を除き前年度市町村民税非課税世帯		8,000	6,000	6,000
3	1，5～10 階層を除き前年度均等割のみ課税世帯		17,000	14,000	14,000
4	1，5～10 階層を除き前年度所得割のある世帯		19,500	16,500	16,500
5	1階層を除き前年所得税課税世帯	17 千円未満	26,000	23,000	23,000
6		17 千円以上 80 千円未満	28,800	26,100	26,100
7		80 千円以上 140 千円未満	40,000	37,000	35,100
8		140 千円以上 200 千円未満	41,600	39,200	35,500
9		200 千円以上 510 千円未満	57,000	41,400	35,500
10		510 千円以上	76,800	41,400	35,500

北上町

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳以上児	４歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
B	A階層を除き，前年度市町村民税非課税		6,000	5,000	5,000
C1	A階層，D階層を除き，前年度均等割のみ課税世帯		9,000	7,000	7,000
C2	A階層，D階層を除き，前年度所得割のある世帯		12,000	10,000	10,000
D1	A、B階層を除き前年所得税課税世帯	32,000 円未満	16,000	14,000	14,000
D2		32,000 円以上 64,000 円未満	21,000	18,000	18,000
D3		64,000 円以上 112,000 円未満	28,000	24,000	24,000
D4		112,000 円以上 160,000 円未満	32,000	26,000	26,000
D5		160,000 円以上 284,000 円未満	35,000	28,000	28,000
D6		284,000 円以上 408,000 円未満	38,000	30,000	30,000
D7		408,000 円以上	40,000	32,000	30,000

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況	調整の具体的内容
牡鹿町	

（公立認可保育所）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料基準額（月額（円））		
			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
B	A階層，D階層を除き，前年度町民税非課税		6,000	5,000	5,000
C1	A階層，D階層を除き，前年度均等割のみ課税世帯		12,000	9,000	9,000
C2	A階層，D階層を除き，前年度所得割のある世帯		15,000	12,000	12,000
D1	A階層を除き前年所得税課税世帯	32,000円未満	18,000	16,000	16,000
D2		32,000円以上64,000円未満	24,000	21,000	21,000
D3		64,000円以上112,000円未満	30,000	26,000	26,000
D4		112,000円以上160,000円未満	36,000	30,000	28,000
D5		160,000円以上284,000円未満	40,000	32,000	28,000
D6		284,000円以上408,000円未満	44,000	32,000	28,000
D7		408,000円以上	48,000	32,000	28,000

（１）　平成１７年度は現行の保育料とするが，その後，段階的に改定し，平成２２年度に保育料を統一する。

（２）　統一される保育料基準額表については，階層区分を１１階層，年齢区分を３歳未満児，３歳児，４歳以上児とする。

（３）　**保育料の算定時期，納付方法及び減免等については，合併時までに調整する。**

（４）　その他の公立保育所保育料については，そのあり方と併せて新市において調整する。

〈具体的調整結果〉

保育料の算定時期は，石巻市の例を基本として合併時に統一することとするが，納付方法は，現行のとおりとする。

なお，桃生町が実施している保育料の減免等は，現行のとおりとし，平成18年度の保育料の改定に併せ，見直しを図る。

【再掲(協定 25-14)】

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（高齢者・障害者分野）

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="6">現</th></tr>
<tr><th>石巻市</th><th>河北町</th><th>雄勝町</th><th>河　南　町</th><th>桃生町</th><th>北　上　町</th></tr>
<tr><td>老人憩いの家等使用料</td><td></td><td></td><td></td><td>河南町老人憩の家・河南町老人創作館
<table>
<tr><td>老人憩の家使用料
昼間全室１時間当たり</td><td>210 円</td></tr>
<tr><td>老人憩の家使用料
昼間１室１時間当たり</td><td>100 円</td></tr>
<tr><td>老人憩の家使用料
夜間全室１時間当たり</td><td>310 円</td></tr>
<tr><td>老人憩の家使用料
夜間１室１時間当たり</td><td>150 円</td></tr>
</table></td><td></td><td>老人憩の家部門利用料(月額)
<table>
<tr><td>区　分</td><td>利用者世帯の階層区分</td><td>利用者負担額</td></tr>
<tr><td>老人憩の家部門</td><td>利用１団体につき</td><td>500 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>老人福祉センター使用料</td><td></td><td></td><td></td><td>河南町老人福祉センター
<table>
<tr><td rowspan="2">区　分</td><td colspan="3">金　額</td></tr>
<tr><td>昼間
１時間
当たり</td><td>夜間
１時間
当たり</td><td>合宿
研修
１人１泊</td></tr>
<tr><td>栄養
指導室</td><td>210 円</td><td>310 円</td><td rowspan="9">420 円</td></tr>
<tr><td>教養
娯楽室</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr>
<tr><td>ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ
場（１面）</td><td>1,050 円</td><td>1,050
円</td></tr>
<tr><td>健康
相談室</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr>
<tr><td>工作室</td><td>310 円</td><td>420 円</td></tr>
<tr><td>集会
及び
運動
指導室</td><td>1,050 円</td><td>1,260
円</td></tr>
<tr><td>生活
相談室</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr>
<tr><td>図書室</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr>
</table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>高齢者生活福祉センター使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>北上町高齢者生活福祉センター
居住部門利用料
<table>
<tr><td>対象収入による階層区分</td><td>使用料の金額（月額）</td></tr>
<tr><td>120 万円以下</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>120 万円を超え
～130 万円以下</td><td>4,000 円</td></tr>
<tr><td>130 万円を超え
～140 万円以下</td><td>7,000 円</td></tr>
<tr><td>140 万円を超え
～150 万円以下</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>150 万円を超え
～160 万円以下</td><td>13,000 円</td></tr>
<tr><td>160 万円を超え
～170 万円以下</td><td>16,000 円</td></tr>
<tr><td>170 万円を超え
～180 万円以下</td><td>19,000 円</td></tr>
<tr><td>180 万円を超え
～190 万円以下</td><td>22,000 円</td></tr>
<tr><td>190 万円を超え
～200 万円以下</td><td>25,000 円</td></tr>
<tr><td>200 万円を
超えるとき</td><td>30,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況	調整の具体的内容

牡　鹿　町

施設名	時間区分 / 室名	9:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	17:00～21:00
○○老人憩いの家		入場料等がない場合		入場料等がある場合	
	全館同時	1,500	1,600	4,000	4,400
	会議室	いずれか１室		いずれか１室	
	和室	1,100	1,200	2,200	2,400
	調理室	無料	無料	無料	無料
	暖房料	１回当たり 200 円			
減免基準		減免額	電気料	暖房料基本料金の 20%	
	公用・公益上必要	全額	全額	全額	
	公的団体等使用	全額	全額	全額	
	町長が認めた場合	全額	全額	全額	

網地島高齢者生活福祉センター

対象収入による階層区分	使用料の金額（月額）
120 万円以下	0 円
120 万円を超え～130 万円以下	4,000 円
130 万円を超え～140 万円以下	7,000 円
140 万円を超え～150 万円以下	10,000 円
150 万円を超え～160 万円以下	13,000 円
160 万円を超え～170 万円以下	16,000 円
170 万円を超え～180 万円以下	19,000 円
180 万円を超え～190 万円以下	22,000 円
190 万円を超え～200 万円以下	25,000 円
200 万円を超え～210 万円以下	30,000 円
220 万円を超え～230 万円以下	35,000 円
230 万円を超え～240 万円以下	40,000 円
230 万円を超え～240 万円以下	45,000 円
240 万円を超えるとき	50,000 円

生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については，現行のとおり新市に引き継ぐものとし，**詳細は合併時までに調整する。**

〈具体的調整結果〉

使用料については，当面は現行のとおりとし，多目的集会所施設との整合性を図り，5 年を目途に統一できるよう調整する。

【再掲(協定 25-12)】

協定項目の番号	１５	協 定 項 目 の 名 称	使用料・手数料の取扱い

（水道分野）

項目	現			
	石巻市(石巻地方広域水道企業団)	河北町	雄勝町	河南町
水道料金	水道料金＝ (基本料金＋水量料金)×1.05	水道料金＝ (基本料金＋超過料金＋ メーター器使用料)×1.05	水道料金＝ (基本料金＋超過料金＋ メーター器使用料)×1.05 (10円未満切捨て)	水道料金＝ (基本料金＋水量料金)× 1.05
	・基本料金 口径13㎜～10㎥　1,230円 口径20㎜～10㎥　1,690円 口径25㎜　1,950円 口径30㎜　2,460円 口径40㎜　2,970円 口径50㎜　5,940円 口径75㎜　11,770円 口径100㎜　20,680円 口径150㎜　50,370円 口径200㎜　98,300円	・基本料金 ～10㎥　1,900円	・基本料金 家庭用　～7㎥　1,400円 その他　～10㎥　2,300円 (営業用・ 営業兼用 ・工業用 等) 公共用　～20㎥　3,000円 臨時及び　～10㎥　4,000円 一時用	・基本料金 口径13㎜　500円 口径20㎜　1,100円 口径25㎜　1,600円 口径30㎜　2,800円 口径40㎜　4,600円 口径50㎜　7,600円 口径75㎜　17,800円 口径100㎜　29,000円
	・水量料金 口径13・20㎜ 11～20㎥　215円/㎥ 21～50㎥　230円/㎥ 51㎥～　265円/㎥ 口径25㎜以上 1～50㎥　250円/㎥ 51～200㎥　265円/㎥ 201～500㎥　270円/㎥ 501㎥～　275円/㎥ 公衆浴場用 92円/㎥ 臨時用水 330円/㎥	・超過料金 11㎥～　240円/㎥	・超過料金 家庭用　8～30㎥　190円/㎥ その他　11～30㎥　240円/㎥ 公共用　21～30㎥　200円/㎥ 臨時及び　11～30㎥　410円/㎥ 一時用 家庭用　31～50㎥　220円/㎥ その他　31～50㎥　260円/㎥ 公共用　31～50㎥　220円/㎥ 臨時及び　31～50㎥　440円/㎥ 一時用 家庭用　51㎥～　240円/㎥ その他　51㎥～　280円/㎥ 公共用　51㎥～　240円/㎥ 臨時及び　51㎥～　480円/㎥ 一時用	・水量料金 1～10㎥　160円/㎥ 11～20㎥　185円/㎥ 21～30㎥　210円/㎥ 31～40㎥　235円/㎥ 41㎥以上　260円/㎥ 学校プール用 240円/㎥ 臨時用　420円/㎥
		・メーター器使用料 口径13㎜　100円 口径20㎜　170円 口径25㎜　200円 口径30㎜　300円 口径40㎜　350円 口径50㎜　900円 口径75㎜　1,900円 口径100㎜　2,500円	・メーター器使用料 口径13㎜　80円 口径20㎜　120円 口径25㎜　130円 口径30㎜　180円 口径40㎜　190円 口径50㎜　850円 口径75㎜　1,150円	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
水道料金＝ (基本料金＋水量料金)×1.05	水道料金＝ (基本料金＋超過料金＋ メーター器使用料)×1.05	水道料金＝ (基本料金＋超過料金＋ メーター器使用料)×1.05	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **調整中** 【再掲（協定25－24)】
・基本料金 口径13㎜ 600円 口径20㎜ 1,100円 口径25㎜ 1,800円 口径30㎜ 2,400円 口径40㎜ 4,800円 口径50㎜ 8,200円 口径75㎜ 18,400円 口径100㎜ 31,100円	・基本料金 一般用 ～10㎥ 1,800円 臨時用 ～10㎥ 2,400円	・基本料金 口径13㎜ ～10㎥ 1,500円 口径20㎜ ～10㎥ 1,700円 口径25㎜ ～10㎥ 2,000円 口径30㎜ ～10㎥ 2,500円 口径40㎜ ～10㎥ 3,000円 口径50㎜ ～10㎥ 4,000円 口径75㎜ ～10㎥ 5,000円 臨時用 ～10㎥ 3,500円	
・水量料金 1～ 10㎥ 170円/㎥ 11～100㎥ 190円/㎥ 101㎥～ 230円/㎥ 臨時用 420円/㎥	・超過料金 一般用 11㎥～ 180円/㎥ 臨時用 11㎥～ 240円/㎥	・超過料金 口径13㎜ 11㎥～ 180円/㎥ 口径20㎜ 11㎥～ 180円/㎥ 口径25㎜ 11㎥～ 200円/㎥ 口径30㎜ 11㎥～ 200円/㎥ 口径40㎜ 11㎥～ 220円/㎥ 口径50㎜ 11㎥～ 220円/㎥ 口径75㎜ 11㎥～ 220円/㎥ 臨時用 11㎥～ 350円/㎥	
	・メーター器使用料 口径13㎜ 100円 口径20㎜ 150円 口径25㎜ 200円 口径30㎜ 300円 口径40㎜ 350円 口径50㎜ 900円 口径75㎜ 1,900円 口径100㎜ 2,500円	・メーター器使用料 口径13㎜ 100円 口径20㎜ 200円 口径25㎜ 300円 口径30㎜ 500円 口径40㎜ 900円 口径50㎜ 1,500円 口径75㎜ 3,000円 臨時用 100円	

協定項目の番号	１５	協 定 項 目 の 名 称	使用料・手数料の取扱い

（農林分野）

<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th colspan="4">現</th></tr>
<tr><th>石巻市</th><th>河　北　町</th><th>雄勝町</th><th>河南町</th></tr>
<tr><td>堆肥センター
使用料</td><td></td><td>河北町堆肥センター
１．搬入
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>生堆肥</td><td>１ｔ</td><td>200 円</td><td>自己搬入</td></tr>
<tr><td>尿</td><td>1,800 ℓ</td><td>2,200 円</td><td>センター搬入</td></tr>
</table>
２．搬出
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">料金</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>町内</th><th>町外</th></tr>
<tr><td>完熟堆肥
（バラ）</td><td>１ｔ</td><td>円
2,500</td><td>円
3,500</td><td>自己搬出</td></tr>
<tr><td>完熟堆肥
運搬料金
（バラ）</td><td>１台</td><td>2,000</td><td>4,000</td><td></td></tr>
<tr><td>完熟堆肥
（袋詰）</td><td>１袋</td><td>350</td><td>450</td><td></td></tr>
</table>
使用料は、上記基本料金に、１００分の１０５を乗じて得た額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
	北上町堆肥センター		**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **<u>現行のとおり新市に引き継ぐ。</u>**

区分	単位	料金	備考
生堆肥	1台 (2t 車)	円 420	自己搬入とする。
尿	1台 (1,800 ℓ)	3,780	センターが搬入する。但し、1台当たりの最低基本料金2,000円とする
尿	1台 (3,700ℓ)	7,700	センターが搬入する。但し、1台当たりの最低基本料金4,000円とする

区分	単位	料金		備考
		町内	町外	
完熟堆肥（バラ）	1台 (2t 車)	円 5,600	円 7,100	自己搬入した場合
完熟堆肥（バラ）	1台 (2t 車)	7,700	10,500	センターが搬出した場合、町外で 25 ㎞以上増す毎に 140 円加算する。
完熟堆肥（袋詰）	1袋 (15kg)	360	360	自己運搬の場合（センター渡し価格）

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（水産分野）

<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th colspan="4">現</th></tr>
<tr><th>石巻市</th><th>河北町</th><th>雄勝町</th><th>河南町</th></tr>
<tr><td>水産物地方卸売市場施設使用料</td><td>石巻市水産物地方卸売市場施設使用料
<table>
<tr><td>卸売場使用料</td><td>卸売金額の 5/1000</td></tr>
<tr><td>冷蔵施設使用料</td><td>月額　3,888,300 円</td></tr>
<tr><td>事務室等使用料</td><td>月額　350 円/㎡</td></tr>
<tr><td>食堂・売店使用料</td><td>月額　200 円/㎡</td></tr>
<tr><td>大会議室使用料</td><td>午前 9 時～午後 1 時　2,000 円
午後 1 時～午後 5 時　3,000 円
午後 5 時～午後 9 時　5,000 円
午前 9 時～午後 9 時　10,000 円
暖房料(4 時間ごと)　500 円</td></tr>
<tr><td>中会議室使用料</td><td>午前 9 時～午後 1 時　500 円
午後 1 時～午後 5 時　1,000 円
午後 5 時～午後 9 時　2,000 円
午前 9 時～午後 9 時　3,500 円
暖房料(4 時間ごと)　300 円</td></tr>
<tr><td>小会議室使用料</td><td>午前 9 時～午後 1 時　300 円
午後 1 時～午後 5 時　500 円
午後 5 時～午後 9 時　1,000 円
午前 9 時～午後 9 時　1,800 円
暖房料(4 時間ごと)　200 円</td></tr>
<tr><td>公衆電話設置使用料</td><td>年間　1,500 円/基</td></tr>
<tr><td>漁業情報無線受信アンテナ設置使用料</td><td>月額　200 円/㎡</td></tr>
<tr><td>石巻市市場製氷棟施設使用料</td><td>月額　60 円/㎡</td></tr>
<tr><td>清浄海水施設使用料</td><td>月額　60 円/㎡</td></tr>
<tr><td>水産加工団地汚水管貸付料</td><td>年額　20,000,000 円</td></tr>
<tr><td>砕氷塔施設貸付料</td><td>年額　9,100 円</td></tr>
</table>
※使用料は，それぞれの区分に応じ算出した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。（卸売場使用料と水産加工団地汚水管貸付料を除く）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄磯地区集会施設使用料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

<table>
<tr><th colspan="3">況</th><th rowspan="2">調整の具体的内容</th></tr>
<tr><th>桃生町</th><th>北上町</th><th>牡鹿町</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>牡鹿町水産物地方卸売市場施設使用料
卸売場使用料　：　卸売金額の 5/1000
事務室等使用料　：　年額　325,000 円</td><td><u>合併時までに調整する。</u>

〈具体的調整結果〉
現行のとおりとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">入場料等がない場合</th><th colspan="2">入場料等がある場合</th></tr>
<tr><th>昼の部
1回当たり</th><th>夜の部
1回当たり</th><th>昼の部
1回当たり</th><th>夜の部
1回当たり</th></tr>
<tr><td>全館同時</td><td>1,500 円</td><td>1,600 円</td><td>4,000 円</td><td>4,400 円</td></tr>
<tr><td>会議室又は和室のいずれか1室
（調理室無料）</td><td>1,100 円</td><td>1,200 円</td><td>2,200 円</td><td>2,400 円</td></tr>
</table>
備考
1　「入場料等がある場合」とは、入場料を徴収する行事を開催する場合又は何らかの対価を得る目的で使用する場合をいう。
2　「昼の部」とは、午前 9 時から午後 5 時までをいう。
3　「夜の部」とは、午後 5 時から午後 9 時までをいう。
4　「1 回」とは、6 時間以内で使用許可を受けた時間の回数をいい、準備と後始末に要する時間を含む。
5　使用時間が 6 時間を超えるときは、次の超過料金を納めなければならない。
超過時間が 3 時間まで　使用料の半額
超過時間が 3 時間を超え 6 時間まで　使用料と同額
6　同じ使用目的で連日使用するときは、次の割合を乗じた額を使用料とする。
連続 2 日使用の場合　90 パーセント
連続 3 日使用の場合　80 パーセント
</td><td><u>合併時までに調整する。</u>

〈具体的調整結果〉
当面，現行のとおりとし，多目的集会施設との整合性を図り、5年を目途に統一できるよう調整する。</td></tr>
</table>

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
【漁港占用料】			※消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する税率を乗じて得た額を加算する。
１ 工作物を設置する場合			
（１）電柱類の設置			
電柱，支柱，支線，鉄塔，係留杭その他これに類するもの	１本１年につき　540 円		１本１年につき　300 円
第１種電柱		１本１年につき　770 円	
第２種電柱		１本１年につき　1,200 円	
第３種電柱		１本１年につき　1,600 円	
第１種電話柱		１本１年につき　690 円	
第２種電話柱		１本１年につき　1,100 円	
第３種電話柱		１本１年につき　1,500 円	
その他の柱類		１本１年につき　53 円	
共架電線その他上空に設ける線類			
地下電線その他地下に設ける線類			
路上に設ける変圧器			
地下に設ける変圧器			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			
郵便差出箱			
その他のもの			
（２）埋設物の設置			
電線類，管類（ガス，水道管等）			

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
				平成１７年度は現行のとおりとし，**平成１８年度から３年間で段階的に統一する。減免措置については合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **平成１８年度以降の漁港占用料については，以下のとおりとする。** **減免措置は，防災・海難防止施設，上水道給水管，消防施設等の市・漁協等が設置した公共・公益施設及び漁港施設と一体となり地域の漁民に広く利用される公共性・公益性の高い施設について実施する。**
			１本１年につき　300円	**〈具体的調整結果〉** **1本1年につき　540円** **ただし，合併前の条例の規定に基づき占用許可を受けていた者の更新については，牡鹿町は，平成 18 年度 380 円，平成 19 年度 460 円とする。**
		１本１年につき　770円		
		１本１年につき　1,200円		
		１本１年につき　1,600円		
		１本１年につき　690円		
		１本１年につき　1,100円		
		１本１年につき　1,500円		
		１本１年につき　53円		
		１メートルにつき １年７円		
		１メートルにつき １年４円		
		１個につき　１年 520円		
		占用面積１平方メートルにつき １年 360円		
		１個につき１年　1,100円		
		１個につき　１年 450円		
		占用面積１平方メートルにつき １年 1,100円		

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
外径０．４メートル未満	１メートル１年につき 85 円	• 外径 0.1 メートル未満 １メートル１年につき 36 円 • 外径 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満 １メートル１年につき 53 円 • 外径 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満 １メートル１年につき 71 円 • 外径 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満 １メートル１年につき 140 円	１メートル１年につき 60 円
外径０．４メートル以上 １メートル未満	１メートル１年につき 190 円	１メートル１年につき 360 円	１メートル１年につき 120 円
外径１メートル以上	１メートル１年につき 395 円	１メートル１年につき 710 円	１メートル１年につき 300 円
（３）広告物類の設置			
標識類，看板，公告板，旗，のぼりその他これに類するもの	１平方メートル１年につき 2,200 円		
広告塔		１平方メートル１年につき 1,100 円(表示面積)	
看板（一時的に設けるもの）			
看板（その他のもの）			
標識			
旗ざお（祭礼，縁日等に際し一時的に設けるもの）			
旗ざお（その他のもの）			
幕（祭礼，縁日等に際し一時的に設けるもの）			
幕（その他のもの）			
アーチ（車道を横断するもの）			
アーチ（その他のもの）			
（４）機械類の設置			
起重機，砕氷塔その他これに類するもの	１平方メートル１年につき 180 円		

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
		1メートル1年につき 140円	1メートル1年につき 30円	**〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき85円 ただし，合併前の条例の規定に基づき占用許可を受けていた者の更新については，雄勝町は平成18年度70円，平成19年度80円とし，牡鹿町は平成18年度50円，平成19年度70円とする。**
		1メートル1年につき 230円	1メートル1年につき 60円	**〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき190円**
		1メートル1年につき 470円	1メートル1年につき 150円	**〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき395円**
			1平方メートル1年につき 1,000円	**〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき　1,100円**
		1平方メートル1年につき 1,100円(表示面積)		
		表示面積1平方メートルにつき 1月　110円		
		表示面積1平方メートルにつき 1年 1,100円		
		1本につき 1年　850円		
		1本につき 1日　11円		
		1本につき 1月　110円		
		その面積1平方メートルにつき 1日　11円		
		その面積1平方メートルにつき 1月　110円		
		1基につき 1月 1,100円		
		1基につき 1月　540円		
		占用面積1平方メートルにつき 1月　180円	占用面積1平方メートルにつき 1月 10円	**〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき　180円**

協定項目の番号	１５	協 定 項 目 の 名 称	使用料・手数料の取扱い

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
（５）その他の工作物の設置	１平方メートル１年につき 180 円	１平方メートル１年につき 1,100 円（使用面積）	１平方メートル １年につき　60 円
２ 工作物を設置しない場合	１平方メートル１日につき 7 円	１平方メートル１日につき 11 円	１平方メートル １年につき　 5 円
軌道敷地			
工事用敷地・工事用材料			
工場・事業敷地			
通路・通路橋			
祭礼縁日等 （一時的に設けるもの）			
祭礼縁日等（その他のもの）			
【土砂採取料等】			
１ 土砂採取料			
（１）砂	１立方メートルにつき 130 円	１立方メートルにつき　　70 円	
（２）土砂	１立方メートルにつき 90 円	１立方メートルにつき　　50 円	
（３）切込砂利	１立方メートルにつき 150 円	１立方メートルにつき　　100 円	
（４）砂利	１立方メートルにつき 170 円	１立方メートルにつき　　130 円	
（５）栗石	１立方メートルにつき 190 円	１立方メートルにつき　　140 円	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
		１平方メートル１年につき 180 円	１平方メートル　１月につき 10 円	**〈具体的調整結果〉** **1平方メートル1年につき　180 円** **ただし，合併前の条例の規定に基づき占用許可を受けていた者の更新については，雄勝町は平成 18 年度 100 円，平成 19 年度 140 円とし，牡鹿町は平成 18 年度 140 円，平成 19 年度 160 円とする。**
			１平方メートル　１日につき 2 円	**〈具体的調整結果〉** **1平方メートル1日につき　　7 円** **ただし，合併前の条例の規定に基づき占用許可を受けていた者の更新については，牡鹿町は平成 18 年度 4 円，平成 19 年度 6 円とする。**
		１平方メートル１年につき 1,100 円		
		１平方メートル１年につき 110 円		
		１平方メートル１年につき 150 円		
		１平方メートル１年につき 75 円		
		占用面積１平方メートルにつき １日　11 円		
		占用面積１平方メートルにつき １月　110 円		
				平成１７年度は現行のとおりとし，**<u>平成１８年度から３年間で段階的に統一する。減免措置については合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **平成１８年度以降の土砂採取料等については，以下のとおりとする。** **減免措置は，防災･海難防止施設，上水道給水管，消防施設等の市･漁協等が設置した公共･公益施設及び漁港施設と一体となり地域の漁民に広く利用される公共性･公益性の高い施設について実施する。**
		１立方メートルにつき 130 円		**〈具体的調整結果〉** **1立方メートルにつき　130 円**
		１立方メートルにつき 90 円		**〈具体的調整結果〉** **1立方メートルにつき　　90 円**
		１立方メートルにつき 150 円		**〈具体的調整結果〉** **1立方メートルにつき　150 円**
		１立方メートルにつき　170 円（径 8 センチメートル未満のもの）		**〈具体的調整結果〉** **1立方メートルにつき　170 円**
		１立方メートルにつき　　190 円（径 8 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの）		**〈具体的調整結果〉** **1立方メートルにつき　190 円**

協定項目の番号	１５	協 定 項 目 の 名 称	使用料・手数料の取扱い

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
（６）玉石	１立方メートルにつき 230 円	１立方メートルにつき　　150 円	
２ 水域占用料			
（１）海浜地への工作物設置	１平方メートル１年につき 600 円		
（２）桟橋	１平方メートル１年につき 600 円		
（３）船舶係留施設	１平方メートル１年につき 240 円		
（４）広告物設置	１平方メートル１年につき 2,400 円		
（５）漁業用工作物設置	１平方メートル１年につき 360 円		
（６）電柱等	１本　１年につき 540 円		
（７）地下埋設物			
外径０．４メートル未満のもの	１メートル１年につき 85 円		
外径０．４メートル以上１メートル未満のもの	１メートル１年につき 190 円		
外径１メートル以上のもの	１メートル１年につき 395 円		
（８）その他	１平方メートル１年につき 360 円		
【使用料】			
漁船以外の船舶			
泊地（海難のため又はこれを避けるため入港した船舶が停けい泊する場合を除く。）			
A 泊地			
Ｂ泊地			

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
		１立方メートルにつき 230 円（径 15 センチメートル以上のもの）		**〈具体的調整結果〉 1立方メートルにつき 230 円**
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 600 円
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 600 円
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 240 円
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 2,400 円
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 360 円
				〈具体的調整結果〉 1本　1年につき 540 円
				〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき 85 円
				〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき 190 円
				〈具体的調整結果〉 1メートル1年につき 395 円
				〈具体的調整結果〉 1平方メートル1年につき 360 円
				平成１７年度は現行のとおりとし，**平成18年度から3年間で段階的に統一する。減免措置については合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉 実績がないため廃止する。**
		船舶の長さ１メートルにつき １月　600 円		
		船舶の長さ１メートルにつき １月　500 円		

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（下水道分野）

項　目	現			
	石　巻　市	河 北 町	雄　勝　町	河　南　町
下水道使用料	【流域関連公共下水道】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1，300円 ・従量使用料　（1㎥につき） 11～ 50㎥まで　195円 51～200㎥まで　235円 201～500㎥まで　265円 501㎥～　285円 ※使用料の額は，一使用月において，使用者が排除した汚水の量に応じ，上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし，1円未満の端数は切り捨てるものとする。 【漁業集落排水事業】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1，300円 ・従量使用料　（1㎥につき） 11～ 50㎥まで　195円 51～200㎥まで　235円 201～500㎥まで　265円 501㎥～　285円 ※使用料の額は，1使用月において，使用者が排除した汚水の量に応じ，上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし，1円未満の端数は切り捨てるものとする。	【単独公共下水道】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1，400円 ・従量使用料　（1㎥につき） 11～ 30㎥まで　140円 31～ 60㎥まで　150円 61～100㎥まで　165円 101～200㎥まで　180円 201㎥～　195円	該当なし （平成18年度制定予定）	【流域関連公共下水道】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1，200円 ・従量使用料（1㎥につき） 11～ 20㎥まで　140円 21～ 50㎥まで　160円 51～200㎥まで　170円 201㎥～　190円 ※使用料の額は1使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ，上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし，1円未満の端数は切り捨てるものとする。 【農業集落排水事業】 （一般家庭） ・世帯割額 （1ケ月）1,498円 ・世帯員割額 （1人につき）392円 （事業所等） ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1,498円 ・従量使用料（1㎥につき） 11㎥～　161円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【流域関連公共下水道】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで　1,300円 ・従量使用料（1㎥につき） 11～ 20㎥まで 150円 21～ 50㎥まで 170円 51～200㎥まで 190円 201㎥～ 210円	【特定環境保全公共下水道】 【浄化槽市町村整備推進事業】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで 1，400円 ・従量使用料（1㎥につき） 11㎥～ 150円 ※使用料の額は毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ，上記により算出した合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし，1円未満の端数は切り捨てるものとする。	【特定環境保全公共下水道】 ・基本使用料（1ケ月） 10㎥まで 1，200円 ・従量使用料（1㎥につき） 11～ 20㎥まで 120円 21～ 50㎥まで 130円 51～200㎥まで 140円 201㎥～ 160円 ※使用料の額は毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ，上記により算出した合計額に100分の105を乗じて得た額（10円未満切捨て）とする。	現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業及び漁業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。なお、徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう**合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **上水道と同時徴収を行うこととする。**

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（公立病院分野）

項目	現	
	石　巻　市 石巻市立病院	河北町
石巻市立病院行政財産目的外使用料		

名　　称	区分	使用料の算定式
外来・職員食堂及び売店	月額	月間売上額 2,000,000 円未満の場合は, 月間売上額×100 分の 3.5
		月間売上額 2,000,000 円以上,3,000,000 円未満の場合は, 70,000 円＋（月間売上額－2,000,000 円）×100 分の 4
		月間売上額 3,000,000 円以上 4,000,000 円未満の場合は, 110,000 円＋（月間売上額－3,000,000 円）×100 分の 4.5
		月間売上額 4,000,000 円以上 5,000,000 円未満の場合は, 155,000 円＋（月間売上額－4,000,000 円）×100 分の 5
		月間売上額 5,000,000 円以上 6,000,000 円未満の場合は, 205,000 円＋（月間売上額－5,000,000 円）×100 分の 5.5
		月間売上額 6,000,000 円以上 7,000,000 円未満の場合は, 260,000 円＋（月間売上額－6,000,000 円）×100 分の 6
		月間売上額 7,000,000 円以上 8,000,000 円未満の場合は, 320,000 円＋（月間売上額－7,000,000 円）×100 分の 7
		月間売上額 8,000,000 円以上 9,000,000 円未満の場合は, 390,000 円＋（月間売上額－8,000,000 円）×100 分の 8
		月間売上額 9,000,000 円以上 10,000,000 円未満の場合は, 470,000 円＋（月間売上額－9,000,000 円）×100 分の 9
		月間売上額 10,000,000 円以上の場合は, 560,000 円＋（月間売上額－10,000,000 円）×100 分の 10
自動販売機設置場所	月額	月間販売手数料×100 分の 50
現金自動受払機設置場所	年額	1 平方メートル当たり 29,619 円×使用面積
ガス整圧器（ガバナー）設置用地	年額	1 平方メートル当たりの病院用地の仮固定資産評価額×使用面積×100 分の 5

	使　用　料	
石巻市立病院のプリペードカード式テレビシステムのプリペードカード販売機及び清算機の設置場所	年額	8,580 円
院外処方せん窓口及びファクシミリ設置場所	年額	161,120 円
電柱支柱敷地	年額	１本につき　1,500 円

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により消費税を課すこととされる資産の譲渡等に係るものについては，それぞれ使用料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えて得た額をもって当該使用料の額とする。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況					調整の具体的内容
雄勝町 雄勝町国民健康保険病院	河南町 ※参考 河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院	桃生町	北上町	牡鹿町 町立牡鹿病院	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおりとする。** 【再掲（協定項目 25－10）】

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

(社会教育分野)

項目：公民館使用料

現

石巻市

館名	室名＼時間区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:30	全日
中央公民館	大ホール	4,580	6,110	7,640	17,940
	第1講座室	1,350	1,670	2,240	5,090
	第2講座室	830	1,050	1,350	3,250
	第1教養室	830	1,050	1,350	3,250
	第2教養室	830	1,050	1,350	3,250
	和室	1,050	1,670	2,140	5,300
	調理実習室	830	1,050	1,350	3,250
	楽屋	410	730	930	2,100
	備付暖房器具	1室1時間につき300円			
		大ホール1時間につき1,420円			
	ストーブ	1台1時間につき大型300円･小型75円			
渡波公民館	大ホール	3,360	4,580	5,700	14,270
	会議室	860	1,120	1,630	3,460
	和室	620	1,050	1,460	3,150
	調理実習室	730	930	1,150	2,830
	図書室	無料			
	備付暖房器具	1室1時間につき300円			
	ストーブ	1台1時間につき大型300円･小型75円			
蛇田公民館	大ホール	2,650	3,870	4,890	10,700
	会議室	610	710	1,120	2,440
	和室	860	1,420	2,030	4,070
	調理実習室	620	760	960	2,340
	図書室	無料			
	備付暖房器具	1室1時間につき300円			
	ストーブ	1台1時間につき大型300円･小型75円			
稲井公民館	大ホール	4,070	5,400	6,830	17,020
	講座室	830	1,050	1,350	3,250
	会議室	1,150	1,460	2,200	4,820
	和室	1,050	1,670	2,100	4,820
	調理実習室	760	960	1,220	2,950
	備付暖房器具	1室1時間につき300円			
	ストーブ	1台1時間につき大型300円･小型75円			
荻浜公民館	大ホール	4,280	5,910	6,830	15,080
	講座室	620	830	1,250	2,720
	会議室	620	830	1,250	2,720
	和室	830	1,350	1,780	3,980
	調理実習室	660	810	1,010	2,540
	図書室	無料			
	備付暖房器具	1室1時間につき300円			
	ストーブ	1台1時間につき大型300円･小型75円			
	冷房	1室1時間につき300円			

河北町

総合文化施設に掲載(河北町総合センター内)

雄勝町

室名＼時間区分			昼間(4時間/1回)	夜間(4時間/1回)
大集会室	入場料	無	2,940	3,460
		500円未満	5,250	6,300
		500円以上	8,400	9,450
		冠婚行事	8,710	10,290
集会室	和室	A室	2,940	3,250
		B室	2,100	2,410
		全室	4,930	5,560
視聴覚室			1,570	1,890
調理実習室			3,670	3,990
その他研修室･講座室等			1,150	1,260

･超過料金は1時間につき基本料金の100分の25相当額
･11月1日から3月31日までの使用については基本料金，超過料金の合計額の100分の10の額を加算
･冠婚行事で集会室を使用する場合の基本料金は，定額の100分の250相当額
･視聴覚室使用と併せ映写機を使用する場合，基本料金は定額の100分の200相当額

河南町

室名＼時間区分	9:00～17:00(時間単価)	17:30～22:00(時間単価)
多目的ホール	1,060	1,260
営農相談室	210	310
農事研修室	520	730
調理実習室	520	630
生活改善研修室	620	840
全室貸切	2,920	3,770

･農村環境改善センター使用料を準用
･公共団体･公共的団体･農業関係団体･社会教育関係団体は無料
･冬期(11月～3月)は上記金額の20%増し
･町外利用者及び営利目的の場合は100%加算

北上町公民館 女川分館

集会室	入場料有		1,500	3,000	2,400	4,800
		延長1時間	400	800	600	1,200
	入場料無		800	1,600	1,300	2,600
		延長1時間	200	400	300	600
会議室	入場料有		500	1,000	800	1,600
		延長1時間	100	200	200	400
	入場料無		300	600	500	1,000
		延長1時間	100	200	100	200

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況

桃　生　町（桃生町公民館）

室名	時間区分	入場料を徴収しない場合 1回 昼間（4時間）	入場料を徴収しない場合 1回 夜間（4時間）	入場料を徴収しない場合 1時間当たり割増料 昼間	入場料を徴収しない場合 1時間当たり割増料 夜間	入場料を徴収する場合（営利営業行為を含む） 1回 昼間（4時間）	入場料を徴収する場合（営利営業行為を含む） 1回 夜間（4時間）	入場料を徴収する場合（営利営業行為を含む） 1時間当たり割増料 昼間	入場料を徴収する場合（営利営業行為を含む） 1時間当たり割増料 夜間	燃料費実費1時間当たり
公民館	大集会場	2,000	2,000	500	1,000	4,000	4,000	1,000	2,000	340
公民館	会議室	800	800	200	400	1,600	1,600	400	800	70
公民館	和室	1,000	1,000	250	500	2,000	2,000	500	1,000	70
公民館分館	集会室	1,000	1,000	250	500	2,000	2,000	500	1,000	—
公民館分館	会議室	400	400	100	200	800	800	200	400	—
公民館分館	和室	500	500	125	250	1,000	1,000	250	500	—

注）・1日を超える使用はその都度定める

北　上　町

北上町公民館

室名		時間区分	昼間（4時間/1回） 町内	昼間（4時間/1回） 町外	夜間（4時間/1回） 町内	夜間（4時間/1回） 町外
大集会室	入場料有		4,300	8,600	6,900	13,800
大集会室	入場料有	延長1時間	1,100	2,200	1,700	3,400
大集会室	入場料無		2,200	4,400	3,500	7,000
大集会室	入場料無	延長1時間	600	1,200	900	1,800
日本間	入場料有		2,500	5,000	4,000	8,000
日本間	入場料有	延長1時間	600	1,200	1,000	2,000
日本間	入場料無		1,300	2,600	2,100	4,200
日本間	入場料無	延長1時間	300	600	500	1,000
実習室	入場料有		1,200	2,400	2,000	4,000
実習室	入場料有	延長1時間	300	600	500	1,000
実習室	入場料無		600	1,200	1,000	2,000
実習室	入場料無	延長1時間	200	400	300	600
講座室	入場料有		1,500	3,000	2,400	4,800
講座室	入場料有	延長1時間	400	800	600	1,200
講座室	入場料無		800	1,600	1,300	2,600
講座室	入場料無	延長1時間	200	400	300	600
会議室	入場料有		1,200	2,400	2,000	4,000
会議室	入場料有	延長1時間	300	600	500	1,000
会議室	入場料無		600	1,200	1,000	2,000
会議室	入場料無	延長1時間	200	400	300	600
合宿	1泊2日1名		300円			
暖房料	大集会室		1時間　300円			
暖房料	その他		1時間　150円			

女川分館（左ページに掲載）

牡　鹿　町

室名		時間区分	9:00～17:00（6時間以内/1回）	17:00～21:00（6時間以内/1回）
大集会室	入場料有		9,000	9,900
大集会室	入場料有	延長3時間	4,500	4,950
大集会室	入場料有	延長3～6時間	9,000	9,900
大集会室	入場料無		3,000	3,300
大集会室	入場料無	延長3時間	1,500	1,650
大集会室	入場料無	延長3～6時間	3,000	3,300
その他の部屋	入場料有		3,000	3,300
その他の部屋	入場料有	延長3時間	1,500	1,650
その他の部屋	入場料有	延長3～6時間	3,000	3,300
その他の部屋	入場料無		1,100	1,200
その他の部屋	入場料無	延長3時間	550	600
その他の部屋	入場料無	延長3～6時間	1,100	1,200
冷暖房料	ストーブ		200円	
冷暖房料	ボイラー		500円	
冷暖房料	クーラー		500円	

○分館

室名		時間区分	9:00～17:00（6時間以内/1回）	17:00～21:00（6時間以内/1回）
全館	入場料有		4,000	4,400
全館	入場料有	延長3時間	2,000	2,200
全館	入場料有	延長3～6時間	4,000	4,400
全館	入場料無		1,500	1,600
全館	入場料無	延長3時間	750	800
全館	入場料無	延長3～6時間	1,500	1,600
一室	入場料有		2,200	2,400
一室	入場料有	延長3時間	1,100	1,200
一室	入場料有	延長3～6時間	2,200	2,400
一室	入場料無		1,100	1,200
一室	入場料無	延長3時間	550	600
一室	入場料無	延長3～6時間	1,100	1,200
暖房料	ストーブ		200円	

調整の具体的内容

現行のとおり新市に移行する。**減免基準については，合併時までに調整する。**

〈具体的調整結果〉
現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国・県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

項　目	現
	石　巻　市　（石巻文化センター使用料）

総合文化施設使用料

室名 ＼ 時間区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:30	昼間 9:00～17:00	昼夜間 13:00～21:30	全日 9:00～21:30
ホール	平日	6,520	8,150	9,990	12,940	16,710	22,220
	土曜日･日曜日･祝日	7,540	9,990	11,510	16,100	20,690	27,620
楽　屋		1,120	1,670	2,100	3,050	3,770	4,820
活動室		1,830	2,240	2,540	3,870	4,580	6,320
研修室	第1研修室	1,220	1,630	2,030	3,050	3,560	5,300
	第2研修室	1,220	1,630	2,030	3,050	3,560	5,300
	第3研修室	1,250	1,880	2,510	3,150	4,400	5,660
	第4研修室	3,660	4,890	6,090	9,150	10,680	15,900
	第5研修室	1,520	2,030	2,540	3,870	4,480	6,320
創作室	個人使用	100	100	100	200	200	300
	貸切使用	1,220	1,630	2,030	3,050	3,560	5,300
市民ギャラリー	企画展示室	1日につき　4,200円					
	第4研修室	1日につき　3,150円					
オープンギャラリー		1日につき　4,200円					

冷暖房				
ホール	1時間につき　2,100円	創作室	（貸切使用）	1時間につき　200円
活動室	1時間につき　200円	市民ギャラリー	企画展示室	1時間につき　510円
研修室	各室　1時間につき　200円（ただし，第4研修室は1時間につき　600円）	市民ギャラリー	第4研修室	1時間につき　600円

1　入場料，会費又はこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴する場合の使用料は，基本使用料（冷暖房使用料を除く。以下同じ。）に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
(1)　入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が300円を超え500円以下の場合　20%
(2)　入場料等の最高額が500円を超え1,000円以下の場合　50%
(3)　入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合　100%
(4)　入場料等の最高額が3,000円を超える場合　150%
2　商品の販売又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は，基本使用料に150%を乗じて得た額を加算する。
3　準備又は練習のためホールの舞台を使用する場合及び準備のため市民ギャラリーを使用する場合の使用料は，基本使用料に50%を乗じて得た額とする。
4　使用時間が本表に定める使用時間を超え，又は繰り上げて使用する場合の使用料は，その使用時間1時間につき当該基本使用料（1及び2に該当するときは，その加算した額を含む。）の30%の額（100円未満の端数は切り上げる。）とする。
5　附属設備等に使用料については，1件7，210円以内で市長が定める額とする。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況									調整の具体的内容
河　北　町（河北町総合センター「ビッグバン」）									
室名		時間区分	9:00～17:00 (4時間/1回)	17:00～21:00	全日	町社 9:00～	17:0	全日	
文化交流ホール	入場料	なし	5,000	8,000	18,000	##	##	##	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国・県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**
		1, 000円以下	8,000	12,000	28,000				
		1,000を超え 3,000円以下	12,000	16,000	40,000				
		3,000円を超える	16,000	20,000	52,000				
	披露宴・レセプション等		20,000	24,000	64,000				
楽屋1・楽屋2			1時間　200円			1室			
視聴覚室（編集室含む）			1時間　500円			間　250円			
集いの部屋			1時間　800円			間　400円			
和室	集いの部屋1		1室1時間200円／個人使用1室1人1回100円（小・中学生は50円）			時間　100円			
	集いの部屋2								
	水屋								
	ふれあいの部屋		1時間　500円			2時間　100円			
会議室	会議室1		1室1時間　200円			1室2時間　100円			
	会議室2								
	会議室3								
調理実習室			1時間　500円			2時間　250円			
展示室			1日　4,000円			1日　1,000円			
美術工作室（準備室含む）			1時間400円／個人使用1室1人1回100円（小・中学生は50円）			2時間　200円			
アリーナ	貸切使用	入場料無 アマチュアスポーツ文化的行事	5,000	8,000	18,000	500	500	1,500	
		入場料無 その他の催事	10,000	16,000	36,000				
		入場料有 アマチュアスポーツ文化的行事	10,000	16,000	36,000				
		入場料有 その他の催事	60,000	96,000	216,000				
	個人使用	高校生・大学生・一般	1人1回100円（小・中学生は50円）						
柔剣道場	貸切使用		1,200	1,600	4,000	120	120	360	
	個人使用	高校生・大学生・一般	1人1回100円（小・中学生は50円）						
トレーニング室			個人使用（高校生以上）1人1回100円						
冷暖房	文化交流ホール		1時間　2,000円			1時間　2,000円			
	集いの部屋		1時間　200円			1時間　200円			
	和室		ふれあいの部屋　1時間　200円 憩いの部屋　1時間　100円						
	会議室		1時間　100円						
	アリーナ		1時間　3,000円						

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

項　目	現
	石　巻　市　(市民会館使用料)

総合文化施設使用料

区　分		基本利用料金 午前 9時～12時	午後 1時～5時	午後(夜間) 6時～9時30分
大ホール	平日	14,980	24,160	33,430
	土曜日	14,980	29,970	39,240
	日曜日 休日 祝日	19,570	29,970	39,240
第1会議室		1,250	1,780	2,300
第2会議室		1,250	1,780	2,300
第3会議室		1,250	1,780	2,300
第4会議室		1,250	1,780	2,300
和室		1,250	1,780	2,300

暖房				
大ホール	1時間当たり 6,300円	冷房	大ホール	1時間当たり 6,300円
会議室	1時間当たり 410円			
和室	1時間当たり 1,050円	設備器具		1件8,000円以内で市長が定める額
楽屋	1時間当たり 6,300円			

1 入場料を徴収し，又はこれに類する入場券等を発行して，会館及び設備器具を使用する場合の利用料金は，基本利用料金(冷暖房利用料金を除く。以下同じ。)に次に掲げる割合を乗じて得た金額を加算する。
(1) 入場料金の最高額が500円以上1,000円未満の場合　50%
(2) 入場料金の最高額が1,000円以上2,000円未満の場合　100%
(3) 入場料金の最高額が2,000円以上4,000円未満の場合　150%
(4) 入場料金の最高額が4,000円以上の場合　200%
2 会館を商品の販売又は宣伝等営利を目的として，会館及び設備器具を使用する場合の利用料金は，基本利用料金に150%を乗じて得た額を加算する。
3 大ホールのホワイエだけを使用する場合の利用料金は，大ホールの基本利用料金(1及び2に該当するときは，その加算額を含む。以下同じ。)30%を乗じて得た額とする。
4 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は，時間計算は行わない。
5 本表に定める時間区分を継続して使用する場合の基本利用料金は，次のとおりとする。
(1) 午前9時から午後5時まで使用する場合　午前及び午後の基本利用料金の合計額
(2) 午後1時から午後9時30分まで使用する場合　午後及び夜間の基本利用料金の合計額
(3) 午前9時から午後9時30分まで使用する場合　午前，午後及び夜間の基本利用料金の合計額
6 使用時間が本表に定める使用時間を超えて使用する場合の利用料金は，その超える時間(以下「超過時間」という)1時間につき次の基本利用料金に30%を乗じて得た額とする。この場合において，超過時間が30分以上の場合は，1時間に切り上げ，30分未満の場合はこれを切り捨てる。
(1) 午前9時以前の場合　午前の基本利用料金
(2) 正午から午後1時までの場合　午後の基本利用料金
(3) 午後5時から午後6時及び午後9時30分以後の場合　夜間の基本利用料金

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況	調整の具体的内容
桃　生　町　(文化交流会館)	

◎ 文化交流会館

		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合(営利営業行為を含む)				燃料費実費1時間当たり
		1　回		1時間当たり割増料		1　回		1時間当たり割増料		
		昼間(4時間)	夜間(4時間)	昼間	夜間	昼間(4時間)	夜間(4時間)	昼間	夜間	
ホール	文化的行事又は体育的行事を目的とする	2,000	2,000	500	1,000	4,000	4,000	1,000	2,000	400
	その他の催しに使用する場合	8,000	8,000	2,000	4,000	16,000	16,000	4,000	8,000	
	個人使用	40	40	10	20	―	―	―	―	
調理室		1,000	1,000	250	500	2,000	2,000	500	1,000	1回 1,000
研修室・会議室		800	800	200	400	1,600	1,600	400	800	
ロビー(創作展示室)		800	800	200	400	1,600	1,600	400	800	
附属設備・備品使用料		・レザーカラオケ(ﾏｲｸﾛﾎﾝ2本及びﾚｻﾞｰﾃﾞｽｸ)一式2,000円 ・特殊照明付属設備　一式　1,000円,　ピアノ(調律料使用者負担)　一台　1,000円								

注)　・1日を超える使用はその都度定める
　　・昼間の照明使用は夜間料金とする

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

項　目	現

石　巻　市（田代島自然教育センター）

館名			使用料の額					
			小･中学生		高･大学生		一　般	
			市　内	市　外	市　内	市　外	市　内	市　外
田代島自然教育センター	宿　泊	1人1泊	200円	300円	450円	610円	610円	710円
	野　営	1人1泊	300円					
	日帰り	1人1日	150円					
	学習室	1室1日	410円					
	体育館	1　回	1,050円					

1 石巻市立学校が教育課程に基づく学習活動として使用する場合は，使用料は徴収しない。

2 すでに納入した使用料は還付しない。ただし，市長が特別の事由があると認めたときは，当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 上記以外は，下記のとおり減免することができます。

区　　分	減免する額
① 石巻市内の学校が学校教育活動として使用する場合。 ② 石巻市内の社会教育団体が社会教育活動として使用する場合。	全　　額
③ 石巻市外の学校が学校教育活動として使用する場合。 ④ 石巻市外の社会教育団体が社会教育活動として使用する場合。	宿泊については，1人1泊100円 その他については，当該使用料の5割
⑤ その他市長がが特別の事由があると認めた場合。	市長が定める額

4 使用料の減免を受けようとする者は，石巻市田代島自然教育センター使用料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

石　巻　市（マンガアイランド）

種　　類		単　位	使　用　料	備　　考
里中･ちばロッジ（定員5名）		1　泊	8,000円	宿泊は午後2時30分から 使用終了日の午前9時まで 休憩は午前10時から午後2時まで
		休　憩	2,500円	
テントサイト（定員4名）　25区画		1　泊	1,500円	
		休　憩	800円	
センターハウス	創作室	1　回	無　料	午前10時から午後8時まで
	浴　室	1　回	大人　200円	午後2時から午後8時まで
			小人　100円	
	シャワー	1　回	大人　100円	午前11時から午後2時まで
			小人　50円	
暖房器具		1　泊	1,000円	
		休　憩	500円	
キャンプ用品一式		1　回	1,000円	テント･コンロ･テーブル･イスセット シュラフ･飯ごう･鍋･フライパン･ランタン
自転車		1　回	大人　200円	1回は4時間以内
			小人　100円	
電動自転車		1　回	300円	
釣り竿		1　回	100円	仕掛け･釣りバリ･餌は利用者が用意
天体望遠鏡		1　泊	100円	

社会教育施設使用料

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況	調整の具体的内容
桃　生　町	

◎ 桃生町農業者体験実習館

	1回の使用料（1人につき）				1時間当たり割増料				陶芸窯
	昼間（4時間）		夜間（2時間）		昼　間		夜　間		燃料費実費1時間当たり
	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外	
個　人	200	400	200	400	50	100	100	200	400
団体（15人以上）	160	320	160	320	40	80	80	160	

注）・陶芸室の利用について，営業行為のための利用とみなされる場合は4倍料金
・町内の児童・生徒は無料

※ 農業者体験実習館への宿泊は，文化体験のみとする

◎ 桃生町民族資料館

	常設展示観覧料（1人1回当たり）			
	一　般		児童・生徒	
	町内	町外	町内	町外
個　人	無料	100	無料	50
団体（15人以上）	無料	80	無料	40

注）・農業者体験実習館の観覧含む

◎ 勤労青少年ホーム（燃料費実費のみ）

	浴室1回当たり（2室使用迄）	調理室　1回（1日3食分使用迄）
町内・町外問わず	700円	1,000円（湯沸し程度は無料）

※①原則として町外の宿泊使用は許可しない
②町内使用を優先する
③宿泊使用が未成年者の場合は保護者同伴とする

現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。**

〈具体的調整結果〉
現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国・県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

項　目	現
	桃　生　町

社会教育施設使用料

◎ 桃生町農業者トレーニングセンター

		入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合（営利営業行為を含む）				燃料費実費1時間当たり
		1　回		1時間当たり割増料		1　回		1時間当たり割増料		
		昼間（4時間）	夜間（4時間）	昼間	夜間	昼間（4時間）	夜間（4時間）	昼間	夜間	
メインアリーナ	文化的行事又は体育的行事を目的とする	2,000	2,000	500	1,000	4,000	4,000	500	1,000	1,600
	その他の催しに使用する場合	8,000	8,000	2,000	4,000	16,000	16,000	4,000	8,000	
会議室		800	800	200	400	1,600	1,600	400	800	
個人使用	メインアリーナ	40	40	10	20	―	―	―	―	個人使用の暖房使用は認めない
	サブアリーナ	40	40	10	20	―	―	―	―	

注）・1日を超える使用はその都度定める
　・昼間の照明使用は夜間料金とする
　・メインアリーナの半面使用は1/2
※①サブアリーナは2人以上でなければ許可しない。（体力づくり器機が設置していることから，ケガの発生時の対応から2人以上 の使用とする）
　②メインアリーナの使用は，全面10人未満及び半面5人未満は未登録団体扱いとし，使用料を徴収する。
　③昼間の町内児童･生徒の個人使用は無料とする。

◎ 桃生町総合センタースポーツ施設

	野球場　2時間につき			野外活動センター（1回1泊につき）			テニスコート1コート1時間当たり	多目的グラウンド2時間につき	相撲場2時間につき
	グラウンド	放送設備	スコアボード遠隔装置	野外活動場1人につき（アスレチック含む）	テント1張り	ログハウス			
町　内	2,000	500	500	無料	無料	1,000	200	無料	無料
町　外	4,000	1,000	1,000	個人100 団体80	1,000	2,000	400	1,000	1,000

注）・野外活動場のみ，幼児（1/2）を有料とする
　・多目的グラウンドの半面使用は1/2
※①野外活動場の団体使用料は，15人以上を団体扱いとする。
　②町内児童･生徒のテニスコート使用は無料とする。
　③野球場，多目的グラウンド，相撲場の使用料は，6人以上の団体使用を対象とする。

◎ 植立山公園

	ソフトボール場1時間につき	マレットゴルフ場1時間につき		ゲートボール場	テニスコート
	団体（6人以上）	個　人	団　体（10人以上）	1コート　1時間につき	1コート　1時間につき
町　内	無　料	無　料	無　料	無　料	200（児童･生徒は無料）
町　外	500	100	80	300	400

◎ 町民武道館

	1回の使用料		1時間当たり割増料		燃料費実費1時間当たり
	昼間（4時間）	夜間（2時間）	昼　間	夜　間	
使　用　料	2,000	2,000	500	1,000	330

注）・1日を超える使用はその都度定める
　・昼間の照明使用は夜間料金とする
　・半面使用は1/2

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況	調整の具体的内容
牡　鹿　町	

牡鹿町島の楽校

区　分		使用料の額		
		小･中学生	高･大学生	一　般
宿　泊	1人1泊	400円	500円	600円
日帰り	1人1日	100円		

1　牡鹿町立学校が教育課程に基づく学習活動として使用する場合は，使用料は徴収しない。
2　既に納入した使用料は返還しない。ただし，町長が特別の事由があると認めるときは，当該使用料の全部又は一部を返還することができる。
3　町長は，特別の事由があると認めるときは，使用料の全部又は一部を免除することができる。

減 免 範 囲	減免割合
町内の保育所，小学校及び中学校が，児童，生徒の教育目的として使用する場合	100分の50

※条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は，使用料の減免申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

石　巻　地　域　合　併　協　議　会

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

（体育振興分野）

項目	現	
	石　巻　市	河　北　町
屋内スポーツ施設使用料		

◎石巻市総合体育館

①　個人使用料

区　分		使用料	備　考
全　館	一般・学生	１人１回 １００円	回数券（11回分） １枚1,050円
	小・中・高校生	１人１回 ５０円	回数券（11回分） １枚　510円

②　貸切使用料

区　分			基本使用料					
			午前	午後		夜間		全日
			９時～12時	12時～13時	13時～17時	17時～18時	18時～21時	９時～21時
主競技場	入場料無	ｱﾏﾁｭｱｽﾎﾟｰﾂ	円 4,070	円 1,340	円 5,400	円 2,750	円 8,250	円 15,690
		その他 非営利目的	11,310	3,430	13,760	7,600	22,830	47,090
		その他 営利目的	34,550	11,530	46,170	25,380	76,150	156,990
	入場料有	ｱﾏﾁｭｱｽﾎﾟｰﾂ	7,540	2,490	9,990	5,050	15,180	31,390
		その他の催し物	69,210	23,080	92,350	50,790	152,400	314,080
第一武道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890
第二武道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890
弓道場			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890
会議室			1,220	420	1,730	710	2,140	4,890
ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑA			810	270	1,120	400	1,220	3,050
ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑB			430	130	560	210	660	1,630
役員室			810	270	1,120	400	1,220	3,050

③　設備器具使用料

設備器具名	単　位	使用料	備　考
放送設備	１式	１，０５０円	
電光採点板	１組	７１０円	
フロアシート	１本	８０円	
長　机	１脚	３０円	
折りたたみ椅子	１脚	１０円	
コインロッカー	１個	５０円	

◎山下屋内運動場　（石巻市）

区　分			使用料	備　考
専用使用 １時間当たり	昼間	一般・学生	円 400	１時間に満たないときは，１時間とする。夜間使用料には，照明設備電気使用料を含む。
		高校生	300	
		中学生以下	200	
	夜間	一般・学生	610	
		高校生	500	
		中学生以下	400	
照明設備電気使用料１時間当たり			200	

注１　専用使用とは，運動場を専用して使用する場合をいう。
　２　昼間とは午前９時から午後６時までをいい，夜間とは午後６時から午後９時までをいう。

（1）河北町総合センター「ビッグバン」

①基本使用料

区　分				基本使用料			町社会教育団体	
				９時～17時	17時～21時 4H/1回	全日	9時～21時 4H/1回	全日
アリーナ	貸切使用	入場料無	アマチュアスポーツ、文化的行事に使用	5,000	8,000	18,000	1回4時間で500	1500
			その他催し物に使用	10,000	16,000	36,000		
		入場料有	アマチュアスポーツ、文化的行事に使用	10,000	16,000	36,000		
			その他催し物に使用	60,000	96,000	216,000		
	個人使用		高校生 大学生 一般	１人１回100円 (小中学生は50円)				
柔剣道場	貸切使用			1200	1,600	4,000	1回4時間で120	360
	個人使用		高校生 大学生 一般	１人１回100円 (小中学生は50円)				
トレーニング室				個人使用 １人１回100円				

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況					調整の具体的内容
雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
	◎河南町民体育センター ① 基本使用料			◎牡鹿町民体育館	現行のとおり新市に移行する。**<u>減免基準については合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**

区分	体育室	
1時間当たり	全面	半面
	420円	210円
	トレーニング室	放送設備一式
	105円	1回につき525円

区分		体育振興を目的にする場合				体育振興以外を目的とする場合
		スポーツ少年団に加盟している団体	その他の社会体育団体	一般利用者（体育）		
				団体利用の場合 10人以上	少人数の特例 10人未満	
9時～17時		円 200	円 400	円 500	円 1人 50	円 10,000
17時～21時		300	500	600	1人 50	11,000
暖房料1回当り	ストーブ	200	200	200	200	1,000
	ボイラー	500	500	500	500	

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

項目	現	
	石巻市	河北町
屋外スポーツ施設使用料	◎石巻市総合運動公園 ①石巻市民球場 ②石巻フットボール場 ③石巻ふれあいグラウンド ④やすらぎ広場 無料	◎追波川河川運動公園

①石巻市民球場

利用者区分及び使用時間		使用料
一般	１時間につき	2,000 円
大学生	１時間につき	1,500 円
高校生	１時間につき	1,000 円
中学生以下	１時間につき	500 円
入場料金を徴する場合	１日につき	最高入場料金の 150 人分
附帯設備使用料及び使用時間		使用料
電光式スコアボード	１時間につき	400 円
ﾅｲﾀｰ設備 全灯	１時間につき	4,500 円
ﾅｲﾀｰ設備 2/3 灯	１時間につき	3,000 円
放送設備	１時間につき	300 円
会議室	１室 １時間につき	400 円
冷暖房設備	１時間につき	200 円
シャワー設備	１名 １回につき	50 円

②石巻フットボール場

利用者区分及び使用時間		使用料
一般	１時間につき	２，４００円
大学生	１時間につき	１，８００円
高校生	１時間につき	１，２００円
中学生以下	１時間につき	６００円
入場料金を徴する場合	１日につき	最高入場料金の１００人分

附帯設備使用料及び使用時間		使用料
電光式スコアボード	１時間につき	３００円
放送設備	１時間につき	３００円
会議室	１室１時間につき	４００円
冷暖房設備	１時間につき	２００円
シャワー設備	１名１回につき	５０円

③石巻ふれあいグラウンド

利用者区分及び使用時間		使用料
一般	１時間につき	１，２００円
大学生	１時間につき	９００円
高校生	１時間につき	６００円
中学生以下	１時間につき	３００円

◎追波川河川運動公園

施設名	単　位	使用料
野球場（２面）	１球場 ２時間当たり	1,030 円
	１時間超過	510 円
テニスコート（８面）	１面 １時間当たり	町内　410 円 町外　820 円
ゲートボール１０面	１面 １日当たり	1,030 円
陸上競技場	１日当たり	3,090 円

協　議　事　項　調　整　内　容　総　括　表

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

雄勝町

◎雄勝町総合運動場

①グラウンド使用料

区分	入場料を徴収するもの		入場料を徴収しないもの	
	1日	半日	1日	半日
職業	円 6,300	円 4,200	円 3,150	円 1,570
一般	3,150	2,100	1,050	520
学生	2,100	1,050	840	420
入場料を徴収しない場合の練習使用			1時間につき 100円	

②営業敷地使用料

使用単位	使用料		備考
行商	1人 1日	210円	1日に満たないときは1日とみなす。
指定地	1日 1㎡	70円	

河南町

◎河南中央公園　(河南町)

施設	1時間の使用料金
野球場（照明設備あり） 5時30分～21時00分	グラウンド使用 840円
	夜間照明使用（全灯） 2,440円
	夜間照明使用（1／2灯） 1,220円
	管理棟使用 330円（放送設備電光表示装置の使用を含む）
テニスコート 日の出から日没	1コート　310円

◎押切沼公園

施設		1時間の使用料金
多目的広場（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ）	日の出から日没	多目的広場使用（ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ） 520円

◎河南町水辺の楽校

無料

桃生町

北上町

牡鹿町

調整の具体的内容

現行のとおり新市に移行する。**減免基準については合併時までに調整する。**

〈具体的調整結果〉

現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国・県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。

協定項目の番号	１５	協定項目の名称	使用料・手数料の取扱い

項　目	現
	石巻市

屋外スポーツ施設使用料

◎蛇田中央公園グラウンド

利用者区分及び使用時間		使用料
一般・大学生	専用１時間につき	330 円
高校生	専用１時間につき	130 円
中学生以下	専用１時間につき	100 円

◎雲雀野公園グラウンド

利用者区分及び使用時間			使用料
一般・大学生		専用１時間につき	330 円
高校生		専用１時間につき	130 円
中学生以下		専用１時間につき	100 円
夜間照明使用料	一般・大学生	１時間につき	1,560 円
	高校生以下	１時間につき	780 円

◎万石浦公園グラウンド

利用者区分及び使用時間		使用料
一般・大学生	専用１時間につき	330 円
高校生	専用１時間につき	130 円
中学生以下	専用１時間につき	100 円

◎曽波神公園グラウンド

利用者区分及び使用時間		使用料
一般・大学生	専用１時間につき	330 円
高校生	専用１時間につき	130 円
中学生以下	専用１時間につき	100 円

◎石巻野球場

使用区分			使用料	備　考
入場料等を徴収するもの	専用使用１日につき		最高入場料又はこれに相当する料金の 50 人分の額に 100 分の 105 を乗じて得た額	１円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。
入場料等を徴収しないもの	専用使用３時間以内	職業とするもの	4,070 円	２時間を超えるときは，当該使用料に１時間につき当該使用料の 5 割を加算する（１時間に満たないときは，１時間とする）。
		一般・大学生	1,420 円	
		高校生	610 円	
		中学生以下	300 円	

◎石巻市民プール

使用区分			使用料	備　考
専用使用	50m プール	午前	7,540 円	
		午後	11,510 円	
		夜間	6,210 円	
	25m プール	午前	4,070 円	
		午後	6,210 円	
		夜間	3,360 円	
	幼児プール	午前	2,140 円	
		午後	2,650 円	
		夜間	1,420 円	
個人使用	昼間	一般・学生・高校生　１回	220 円	回数券（11 回分）1 枚 2,300 円
		中学生 １回	100 円	回数券（11 回分）1 枚 1,050 円
		小学生以下 １回	50 円	回数券（11 回分）1 枚 510 円
	夜間	一般・学生・高校生　１回	150 円	
		中学生 １回	60 円	
		小学生以下 １回	30 円	
団体使用	昼間	一般・学生・高校生　１回	180 円	10 人以上の場合に限る。引率者は，10 人に 1 人の割合で無料とする。
		中学生 １回	80 円	
		小学生以下 １回	40 円	
	夜間	一般・学生・高校生　１回	120 円	
		中学生 １回	40 円	
		小学生以下 １回	20 円	

◎稲井テニスコート

使用区分	使用料	備　考
専用使用 １時間当たり １面につき	300 円	１時間に満たないときは，１時間とする。
	220 円	
	100 円	

協　議　事　項　調　整　内　容　総　括　表

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況						調整の具体的内容
河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
				◎にっこりサンパーク　(北上町)		

施設名	使用料				備　考
	基本料金 １回４時間まで		超過料金 １時間あたり		
多目的グラウンド	2,000 円 ゲートボール場のみの使用 １時間当 300 円		500 円 ゲートボール場のみの使用 １時間当 100 円		片面使用は半額（ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場除）
野球場	3,000 円		750 円		
クラブハウス	昼間	夜間	昼間	夜間	厨房使用時は 1,000 円加算
	2,000 円	4,000 円	500 円	1,000 円	

テニスコート	使用区分	使用料 １面１時間	照明設備使用料 １面１時間	備　考
	高校生以下	300 円	500 円	
	一般	500 円		

協定項目の番号	１５	協 定 項 目 の 名 称	使用料・手数料の取扱い

項目	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
その他のスポーツ施設使用料			

◎雄勝町Ｂ＆Ｇ海洋センター

①体育館使用料

区　　分			午前	午後	夜間	全日
			9時～正午	13時～17時	18時～21時	9時～21時
団体使用	高校生以下	全面	310円	310円	520円	1,050円
		半面	210円	210円	310円	630円
	一般・大学生	全面	520円	520円	730円	1,570円
		半面	310円	310円	420円	1,050円
個人使用	高校生以下	全面	80円	80円	80円	150円
		半面	50円	50円	50円	100円
	一般・大学生	全面	150円	150円	150円	310円
		半面	80円	80円	80円	150円

②　トレーニングルーム使用料

区　　分			午前	午後	夜間	全日
			9時～正午	13時～17時	18時～21時	9時～21時
団体使用	高校生以下	全面	310円	310円	520円	1,050円
		半面	210円	210円	310円	520円
	一般・大学生	全面	730円	730円	1,050円	2,100円
		半面	520円	520円	730円	1,570円
個人使用	高校生以下	全面	80円	80円	80円	150円
		半面	50円	50円	50円	80円
	一般・大学生	全面	150円	150円	150円	310円
		半面	100円	100円	100円	260円

③ミーティングルーム使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～正午	13時～17時	18時～21時	9時～21時
高校生以下	310円	310円	310円	520円
一般・大学生	520円	520円	520円	1,050円

④スイミングプール使用料

区　　分	午　前	午　後	夜　間
	9時～正午	13時～17時	17時30分～21時
幼児	50円	50円	50円
小・中学生	80円	80円	80円
一般・大学生・高校生	260円	260円	260円

⑤舟艇使用料

区　　分	高校生以下		一般・大学生	
	9時～正午	13時～17時	9時～正午	13時～17時
カヌー（１艇）	310円	310円	520円	520円
ペアカヌー（１艇）	310円	310円	520円	520円
ＯＰヨット（１艇）	310円	310円	520円	520円
12フィートヨット（１艇）	520円	520円	1,050円	1,050円
ローボート（１艇）	310円	310円	520円	520円
330セールボート（１艇）	310円	310円	520円	520円

協　議　事　項　調　整　内　容　総　括　表

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
				現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**

協定項目の番号	15	協定項目の名称	使用料･手数料の取扱い

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
(住民生活分野)			
住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1名につき 200円	1行政区につき 300円
住民票の写しの交付	1通 300円 4人増す毎に300円加算	1名 300円 1人増す毎に100円加算	1通5人以内 300円 1人増す毎に100円加算
住民票の記載事項に関する証明	1通 300円	1名 300円 1人増す毎に100円加算	1通 300円
戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む。)の写し又は証明書の交付	1通 300円		1通 300円
住民基本台帳カードの交付	1件 500円	1件 500円 再交付 700円	1件 500円 再交付 700円
印鑑証明	1通 300円	1枚 300円	1通 300円
印鑑登録証の交付	1件 300円	1件 300円 再登録 600円	1件 300円 再登録 600円
身分証明	1通 300円	1名 300円	1通 300円
不在籍証明	1通 300円		
埋火葬に関する証明	1通 300円	1枚 300円	
その他の証明		1件 300円	1通 300円

協定項目に関する具体的調整結果

単位:円

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

況				調整の具体的内容
河　南　町	桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
				合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。
1件につき　200円 1世帯につき　200円	1行政区につき　300円	1世帯につき　300円	1行政区につき　300円	**〈具体的調整結果〉 １名につき　300円**
1通4人以内　300円 1人増す毎に100円加算	1通4人以内　300円 1人増す毎に100円加算	1通5人以内　300円 5人増す毎に300円加算	1通5人以内　300円 5人増す毎に300円加算	**〈具体的調整結果〉 １通4人以内　300円 １人増す毎に100円加算**
1通　300円	1通　300円	1通　300円	1通　300円	**〈具体的調整結果〉 １通　300円**
1通4人以内　300円 1人増す毎に100円加算	1通　300円	1通　300円	1通　300円	**〈具体的調整結果〉 １通　300円**
1件　500円 再交付　700円	1件　500円 再交付　700円	1件　500円 再交付　700円	1件　500円 再交付　700円	**〈具体的調整結果〉 １件　500円 再交付　500円**
1通　300円	1通　300円	1通　300円	1通　300円	**〈具体的調整結果〉 １通　300円**
1件　400円 再登録　600円	1件　300円 再登録　600円	1件　300円 再登録　600円	1件　300円 紛失再登録　600円	**〈具体的調整結果〉 １通　300円**
1名　300円	1通　300円	1通　300円	1名　300円	**〈具体的調整結果〉 １通　300円**
				〈具体的調整結果〉 「その他の証明」に含める
				〈具体的調整結果〉 １通　300円
				合併時に統一する。
	1通　300円	1通　300円		**〈具体的調整結果〉 １通　300円**

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
戸籍の記録事項証明書の交付			
除籍の記録事項証明書の交付			
船員手帳の交付又は書換え	1件　1,950円	該当なし	1件　1,950円
船員手帳の訂正	1件　430円		1件　430円
(環境分野)			
一般廃棄物埋立処分手数料	100kg　610円		50kg又は その端数ごと 150円
産業廃棄物埋立処分手数料	100kg　760円 (合せ産廃)		50kg又は その端数ごと 300円
粗大ごみ処理手数料　一種		500円	500円
粗大ごみ処理手数料　二種		1,000円	1,000円
粗大ごみ処理手数料　三種		2,000円	2,000円
(農林分野)			
農業振興地域(農用地区域)証明書	1件　300円	1件　300円	-
(農業委員会分野)			
1, 税に関する証明関係			
①引き続き農業経営を行なっている等の証明書	無料	無料	無料
②贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	〃	〃	〃

況				調整の具体的内容
河　南　町	桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
	1通　450円		1通　450円	**〈具体的調整結果〉 １通　450円**
	1通　750円		1通　750円	**〈具体的調整結果〉 １通　750円**
該当なし	該当なし	該当なし	1件　1,950円	**〈具体的調整結果〉 １通　1,950円**
			1件　430円	**〈具体的調整結果〉 １通　430円**
				合併時までに調整する。 【再掲(協定25-17)】 〈具体的調整結果〉 現行のとおりとし，河南町については，石巻市の例による。 なお，合併後５年以内に統一する。
	500円	500円		**合併時に統一する。 〈具体的調整結果〉 粗大ごみ処理手数料 一種 実施４町の例により， ５００円とする。 二種 実施４町の例により， １，０００円とする。 三種 実施４町の例により， ２，０００円とする。**
	1,000円	1,000円		
	2,000円	2,000円		
無料	-	-	-	**合併時までに調整する 〈具体的調整結果〉 石巻市、河北町の例により，３００円とする。**
				合併時までに調整する
無料	無料	300円	無料	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**

項　　目	現		
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
③相続税の納税猶予に関する適格者証明書	〃	〃	〃
④推定相続人等に関する適格者証明書	〃	〃	〃
⑤地方税施行規則附則第4条第1項の規定による証明書	〃	〃	〃
⑥地方税施行規則附則第4条第2項の規定による証明書	〃	〃	〃
2，耕作証明　(使用目的別)			
･農業委員会提出用	無料	1件　300円	無料
･建築確認申請用	〃	〃	〃
･県税事務所提出用 (軽油減免申請)	〃	〃	〃
･その他			
○耕作面積確認用	〃	〃	〃
○農耕阻害損失補償確認用	〃	〃	〃
○米の登録換え申請用	〃	〃	〃
(病院分野)	石巻市立病院 消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税を課すこととされる資産の譲渡等に係るものについては，それぞれ使用料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えて得た額をもって当該使用料の額とする。		雄勝町国民健康保険病院 消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課せられる場合は，100分の105を乗じて得た額とする。ただし，その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。
○病院			
予防接種　ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	2,200		4,000
自動車事故診療請求単価	15		20

況				調整の具体的内容
河　南　町	桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 北上町の例により， ３００円とする。**
				<u>合併時までに調整する</u>
無料	無料	無料	無料	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により，無料とする。**
300円	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により， ３００円とする。**
〃	〃	〃	〃	**〈具体的調整結果〉 河南町の例により， ３００円とする。**
※参考 河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院				**※　調整金額は税込** ※　河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院については構成町により別途協議 ※　調整方針は全て協定項目25-10の再掲
			3,500	**<u>合併時までに調整する</u>** **〈具体的調整結果〉 薬剤料にその外予防接種にかかる実費を加算した額とする。**
15			15	**<u>合併時までに調整する</u>** **〈具体的調整結果〉 １５円とする。**

粗大ごみ処理手数料

〔一種〕

番号	品名
1	電気こたつ(こたつ板含む)
2	石油ストーブ
3	電気ストーブ
4	ガスストーブ
5	ファンヒーター
6	空気清浄機
7	扇風機
8	冷風機
9	加湿器
10	除湿機
11	CDラジカセ・ミニコンポ
12	ステレオ単品(チューナー，アンプ，スピーカーなど)
13	ビデオテープレコーダー
14	電子レンジ
15	炊飯器
16	餅つき機
17	ガスコンロ
18	布団乾燥機
19	掃除機
20	ミシン
21	編み機
22	ズボンプレッサー
23	便座(ヒーター)
24	机，テーブル類
25	椅子，ソファー類
26	収納ケース，ラック類
27	下駄箱
28	傘立て
29	障子戸，ふすま(家屋解体分は除く)
30	サッシ戸，網戸(家屋解体分は除く)
31	畳(家屋解体分は除く)
32	ブラインド
33	湯沸し器(ボイラー除く)
34	米びつ，ハイザー
35	鏡台，ドレッサー
36	ベッド(スプリングマットレスを除く)
37	ベビーベッド
38	ファクシミリ
39	物干し竿
40	物干し台
41	自転車
42	ベビーカー，チャイルドシート
43	車椅子
44	子供用遊具(室内用ブランコ，すべり台)
45	脚立，はしご
46	スーツケース
47	レジャークーラー
48	トタン(1m以内に切って丸める)
49	ジュータン，カーペット(電気式含む)
50	布団(1組まで)

〔二種〕

番号	品名
1	応接セット一式
2	タンス
3	食器棚，本棚
4	アコーディオンカーテン
5	流し台
6	米缶
7	洗面化粧台
8	液晶テレビ
9	ステレオ一式
10	日本語ワープロ
11	カラオケ機器
12	食器乾燥機
13	食器洗浄機
14	衣類乾燥機
15	健康器具(あんま機，ルームランナー，エアロバイクなど)
16	一輪車
17	キーボード
18	ゴルフセット
19	スキーセット
20	水槽

〔三種〕

番号	品名
1	スプリングマットレス
2	オルガン
3	浴槽
4	ボイラー

使用料・手数料調整類型一覧表

NO	分科会	項　　目	調整の具体的内容（調整方針）	調整類型		備　考
				類型コード	調整内容（区分）	
		（使用料等）				
1	管財	貸付料	**<u>石巻市と河北町の算定基準を基本とし合併時までに調整する。</u>**ただし，桃生町の診療所施設建物貸付等のように政策的に行っているものについては，特例として扱う。 **〈具体的調整結果〉** **貸付料の算定基準については，石巻市の例による。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
8	社会・児童福祉	認可保育所保育料	(1)平成17年度は現行の保育料とするが，その後，段　階的に改定し，平成22年度に保育料を統一する。 (2)統一される保育料基準額表については，階層区分を11階層，年齢区分を3歳未満児，3歳児，4歳以上児とする。 **<u>(３)保育料の算定時期，納付方法及び減免等については，合併時までに調整する。</u>** (4)その他の公立保育所の保育料については，そのあり方と併せて新市において調整する。 **〈具体的調整結果〉** **(３)保育料の算定時期は，石巻市の例を基本として合併時に統一することとするが，納付方法は，現行のとおりとする。** **なお，桃生町が実施している保育料の減免等は，現行のとおりとし，平成１８年度の保育料の改定に併せ，見直しを図る。**	20	新市において段階的に統一	【再掲(協定25-14)】
12	高齢者障害者	老人憩いの家等使用料	生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については，現行のとおり新市に引き継ぐものとし，**<u>詳細は合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **使用料については，当面は現行のとおりとし，多目的集会所施設との整合性を図り，5年を目途に統一できるよう調整する。**	30	現行のとおり新市に引き継ぎ,新市において統一(又は調整)する	【再掲(協定25-12)】
13		老人福祉センター使用料				
14		高齢者生活福祉センター使用料				
17	水道	水道料金	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **調整中**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	【再掲(協定25-24)】
30	農林	堆肥センター使用料	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引き継ぐ。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
32	水産	水産物地方卸売市場施設使用料	**<u>合併時までに調整する。</u>** **（具体的調整結果）** **現行のとおりとする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
33		寄磯地区集会施設使用料	**<u>合併時までに調整する。</u>** **（具体的調整結果）** **当面，現行のとおりとし，多目的集会施設との整合性を図り，5年を目途に統一できるよう調整する。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	

NO	分科会	項　　目	調整の具体的内容（調整方針）	調整類型		備　考
				類型コード	調整内容（区分）	
34	水産	漁港占用料･土砂採取料等･使用料	平成17年度は現行のとおりとし,**平成１８年度から３年間で段階的に統一する。減免措置については合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **新市において段階的に統一については，具体的調整結果のとおり。** **減免措置は，防災・海難防止施設，上水道給水管，消防施設等の市・漁協が設置した公共・公益性の高い施設及び漁港施設と一体となり地域の漁民に広く利用される公共性・公益性の高い施設について実施する。**	20	新市において段階的に統一	
35				40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
53	下水道	下水道使用料	現行のとおり新市に引き継ぎ、段階的に調整し、合併後5年以内に統一料金とする。また、農業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。なお、**徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **上水道と同時徴収を行うこととする。**	20	新市において段階的に統一	【再掲(協定25-25)】
61	公立病院	行政財産の目的外使用料	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおりとする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	【再掲(協定25-10)】
68	社会教育	公民館使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	
69		総合文化施設使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	
70		社会教育施設使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	
71	体育振興	屋内スポーツ施設使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	
72		屋外スポーツ施設使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	
73		その他のスポーツ施設使用料	現行のとおり新市に移行する。**減免基準については,合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，3年を目途に統一を図る。ただし，国･県が主催して使用する場合は，減免対象外とする。**	10	現行のとおりとする	

NO	分科会	項　　目	調整の具体的内容（調整方針）	調整類型		備　考
				類型コード	調整内容（区分）	
		（手 数 料）				
15	住民生活	住民票の閲覧	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１名につき　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
16		住民票の写しの交付	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１通４人以内　３００円　１人増す毎に１００円加算**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
17		住民票の記載事項に関する証明	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
18		戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む。)の写し又は証明書の交付	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
19		住民基本台帳カードの交付	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１件　５００円　　再交付　５００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
20		印鑑証明書	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
21		印鑑登録証の交付	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整内容〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
22		身分証明	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整内容〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
23		不在籍証明	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **（具体的調整結果）** **「その他の証明」に含める**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
24	住民生活	埋火葬に関する証明	**合併時に統一する。金額については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
33		その他の証明	**合併時に統一する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　３００円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
34		戸籍の記録事項証明書の交付	**合併時に統一する。** **〈具体的調整結果〉** **１通　４５０円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	手数料令関係

NO	分科会	項　　目	調整の具体的内容（調整方針）	調整類型		備　考
				類型コード	調整内容（区分）	
35	住民生活	除籍の記録事項証明書の交付	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **１通　７５０円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	手数料令関係
36		船員手帳の交付又は書換え	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **１通　１，９５０円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
37		船員手帳の訂正	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **１通　４３０円**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
47	環境	一般廃棄物埋立処分手数料	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおりとし，河南町については，石巻市の例による。** **なお，合併後５年以内に統一する。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	【再掲(協定25-17)】
48		産業廃棄物埋立処分手数料	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおりとし，河南町については，石巻市の例による。** **なお，合併後５年以内に統一する。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	【再掲(協定25-17)】
51		粗大ごみ処理手数料　一種	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **実施４町の例により，５００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
52		粗大ごみ処理手数料　二種	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **実施４町の例により，１,０００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
53		粗大ごみ処理手数料　三種	**<u>合併時に統一する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **実施４町の例により，２,０００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
64	農林	農業振興地域（農用地区域）証明書	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **石巻市、河北町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
67	農業委員会	引き続き農業経営を行なっている等の証明書	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
68		贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
69		相続税の納税猶予に関する適格者証明書	**<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	

NO	分科会	項　　目	調整の具体的内容（調整方針）	調整類型		備　考
				類型コード	調整内容（区分）	
70	農業委員会	推定相続人等に関する適格者証明書	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
71		地方税施行規則附則第4条第1項の規定による証明書	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
72		地方税施行規則附則第4条第2項の規定による証明書	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **北上町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
73		耕作証明-農業委員会提出用	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，無料とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
74		耕作証明-建築確認申請用	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
75		耕作証明-県税事務所提出用（軽油減免申請）	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
76		耕作証明-その他(耕作面積確認用)	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
77		耕作証明-その他(農耕阻害損失補償確認用)	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
78		耕作証明-その他(米の登録換え申請用)	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **河南町の例により，３００円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
137	病院	予防接種 ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **薬剤料にその外予防接種にかかる実費を加算した額とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	
185		自動車事故診療請求単価	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１５円とする。**	40	合併時に統一(合併時までに調整する)	

調整結果報告第１９号

補助金・交付金等の取扱い（協定項目１７）について

補助金・交付金等の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	17	協定項目の名称	補助金･交付金等の取扱い
調 整 方 針	補助金,交付金等については，従来からの経緯，実情等に配慮するとともに，その目的，効果等を総合的に勘案し，合併後に速やかに統一又は再編する。統一又は再編に向けた基本的な方向は，次のとおりとする。 (1) 各市町で同一又は同種の補助金，交付金等については，関係団体等の理解と協力を得て，統一又は再編する方向で調整する。 (2) 各市町独自の補助金，交付金等については，従来からの経緯，実情等を踏まえ，新市全体の均衡を保つよう調整する。 (3) 整理統合できる補助金，交付金等については，統合又は廃止する方向で調整する。		

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(人事分野)						
8	職員厚生会(互助会)補助金	補助内容等	石巻市職員厚生会の運営補助	河北町職員互助会運営助成金	雄勝町職員会福利厚生補助金	河南町職員親睦会補助金
		補助率	会費相当額の6/10	定額	定額	定額
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込	14,524	729	564	400
		国県 その他 一財	14,524	729	564	400
		支出根拠	石巻市職員厚生会に関する条例	なし	なし	職員親和会補助金交付要綱
9	石巻市職員厚生会の運営補助	補助内容等	石巻市職員厚生会体育奨励金			
		補助率	1,000円×市町村共済組合員数			
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込	1,202			
		国県 その他 一財	1,202			
		支出根拠	なし			
10	石巻市職員厚生会各種球技大会助成金	補助内容等	石巻市職員厚生会各種球技大会助成金			
		補助率	定額			
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込	70			
		国県 その他 一財	70			
		支出根拠	なし			
11	職員ソフトボール大会助成金	補助内容等	職員ソフトボール大会助成金			
		補助率	定額			
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込	50			
		国県 その他 一財	50			
		支出根拠	なし			
12	職員会人間ドック補助金	補助内容等			職員会人間ドック分補助金	
		補助率			定額	
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込			980	
		国県 その他 一財	980			
		支出根拠			なし	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	財政分科会

(4) 個別の補助金，交付金等の調整の類型は概ね次のとおりとする。
① 現行のとおり新市に引き継ぐ。
② 新市において段階的に統一する。
③ 当面は現行のとおりとし，新市において調整する。
④ 対象を新市全域に広げ実施する。
⑤ 合併時までに調整する（調整に努める。）。
⑥ 合併時（まで）に廃止する。

単位：千円

況 桃生町	況 北上町	況 牡鹿町	調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町職員互助会補助金 @3,000円×人数 336	北上町職員互助会補助金 定額 700	牡鹿町互助会運営事業補助金 定額 861	合併時新規に再編 〈具体的調整結果〉 ・嘱託職員人件費の1/2 ・特別臨時職員人件費（全額補助） ・システムリース料の1/2 ・事務経費の1/2 ・ソフトボール大会助成 定額50千円 ・文化関係事業の1/2 ・体育関係事業費の1/2	50	合併時までに調整する（調整に努める）
336	700	861			
		なし			
			合併時新規に再編 〈具体的調整結果〉 @1,000円×参加者数	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時新規に再編 〈具体的調整結果〉 廃止	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時新規に再編 〈具体的調整結果〉 職員厚生会補助金（番号8）へ一本化	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時新規に再編 〈具体的調整結果〉 廃止	50	合併時までに調整する（調整に努める）

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(消防防災分野)						
13	交通安全都市推進協議会等補助金	補助内容等	石巻市交通安全都市推進協議会の運営費補助金	河北町交通安全対策協議会の運営費助成金		
		補助率	定額	定額		
		h15補助対象見込	120			
		h15補助決算見込	120	162		
		国県 / その他 / (一財)	120	162		
		支出根拠	石巻市補助金等の交付に関する規則			
14	交通安全協会支部運営助成金	補助内容等	石巻地区(石巻市内)交通安全協会各支部の活動に対しての運営費補助金		河北地区交通安全協会雄勝支部の運営費補助金	交通安全協会河南支部運営費補助金
		補助率	定額(1支部35,000円)		定額	定額
		h15補助対象見込	140			
		h15補助決算見込	140		50	36
		国県 / その他 / 一財	140		50	36
		支出根拠	石巻市補助金等の交付に関する規則		毎年度予算	河南町補助金交付規則
15	交通安全母の会運営助成金	補助内容等	石巻市交通安全母の会連合会の運営費補助金	河北町交通安全母の会の運営費助成金	雄勝町交通安全母の会の運営費補助金	
		補助率	定額	定額	定額	
		h15補助対象見込	40			
		h15補助決算見込	40	144	25	
		国県 / その他 / 一財	40	144	25	
		支出根拠	石巻市補助金等の交付に関する規則		毎年度予算	
17	防犯協会運営助成金	補助内容等	石巻市防犯協会の運営補助金	河北町防犯協会の運営費助成金		河南町防犯協会運営補助金
		補助率	定額	定額		定額
		h15補助対象見込	2,390			
		h15補助決算見込	2,390	162		455
		国県 / その他 / 一財	2,390	162		455
		支出根拠	毎年度予算(石巻市補助金等の交付に関する規則に基づく)	毎年度予算		河南町補助金交付規則

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
桃生町交通安全連絡協議会の運営費補助金 定額 300 300 300 桃生町補助金交付規則（河北地区交通安全協会桃生第一・第二支部運営補助金各10万円含む）			**合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **各支部　50,000円+活動費（公費支出振替分）** **本部　100,000円**	**50**	**合併時までに調整する（調整に努める）**
桃生町交通安全連絡協議会支部の運営費補助金 定額 (200) (200) (200) 毎年度予算	河北地区交通安全協会北上支部の運営費補助金 定額 41 41 毎年度予算	交通安全協会牡鹿支部の運営費補助金 定額 203 203 毎年度予算	**合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **現行のとおり新市に引継ぎ，18年度において統一できるよう調整を図る。**	**50**	**合併時までに調整する（調整に努める）**
桃生町交通安全母の会の運営費補助金 定額 (36) (36) (36) 交通安全協会運営費補助金に含み交付		牡鹿町交通安全母の会の運営費補助金 定額 27 27 毎年度予算	**合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **各会　30,000円**	**50**	**合併時までに調整する（調整に努める）**
桃生町防犯協会の運営費補助金 定額 50 50 50 桃生町補助金交付規則	北上町防犯協会の運営費補助金 定額 36 36 毎年度予算	牡鹿町防犯協会の運営費補助金（防犯等設置補助含む） 定額 1,800 1,800 毎年度予算	**合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **・各支部100,000円** **・各分会　50,000円** **・連合会本部事務局　1,000,000円** **［再掲（協定項目25-34）］**	**50**	**合併時までに調整する（調整に努める）**

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
20	消防団運営交付金等	補助内容等	石巻市消防団の運営費交付金	消防団分団の運営費助成金		
		補助率	定額 本　部　　600,000円 均等割@20,000×62班 団員割@1,000×620名 計2,460,000円	定額		
		h15補助対象見込	2,460			
		h15補助決算見込	2,460	72		
		国県 その他 一財	2,460	72		
		支出根拠	石巻市消防団運営交付金に関する要綱	毎年度予算		
21	消防団互助会運営助成金	補助内容等		消防団互助会の運営費助成金		
		補助率		定額		
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込		222		
		国県 その他 一財		222		
		支出根拠		毎年度予算		
22	婦人防火クラブ運営助成金	補助内容等		婦人防火クラブの運営費助成金	雄勝町婦人防火クラブの運営費補助金	河南町婦人防火クラブ連絡協議会運営費補助金
		補助率		定額	定額	定額
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込		189	500	80
		国県 その他 一財		189	500	80
		支出根拠		毎年度予算	毎年度予算	河南町補助金交付規則
23	消防後援隊運営助成金	補助内容等		河北町消防後援隊の運営費助成金		河南町消防団後援会運営費補助金
		補助率		定額		
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込		122		619
		国県 その他 一財		122		619
		支出根拠		毎年度予算		毎年度予算

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 現行どおり新市に引き継ぎ，団の統合に併せ統一する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	北上町消防互助会の運営費補助金	牡鹿町消防団員互助会の運営費補助金	合併時まで調整する。 〈具体的調整結果〉 現行どおり新市に引き継ぎ，団の統合に併せ統一する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	定額	定額			
	160	580			
	160	580			
	毎年度予算	毎年度予算			
桃生町婦人防火クラブの運営費補助金	北上町防火クラブの運営費補助金	新山婦人防火ｸﾗﾌﾞの運営費補助金	合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 ・石巻市：145,000円 （各支部，本部　10,000円，研修費　45,000円） ・河北町：234,000円 （研修費　45,000円増） ・5町：現行のとおり新市に引き継ぐ。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額	定額	定額			
80					
80	810	30			
80	810	30			
桃生町補助金交付規則	毎年度予算	毎年度予算			
桃生町消防後援会の運営費補助金		牡鹿町消防後援会連絡協議会の運営費補助金	合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 現行どおり新市に引き継ぎ，団の統合に併せ統一する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額		定額			
50					
50		27			
50		27			
桃生町補助金交付規則		毎年度予算			

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(企画調整分野)						
30	すばらしい○○を創る協議会補助金	補助内容等	すばらしい石巻を創る協議会の運営費補助金	すばらしいかほくを創る協議会運営補助金	すばらしい雄勝を創る協議会運営費補助金	すばらしいかなんをつくる協議会の運営費及び花いっぱい運動等の事業費補助
		補助率	定額×(1－削減率)	定額	定額	定額
		h15補助対象見込		180		2,601
		h15補助決算見込	40	180	170	2,601
		国県 その他 一財	40	180	170	2,601
		支出根拠	毎年度予算	毎年度予算	毎年度予算	毎年度予算
36	網地島地区ｺﾐｭﾆﾃｨｰ推進協議会補助金	補助内容等				
		補助率				
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込				
		国県 その他 一財				
		支出根拠				
38	中学生海外派遣補助金	補助内容等				中学生海外派遣に参加する者への助成金
		補助率				7／10
		h15補助対象見込				5,200
		h15補助決算見込				0(中止のため)
		国県 その他 一財				
		支出根拠				毎年度予算
43	マンガを活かした街づくり事業推進協議会補助金	補助内容等	マンガを活かした街づくり事業推進協議会運営補助			
		補助率				
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込	250			
		国県 その他 一財	250			
		支出根拠	毎年度予算			
44	○○統計協会(協議会)補助金	補助内容等	石巻市統計協会の運営費補助金	運営費(懇談会･研修会･資料購入)助成		
		補助率	定額	定額		
		h15補助対象見込		90		
		h15補助決算見込	140	90		
		国県 その他 一財	140	90		
		支出根拠	毎年度予算	なし		
47	高校通学バス運行補助金	補助内容等				
		補助率				
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込				
		国県 その他 一財				
		支出根拠				

況 桃生町	況 北上町	況 牡鹿町	調整の具体的内容	コード	調整類型
すばらしい桃生を創る協議会運営費補助金 定額 50 50 50 毎年度予算	町民総参加によるクリーン作戦、花いっぱい運動等の事業費及び会の運営。 定額68 68 68 68 すばらしいきたかみを創る協議会規約	内容：地域の花いっぱい運動に対する助成（地域振興整備基金交付事業補助金） 予算補助 400 400 400 牡鹿町地域振興整備基金条例 牡鹿町地域振興整備基金運用要綱	**協議会の組織運営，補助制度について一本化する方向で合併時までに調整に努める。** 〈具体的調整結果〉 これまでの組織を支部とした連合組織を設立することとし，現在実施している事業に対する補助については，現行のとおり引き継ぐ。 なお，各支部における運営補助については，現行の額を基本に連合組織に一括交付する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
		網地島地区の公衆トイレの保守管理費や定期船待合所の清掃に対する助成 予算補助 760 760 760 牡鹿町地域振興整備基金条例 牡鹿町地域振興整備基金運用要綱	**関係団体と協議の上，合併時までに廃止する方向で調整する。** 〈具体的調整結果〉 助成で行っていた事業については，直営で実施する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
中学生海外派遣に参加する者への助成金 個人負担120 2,600			**これまでの経緯を踏まえ，合併時新たな制度として創設する。** 〈具体的調整結果〉 中学生海外派遣の個人負担については，経費の半額とする。（旅券取得のための費用は全額個人負担） ［再掲（協定項目25-3）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			協議会組織について合併時までに検討を要する。 〈具体的調整結果〉 協議会組織は，平成16年度に廃止する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			協会への事務局の関わり方について検討を要する事から担当者会議を組織し，合併時まで調整する。 〈具体的調整結果〉 合併後設立される統計協会（協議会）に対しては，石巻市の例により，新市においても運営費補助金を交付する。また，補助率等についても石巻市の例によるものとする。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	対象団体：牡鹿町高校通学バス父母の会 内容：牡鹿町から石巻圏域の高校に通学する高校生保護者の金銭的負担の軽減と高校生の肉体的な負担の軽減を図るため、補助金を助成している。（運行契約業者：㈱三和交通	予算補助 6,000 6,000 6,000 牡鹿町補助金等交付規則	**他町との整合性を踏まえ合併時までに調整する。** 〈具体的調整結果〉 これまでの経過を踏まえ，現行のとおり実施することとし，今後の事業の在り方については，新市における総合交通に係る基本計画の策定のなかで調整する。 ［再掲（協定項目25-7）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市			河北町			雄勝町			河南町		
（保健分野）														
82	献血推進協議会補助金	補助内容等	献血協力者に対する記念品代			献血協力者に対する記念品代			献血協力者に対する記念品代			献血協力者に対する記念品代		
		補助率	定額			定額			定額			定額		
		h15補助対象見込	1,300			650			100			360		
		h15補助決算見込	1,300			650			100			360		
		国県 / その他 / 一財	371		929	220		430	39		61	127		233
		支出根拠	補助金等交付規則			補助金等交付規則			補助金等交付規則			補助金等交付規則		
84	健康推進委員会補助金	補助内容等												
		補助率												
		h15補助対象見込												
		h15補助決算見込												
		国県 / その他 / 一財												
		支出根拠												
（社会・児童福祉分野）														
86	民生委員・児童委員協議会補助金	補助内容等	民生委員・児童委員協議会の運営費補助金			民生委員・児童委員協議会の運営費補助金			民生委員・児童委員協議会の運営費補助金			民生委員・児童委員協議会の運営費補助金		
		補助率	40500円＊223名			定額			活動手当			1,739,000円（38名）		
		h16補助対象見込	22,006			4,325			2,401			4,107		
		h16補助決算見込	9,032			1,949			966			1,739		
		国県 / その他 / 一財			9,032			1,949			966			1,739
		支出根拠	毎年度予算			毎年度予算			毎年度予算			毎年度予算		
87	社会福祉協議会運営費補助金	補助内容等	社会福祉協議会の運営費補助金			社会福祉協議会の運営費補助金			社会福祉協議会の運営費補助金			社会福祉協議会の運営費補助金		
		補助率	人件費			人件費			人件費			人件費の一部		
		h16補助対象見込	28,100			18,570			11,341			16,543		
		h16補助決算見込	28,100			18,570			11,341			14,888		
		国県 / その他 / 一財			28,100			18,570			11,341			14,888
		支出根拠	毎年度予算			毎年度予算			毎年度予算			毎年度予算		
88	社会福祉協議会福祉活動専門員設置費補助金	補助内容等	福祉活動専門員の活動への補助金			社会福祉協議会運営費補助金に含まれる			社会福祉協議会運営費補助金に含まれる			社会福祉協議会運営費補助金に含まれる		
		補助率	人件費											
		h16補助対象見込	8,220											
		h16補助決算見込	8,220											
		国県 / その他 / 一財			8,220									
		支出根拠	毎年度予算											
89	社会福祉協議会生活相談所運営費補助金	補助内容等	生活相談所が行う生活相談業務への補助金											
		補助率												
		h16補助対象見込	0											
		h16補助決算見込	0											
		国県 / その他 / 一財												
		支出根拠	毎年度予算											
90	社会福祉協議会ボランティア団体育成事業費補助金	補助内容等	ボランティア活動中の事故に備えるための保険料を助成			ボランティア育成と活動促進補助金								
		補助率				定額								
		h16補助対象見込	0			7,222								
		h16補助決算見込	0			1,980								
		国県 / その他 / 一財						1,980						
		支出根拠	毎年度予算			毎年度予算								

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町			
献血協力者に対する記念品代			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 献血推進協議会に対し，献血協力者に対する記念品等について，補助金を交付する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額					
148					
148					
51　97					
補助金等交付規則					
	健康推進委員会の運営費補助金		合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 運営費補助金の交付は行わないこととする。 ［再掲　25-9］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	定額				
	100				
	100				
	100				
	補助金等交付規則				
民生委員･児童委員協議会の運営費補助金	民生委員･児童委員協議会の運営費補助金	民生委員･児童委員協議会の運営費補助金	1市6町での現状の補助金額を上限とする基準を設ける。 〈具体的調整結果〉 補助基準額は，委員1人当たり43,000円とする。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額	定額	定額			
1,851	1,456	2,214			
700	675	2,214			
700	675	1099　1,115			
毎年度予算	毎年度予算	毎年度予算			
社会福祉協議会の運営費補助金	社会福祉協議会の運営費補助金	社会福祉協議会の運営費補助金	石巻地域社会福祉協議会広域合併協議会の協議経過を見ながら補助基準を検討する。 〈具体的調整結果〉 当面は，平成16年度の補助金額を基準として補助する。 ［再掲（協定項目25-31）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
人件費と物件費の一部	人件費	人件費			
16,223	14,252	9,459			
16,223	14,252	9,459			
16,223	14,252	9,459			
毎年度予算	毎年度予算	毎年度予算			
社会福祉協議会運営費補助金に含まれる	社会福祉協議会運営費補助金に含まれる	社会福祉協議会運営費補助金に含まれる	石巻地域社会福祉協議会広域合併協議会の協議経過を見ながら補助基準を検討する。 〈具体的調整結果〉 社会福祉協議会運営費補助金に統合する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	生活相談所が行う生活相談業務への補助金	生活相談所が行う生活相談業務への補助金	石巻地域社会福祉協議会広域合併協議会の協議経過を見ながら補助基準を検討する。 〈具体的調整結果〉 合併時に廃止する。 なお，生活相談事業は，社会福祉協議会の一般相談事業に統合する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	定額	定額			
	80	240			
	80	240			
	80	180　60			
	毎年度予算	毎年度予算			
	ボランティア活動中の事故に備えるための保険料と活動費を助成	ボランティア活動中の事故に備えるための保険料等を助成	石巻地域社会福祉協議会広域合併協議会の協議経過を見ながら補助基準を検討する。 〈具体的調整結果〉 災害ボランティア育成事業を補助対象とし，現行の補助金相当額を補助する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	定額	定額			
	200	600			
	200	600			
	200	600			
	毎年度予算	毎年度予算			

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
101	小規模児童遊園施設整備事業費補助金	補助内容等		小規模児童遊園施設整備補助金		
		補助率		補助率80%、各種限度額有･最高50万円		
		h15補助対象見込		783		
		h15補助決算見込		626		
		国県 その他 一財		626		
		支出根拠		小規模児童遊園施設整備事業補助金交付要綱		
102	少子化対策推進事業費補助金	補助内容等		少子化対策推進事業費補助金（子育てサークル活動費補助）		
		補助率		補助率80%、最高100千円限度		
		h15補助対象見込		416		
		h15補助決算見込		286		
		国県 その他 一財		286		
		支出根拠		少子化対策推進事業費補助金交付要綱		
	（高齢者･障害者分野）					
103	ミニデイサービス支援事業	補助内容等	小規模多機能施設活用型生活支援(ﾐﾆﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ)事業費補助金			ミニデイサービス運営事業補助金
		補助率	@780×対象人数	定額36,000円以内		定額
		h15補助対象見込	702	144		1,080
		h15補助決算見込	468	144		1,080
		国県 その他 一財	234 234	144		540 540
		支出根拠	交付要綱	交付要綱		交付要綱
104	老人クラブ活動補助	補助内容等	老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助
		補助率	定額	定額	定額	定額
		h15補助対象見込	3,519	2,040	372	1,728
		h15補助決算見込	3,229	2,040	372	1,728
		国県 その他 一財	2,153 1,076	1,360 680	248 124	1,152 576
		支出根拠	老人福祉法	毎年度予算	交付要綱	老人福祉法
105	老人クラブ連合会補助	補助内容等	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金
		補助率	定額	定額	定額	定額
		h15補助対象見込	425	869	236	462
		h15補助決算見込	400	807	236	462
		国県 その他 一財	267 133	564 243	156 80	308 154
		支出根拠	老人福祉法	毎年度予算	交付要綱	

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
			合併時までに検討する。 〈具体的調整結果〉 当面は現行のとおりとし，新市において検討する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時までに検討する。 〈具体的調整結果〉 新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			制度を一本化し，新市においても継続して実施することとし，詳細は合併時まで調整する。 〈具体的調整結果〉 ミニデイサービス支援事業については，県の補助基準を基本とし，補助金額については，利用者1人当たり 1,180円とする。 ［再掲（協定項目25-12）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助	老人クラブ活動費補助	新市においても継続実施する。補助金の算定基準については統一することとし，詳細は合併時まで調整する。 〈具体的調整結果〉 単位クラブ助成については，35名以上50,000円，35名未満34,000円とする。新市においても継続実施する。 ［再掲（協定項目25-12）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額	定額	定額			
800	559	474			
800	559	474			
469 / 331	372 / 187	258 / 216			
老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法			
老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	新市においても継続実施する。補助金の算定基準については統一することとし，詳細は合併時まで調整する。 〈具体的調整結果〉 連合会助成については，前年度の合計額を基本とする。 ［再掲（協定項目25-12）］	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額	定額	定額			
350	238	291			
350	238	291			
233 / 117	158 / 80	194 / 97			
老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法			

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
111	重度身体障害者自動車燃料費給付事業	補助内容等	障害者自動車燃料費助成金	身体障害者使用自動車ガソリン費助成		障害者自動車燃料費助成金
		補助率	2,000円／月	2,000円／月		2,000／月
		h15補助対象見込	10,500	2,640		4,920
		h15補助決算見込	10,782	2,640		4,742
		国県 その他 一財	10,782	2,640		4,742
		支出根拠		交付要綱		実施要綱
113	バリアフリー住宅普及促進事業補助金	補助内容等	バリアフリー住宅普及促進事業補助金			
		補助率	18万円上限			
		h15補助対象見込	540			
		h15補助決算見込	0			
		国県 その他 一財	0 / 0			
		支出根拠	交付要綱			
115	福祉タクシー利用助成	補助内容等	福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用助成
		補助率	初乗り運賃月4枚	初乗り運賃月4枚	初乗り運賃月4枚	初乗り運賃月4枚
		h15補助対象見込	18,527	2,060	754	4,666
		h15補助決算見込	19,069	2,060	754	2,939
		国県 その他 一財	19,069	2,060	754	2,939
		支出根拠	交付要綱	交付要綱		実施要綱
（農業委員会分野）						
124	石巻地方農業委員会連合会補助金	補助内容等	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金
		補助率	均等割・農家個数・耕地面積割	均等割・農家個数・耕地面積割	均等割・農家個数・耕地面積割	均等割・農家個数・耕地面積割
		h15補助対象見込	80	89	30	126
		h15補助決算見込	80	89	30	126
		国県 その他 一財	80	89	30	126
		支出根拠	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則
125	宮城県農業委員会職員連絡協議会補助金	補助内容等	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金
		補助率	定額	定額	定額	定額
		h15補助対象見込	3	3	3	3
		h15補助決算見込	3	3	3	3
		国県 その他 一財	3	3	3	3
		支出根拠	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
		障害者自動車燃料費助成金	新市において，タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし，対象者及び助成内容については，合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 【対象者】 ・身体障害者手帳1～2級 ・3級の肢体不自由・在宅酸素療法者 ・療育手帳A ・精神障害者福祉手帳1級 （重度身障者医療費助成で定める所得制限と同額の所得制限あり） 【助成内容】 タクシー券 初乗り運賃料金相当額×4枚／月 ガソリン券 ①18歳以上の身体障害者手帳所持者で家族が運転する場合1,000円／月 ②上記以外のもの2,000円／月 【再掲（協定項目25-11）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
		2,000／月			
		1,200			
		1,200			
		1,200			
		実施要綱			
バリアフリー住宅普及促進事業補助金・障害者日常生活用具給付と併用			県の基準に統一した上で継続実施することとし，詳細は合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 【対象者】 おおむね65歳以上の自立者で市民税非課税の者 【助成額】 対象経費に100分の90を乗じた額とし，180,000円を限度 【再掲（協定項目25-12）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
35万円上限					
350					
350					
200 150					
福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用助成	新市において，タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし，対象者及び助成内容については，合併時までに調整する。 【再掲（協定項目25-11）】 （111　重度身体障害者自動車燃料費給付事業と同）	50	合併時までに調整する（調整に努める）
初乗り運賃月4枚	初乗り運賃月4枚	初乗り運賃月4枚			
1,162	200	1,500			
1,162	200	1,500			
1,162	200	1,500			
会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	会員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	合併後の存続については，今後，協議をしていく。 〈具体的調整結果〉 合併時に廃止する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
均等割・農家個数・耕地面積割	均等割・農家個数・耕地面積割	均等割・農家個数・耕地面積割			
82	47	33			
82	47	33			
82	47	33			
石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則			
職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	職員相互間の連絡調整を行なうことに対し交付する補助金	存続については，今後協議をしていく。 〈具体的調整結果〉 現行のとおり新市に引き継ぐ。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
定額	定額	定額			
3	3	3			
3	3	3			
3	3	3			
石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則	石巻地方農業委員会連合会会則			

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市			河北町			雄勝町			河南町		
（農林分野）														
130	病害虫防除事業補助金	補助内容等	石巻市農作物病害虫防除協議会負担金			河北町農業振興協議会へ計上。いもち剤購入へ助成						病害虫防除協議会負担金		
		補助率				定額								
		h15補助対象見込	1,100			800						2,448		
		h15補助決算見込	1,018			800						2,370		
		国県												
		その他												
		一財			1,018			800						2,370
		支出根拠	平成15年度予算書									平成15年度予算書		
131	認定農業者連絡協議会補助金	補助内容等	石巻市認定農業者連絡協議会に対する補助金									河南町認定農業者連絡協議会に対する補助		
		補助率	定額									定額		
		h15補助対象見込	50									80		
		h15補助決算見込	50									80		
		国県												
		その他												
		一財			50									80
		支出根拠	平成15年度予算書									平成15年度予算書		
141	野菜出荷奨励事業補助金	補助内容等										農協部会への園芸振興に対する支援		
		補助率										定額		
		h15補助対象見込										320		
		h15補助決算見込										320		
		国県												
		その他												
		一財												320
		支出根拠										河南町農業振興奨励事業補助金交付規則		
145	輸入急増農産物対応特別対策等事業補助金	補助内容等	トマト非破壊糖度計導入 石巻・河南・矢本の共同事業						輸入増加に対して産地目標を明らかにし,産地の体質強化を行う。トマト非破壊糖度計導入。石巻・河南・矢本の共同事業で県単のぞいた分を分割しているもの。					
		補助率	県4/10 市町合計で1/6								各町1/3(3市町全体で事業費の1/6)			
		h15補助対象見込	1,377									168		
		h15補助決算見込	1,377									168		
		国県	1,209											
		その他												
		一財			168									168
		支出根拠	市補助金交付要綱									河南町農業振興奨励事業補助金交付規則		
146	ブランド産地確立推進事業補助金	補助内容等				生産振興総合対策事業のソフト事業（麦・大豆） 事業実施主体：JA			「食と農の再生プラン」に基づき、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制を確立するため、研修会・実証事業等の実施に対する補助					
		補助率				国1／2						国1/2 町1/10		
		h15補助対象見込				260								
		h15補助決算見込				127						494		
		国県				127						235	212	47
		その他												
		一財												
		支出根拠				河北町産業振興に係る補助金・助成金交付規則						河南町農業振興奨励事業補助金交付規則		
147	ニーズ対応技術確立推進事業補助金	補助内容等							「食と農の再生プラン」に基づき、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制を確立するため、研修会・実証事業等の実施に対する補助					
		補助率										国1/2 町1/10		
		h15補助対象見込												
		h15補助決算見込										263		
		国県										125	113	25
		その他												
		一財												
		支出根拠										河南町農業振興奨励事業補助金交付規則		
149	農業生産総合対策条件整備事業補助金	補助内容等									集団転作大豆作の生産性・品質の向上のためのコンバイン導入の補助			
		補助率										国50 県7.5 町10		
		h15補助対象見込										9,000		
		h15補助決算見込										0		
		国県										0		0
		その他												
		一財												
		支出根拠										河南町農業振興奨励事業補助金交付規則		
150	生産振興総合対策事業補助金	補助内容等	麦・大豆生産体制確立等に係るソフト事業											
		補助率	トンネル補助											
		h15補助対象見込	127											
		h15補助決算見込	127											
		国県	66											
		その他												
		一財		67										
		支出根拠	市補助金交付要綱											

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
桃生町病害虫防除協議会に対する補助 定額 1,570 1,570 1,570 平成15年度予算書	北上町病害虫防除協議会のいもち病防除事業に対する補助 定額 590 590 590 平成15年度予算書	牡鹿町農作物病害虫防除協議会に対する補助 定額 270 270 270 平成15年度予算書	合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	北上町認定農業者連絡協議会に対する補助 定額 80 80 80 平成15年度予算書		合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 合併時に廃止する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
産地の特色を活かした新鮮で美味しい農産物の供給体制の確立推進に対する補助 国1/2、町1/4 262 175　87			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
産地の特色を活かした新鮮で美味しい農産物の供給体制の確立推進に対する補助 国1/2、町1/4 397 265　132			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
			合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	農協が貸付牛を導入する際の補助 要綱に定める算式による 930 925 925　5 生産振興総合対策事業費補助金交付要綱		合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 当面現行のとおりとし、新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
（水産分野）						
192	船舶職員養成講習会補助金	補助内容等	海技免許を取得するための技術講習会補助		船舶職員養成講習会経費補助	
		補助率				
		h15補助対象見込	180		100	
		h15補助決算見込	180		100	
		国県 その他 一財	180		100	
		支出根拠	毎年度予算		毎年度予算	
212	アワビ稚貝放流事業補助金	補助内容等			アワビ稚貝購入補助	
		補助率				
		h15補助対象見込			2,835	
		h15補助決算見込			2,835	
		国県 その他 一財			2,835	
		支出根拠			毎年度予算	
213	アサリ稚貝放流事業補助金	補助内容等			アサリ稚貝放流補助	
		補助率				
		h15補助対象見込			225	
		h15補助決算見込			225	
		国県 その他 一財			225	
		支出根拠			毎年度予算	
214	シジミ稚貝放流事業補助金	補助内容等				
		補助率				
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込				
		国県 その他 一財				
		支出根拠				
215	稚ウニ放流事業補助金	補助内容等				
		補助率				
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込				
		国県 その他 一財				
		支出根拠				

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
			現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし補助金については合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 補助金については現行を基本に新市において調整する。	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	アワビ稚貝購入放流事業補助金	放流用のアワビ稚貝を購入する漁協に対する助成	現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし補助金については合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 補助金については，各事業の交付基準の整合性を図り，合併後5年以内に段階的に調整する。 【再掲（協定項目25-20）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	1,000	7/10			
	1,000	7,200			
	1,000	5,000			
	1,000	5,000			
	毎年度予算	水産振興対策事業費補助金交付要綱			
			現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし補助金については合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 補助金については，各事業の交付基準の整合性を図り，合併後5年以内に段階的に調整する。 【再掲（協定項目25-20）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	シジミ稚貝購入放流事業補助金		現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし補助金については合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 補助金については，各事業の交付基準の整合性を図り，合併後5年以内に段階的に調整する。 【再掲（協定項目25-20）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	350				
	350				
	350				
	毎年度予算				
	稚ウニ購入放流事業補助金		現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし補助金については合併時までに調整する。 〈具体的調整結果〉 平成１５年度以降実績がないことから廃止する。 【再掲（協定項目25-20）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
	50				
	50				
	50				
	毎年度予算				

番号	項目 補助金名	区分	現 石巻市	河北町	雄勝町	河南町
	（下水道分野）					
260	融資斡旋及び利子補給制度	補助内容等	水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子の全額を市が補給するもの。	水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子の全額を市が補給するもの。		水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子を町が補給するもの。
		補助率	借入金の利子全額	借入金の利子全額		借入金の利子全額
		h15補助対象見込	5,100	150		300
		h15補助決算見込	2,500	150		300
		国県 / その他 / 一財	2,500	150		300
		支出根拠	石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん要綱	河北町排水設備等改造資金融資あっせん要綱		河南町水洗便所等改造資金融資あっせん要綱
261	生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金	補助内容等	下水道処理区域内における生活扶助世帯の水洗化工事に対する補助	生活扶助世帯の水洗化工事に対する補助		下水道処理区域内及び農業集落排水処理区域内における生活扶助世帯の水洗化工事に対する補助
		補助率	工事費のうち市長が認	町長が認めた額		町長が認めた額
		h15補助対象見込	870	0		0
		h15補助決算見込	0	0		0
		国県 / その他 / 一財				
		支出根拠	石巻市生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱	河北町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱		河南町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱
	（総務・学校分野）					
281	育英会補助金	補助内容等			藤野育英会補助金	
		補助率			定額	
		h15補助対象見込				
		h15補助決算見込			2,000	
		国県 / その他 / 一財			2,000	
		支出根拠				

況			調整の具体的内容	コード	調整類型
桃生町	北上町	牡鹿町			
水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子を町が補給するもの。 借入金の利子全額 0 0 桃生町排水設備等改造資金融資あっせん要綱	水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子を町が補給するもの。 借入金の利子全額 271 180 180 北上町水洗便所等改造資金融資あっせん要綱	水洗便所等改造資金及び排水設備等の資金の融資斡旋と斡旋に係る借入金利子の全額を補給するもの。 借入金の利子全額 450 450 450 牡鹿町水洗便所等改造資金融資あっせん要綱	**合併時に再編一元化する。** 〈具体的調整結果〉 【融資額】 ・一戸につき１００万円以内 【返済方法】 ・元金均等償還 融資額　償還回数 15万円以下　18回以内 16万円～20万円24回以内 21万円～30万円36回以内 31万円～70万円48回以内 71万円以上　60回以内 【再掲（協定項目25-25）】	50	合併時までに調整する（調整に努める）
生活扶助世帯の水洗化工事に対する補助 町長が必要と認める額 0 0 桃生町生活扶助世帯に対する排水設備等工事費補助金交付要綱	生活扶助世帯の水洗化工事に対する補助 町長が必要と認める額 0 0 北上町生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金		**合併時に再編一元化する。** 〈具体的調整結果〉 石巻市の例により統一する。 なお，農業集落排水事業，漁業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業も対象とする。 【再掲（協定項目25-25）】	10	現行のとおり新市に引き継ぐ
			合併時までに存続の是非を含め取扱いを雄勝町で調整する。 〈具体的調整結果〉 合併時に廃止する。ただし，現在の給与決定分に係る事務は現行のとおり継続する。 なお，当該補助金の廃止に伴う代替措置として新市においては雄勝町の高校生に対する通学バス運行補助を行う。	50	合併時までに調整する（調整に努める）

調整結果報告第２０号

介護保険事業の取扱い（協定項目２１）について（その２）

介護保険事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 介護保険料については平成17年度までは，現行のとおり不均一賦課とし，第3期介護保険事業計画策定時に合わせて，平成18年度からは，統一する。なお，納期及び減免規定については合併時に統一する。 (2) 介護保険料の独自減免については，平成17年度までは実施するものとし，平成18年度以降については，新市において調整する。なお，利用者負担の独自減免については，新市においては実施 しない。 (3) 介護保険事業財政調整基金は，合併時に持ち寄る。 (4) 介護保険運営（審議）協議会については，合併時に統一する。 (5) 在宅介護支援センターの運営については，基本的に基幹型は直営とし，地域型は法人に委託する。また，**地域型の数及び委託料については，合併時までに調整する。** (6) 家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については，合併時に統一する。		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(5)在宅介護支援センターに関すること	【目的】 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ，高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが，総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等を図る。 【内容】 基幹型在宅介護支援センター（1カ所）の運営は，石巻市社会福祉協議会に委託している。 地域型支援センター（7カ所）の運営は，社会福祉法人，医療法人，民間事業者に委託している。	【目的】 同左 【内容】 地域型支援センター（1カ所）の運営は，社会福祉法人に委託している。	【目的】 同左 【内容】 在宅介護支援センター（1カ所）の運営は，社会福祉法人 旭寿会に委託している。	【目的】 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者または家族等に対し,在宅介護等に関する総合的な相談に応じ,各種保健福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関,サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等便宜を供与し,もって,要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。 【内容】 基幹型在宅介護支援センターは，町が運営している。 地域型支援センター（2カ所）の運営は，社会福祉法人に委託している。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会

(7) 介護保険要介護認定訪問調査（審査）事務については，要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし，市内の認定調査は原則として直営とする。なお，市外施設等の認定調査は原則として委託とし，委託料については合併時に統一する。

(8) 介護認定審査会については，合併時までに調整する。

(9) 指定居宅介護支援事業，指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については，新市においては，基本的には直営による事業運営は行わず，民間事業者の参入促進を図るとともに，地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。

(10) 介護保険保健福祉事業については，平成17年度においては，現行のとおり実施し，平成18年度以降については，次期介護保険事業計画のなかで調整する。

(11) 介護保険事業計画については，次期事業計画から統一する。

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【目的】 在宅介護に関する総合的な相談に応じ、助言と相談を行うことにより、在宅介護者の精神的、身体的負担の軽減を図る。	【目的】 石巻市と同じ。	【目的】 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者あるいは、その家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し高齢者やその家族等の福祉の向上を図る。	基幹型在宅介護支援センターの運営については，基本的に直営とし，地域型在宅介護支援センターの運営については，法人に委託する。また，**地域型在宅介護支援センターの数及び委託料については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **地域型在宅介護支援センターの設置数については，現行のとおりとする。** **地域型在宅介護支援センターの委託料については，実態把握加算，介護予防プラン作成加算により算定することを基本とするが，1箇所当たり450万円を最低額とする。** **なお，実態把握加算，介護予防プラン作成加算の算定については，石巻市の基準に統一する。** **基幹型在宅介護支援センターについては，本庁所在地に1箇所配置し，石巻市社会福祉協議会に委託する方向で検討する。** **また，平成17年度に策定予定の「介護保険事業計画」及び「老人保健福祉計画」の中で，基幹型在宅介護支援センターのあり方について検討することとする。**
【内容】 地域型在宅介護支援センターは，町が運営している。	【内容】 基幹型在宅介護支援センター（1カ所）及び地域型支援センター（同カ所）は，併設型で町が運営している。	【内容】 基幹型在宅介護支援センター（1カ所）は，町が運営している。 地域型在宅介護支援センター（1カ所）の運営は，社会福祉法人旭寿会に委託している。	

調整結果報告第２１号

消防団の取扱い（協定項目２２）について

消防団の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	22	協定項目の名称	消防団の取扱い
調 整 方 針	(1) 消防団については，現行を基本として新市に引き継ぎ，総括団長を置く。 ただし，合併後3年以内に統合する。 (2) **消防団員の報酬，手当等については，合併時までに調整する。** (3) 施設及び器械設備は，すべて新市に引き継ぐ。 (4) 消防団員の被服貸与については，現行のとおり引き継ぐものとし，新市において統一に努める。		

項　　目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
2 報酬等					
団長		106,000円	208,500円	204,000円	208,000円
副団長		77,000円	120,800円	117,000円	120,000円
分団長		51,500円	91,900円	90,000円	91,000円
副分団長		39,800円	67,100円	65,800円	87,000円
部長		32,100円	60,900円	-	73,000円
班長		26,500円	59,900円	58,700円	59,000円
副班長		-	-	-	-
団員		22,400円	44,400円	44,500円	45,000円
消防団運営補助金		2,451,000円	72,000円 (分団運営費)	-	-
機械･器具等管理手当		-	積載車 10,000円 可搬 5,000円	小型動力ポンプ 1台7,000円×4台 積載車 10,000円×20班 ポンプ車 15,000円×2班 第一出動班謝金 150,000円×2班	-
出動報酬	水火災その他の災害	3,000円/人･回	-	-	1,300円/人･回
	機械器具等の設備点検	1,700円/人･回	-	-	積載車 2,250円 可搬 1,350円
	その他	3,000円/人･回	-	-	-

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
			<u>合併時までに調整する。</u> **(具体的調整結果)** **現行のとおり新市に引き継ぎ，団の統合に併せ統一する。** **ただし，北上町の副班長及び団員の出動報酬を年額報酬に改め，額については副班長 49,000円，団員 44,000円とする。**
204,000円	204,000円	204,000円	
117,000円	118,000円	119,600円	
90,000円	90,500円	91,500円	
-	66,200円	73,400円	
-	60,200円	72,400円	
62,000円	59,200円	58,400円	
49,000円	-	-	
44,000円	-	44,800円	
-	-	-	
ポンプ車 16,500円 小型ポンプ 13,500円	小型ポンプ 6,000円	-	
-	4,900円/人･回 (副班長･団員)	-	
-	-	-	
-	-	-	

調整結果報告第２２号

納税関係事業の取扱い（協定項目 25-5）について

納税関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目番号	25-5	協定項目の名称	納税関係事業の取扱い
調整方針	(1) 納税貯蓄組合の組織については，新市においても現行のとおり存続するよう調整に努める。 納税貯蓄組合の事務費補助金等については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後新たな基準を設定し3年以内に統一する。 (2) 納税貯蓄組合連合会の組織については，合併後速やかに統合再編できるよう調整に努める。 統合再編後の納税貯蓄組合連合会への補助金については，事業内容等を見据え，新市において調整し引き続き交付する。 なお，統合再編前の補助金については，現行のとおり交付する。		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(3) 口座振替と手数料	【適用税目】 ・市民税 ・固定資産税 ・都市計画税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・固定資産税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・水利地益税 ・国民健康保険税
	【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・北日本銀行 ・仙台銀行 ・岩手銀行 ・東北銀行 ・石巻信用金庫 ・石巻商工信用組合 ・東北労働金庫 ・日本郵政公社 ・石巻地区漁業協同組合 (H16.9.30収納代理金融機関の指定取消) ・いしのまき農業協同組合 ・県信用漁業協同組合連合会 ・石巻市東部漁業協同組合	【取扱金融機関】 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・仙台銀行 ・宮城県信漁連雄勝湾漁協出張所 ・雄勝町東部漁業協同組合 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・いしのまき農業協同組合 ・石巻商工信用組合 ・七十七銀行 ・日本郵政公社
	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 7.5円 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 10円 ・日本郵政公社 1件10円 ・漁協 1件 12円	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件10円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	財務部会	分科会名	税務分科会

(3) 口座振替については，合併時に統一することとし，すべての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取り扱う。
<u>口座振替手数料については，合併時に統一する方向で調整する。</u>
(4) 軽自動車の標識弁償金については，石巻市の例により合併時に統一する。
なお，標識については，石巻市の例により合併後速やかに統一する。
(5) 督促手数料については，石巻市，雄勝町，河南町，桃生町，牡鹿町の例により合併時に統一する。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	【適用税目】 ・町民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税	口座振替については、合併時に統一することとし，全ての税目を指定金融機関及び収納代理金融機関で取扱う。 **<u>口座振替手数料については，合併時に統一する方向で調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **日本郵政公社については，1件10円，その他の金融機関については，石巻市の例により1件7円50銭とする方向で協議する。**
【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・いしのまき農業協同組合 ・仙台銀行 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・いしのまき農業協同組合 ・日本郵政公社	【取扱金融機関】 ・七十七銀行 ・日本郵政公社 ・牡鹿漁業協同組合	
【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 15円 ・日本郵政公社 1件 10円	【口座振替手数料等】 ・金融機関 1件 10円 ・日本郵政公社 1件 10円	

調整結果報告第２３号

交通関係事業の取扱い（協定項目 25-7）について（その２）

交通関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
調 整 方 針	(1) バス･離島航路等の交通対策 ① 自治体運営及び住民運営のバスについては，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，新市において地域性を踏まえながら，速やかに総合交通に係る基本計画を策定し，調整する。 ② 福祉バスについては，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定のなかで調整する。 ③ 河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については，起点又は終点を河南町に限定し，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定のなかで調整する。 ④ **牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については，他町との整合性を踏まえ，合併時までに調整する。**		

項 目			現			
			石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
	(4) その他バスに代わる独自施策に関すること	事業名	該当なし	該当なし	該当なし	河南町福祉タクシー利用助成事業
		事業目的				高齢者の積極的な社会参加と日常生活の利便の向上を促進する。
		事業内容				町内に住所を有する75歳以上の者に福祉タクシー利用助成券（初乗り600円相当）月2枚を交付。
		根拠法令等				河南町福祉タクシー利用助成事業実施要綱
		補助金交付先等				なし
		平成14年度実 績				助成件数：1，504人 事業費：12,429,710円
		平成16年度以降の予定				継続予定

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会

⑤ バス事業者運行路線（国庫補助路線及び県単補助広域路線）については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，合併後も現行の補助制度が維持されるよう国及び県に要請していく。
⑥ バス事業者運行路線（市内・町内完結路線及び補助対象外路線）に対する支援については，新市において調整する。
⑦ 巡航船牡鹿丸の管理運営については，現行のとおり新市に引き継ぐこととし，事業の運営等については，新市において検討する。
⑧ 離島航路維持に係る支援については，合併後も継続して実施する。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	高校通学バス運行補助事業	河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については，起点又は終点を河南町に限定し，現行のとおり実施することとし，新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。 **牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については，他町との整合性を踏まえ，合併時までに調整する。** **（具体的調整結果）** **牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については，これまでの経過を踏まえ，現行のとおり実施することとし，今後の事業の在り方については，新市における総合交通に係る基本計画の策定のなかで調整する。** **また，雄勝町が交付していた(財)藤野育英会補助金の代替措置として，平成17年度から雄勝町の高校通学バス運行補助事業を実施することとし，今後の事業の在り方については，新市における総合交通に係る基本計画の策定のなかで調整する。**
		本町から石巻圏へ通学する高校生保護者の金銭的負担の軽減を図る目的で、牡鹿町高校通学バス父母の会に対して運行費の一部を補助する。	
		運行委託契約額のうち利用者負担額を控除した残額について補助する。 運行業者（河南町・㈱三和交通）	
		牡鹿町補助金等交付規則・運行委託契約	
		牡鹿町高校通学バス父母の会	
		○契約額11,315千円 ○町補助金6,223千円 ○利用者数　27人 ○1日行き2便、帰り3便	
		継続予定 平成15年度補助見込額6,000千円 平成15年度利用者数51人	

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
調 整 方 針	(2) 交通安全対策 ① 交通安全対策会議については，交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の規定により，新市において設置する。 ② 交通安全計画については，新市において速やかに策定する。 ③ 交通安全指導員については，合併時に統合する。 ④ 交通安全対策協議会については，新市において速やかに設置する。		

項 目			現			
			石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
3 交通安全に関すること	(1) 交通安全対策会議		石巻市交通安全対策会議条例 （昭和46年 3月22日） 【委員】 ① 国の関係地方行政機関の職員 1人 ② 県の部内の職員 1人 ③ 県警察の警察官 1人 ④ 部内の職員 9人 ⑤ 教育委員会教育長 ⑥ 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期：2年（①～③） 【特別委員】 東日本旅客鉄道㈱，日本道路公団その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が委嘱する。	河北町交通安全対策会議条例 （平成14年 3月25日） 【委員】 ① 県の部内の職員 2人 ② 県警察の警察官 1人 ③ 町職員 5人 ④ 教育委員会教育長 ⑤ 石巻地区広域行政事務組合の河北消防署長 ・任期：2年（①～③） 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	雄勝町交通安全対策会議条例 （平成14年 3月15日） 【委員】 ① 県の部内の職員 3人以内 ② 県警察の警察官 1人 ③ 町職員 5人以内 ④ 教育委員会教育長 ⑤ 石巻地区広域行政事務組合の消防職員 1人 ・任期：2年（①～③，⑤） 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	河南町交通安全対策会議条例 （昭和46年11月17日） 【委員】 ① 国の関係地方行政機関の職員 1人 ② 県の部内の職員 3人以内 ③ 県警察の警察官 1人 ④ 町の職員 2人以内 ⑤ 教育委員会教育長 ⑥ 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期：2年（①～③） 【特別委員】 東日本旅客鉄道㈱，日本道路公団その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから町長が委嘱する。
	(3) 交通安全指導員	退職報償金及び災害補償	石巻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び石巻市議会議員等非常勤の職員の公務災害補償に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
桃生町交通安全対策会議条例 （平成14年　3月20日） 【委員】 ① 国の行政機関又は県の部内の職員 3人以内 ② 県警察の警察官 1人 ③ 町職員　5人以内 ④ 教育委員会教育長 ⑤ 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期：2年（①，②） 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	北上町交通安全対策会議条例 （昭和49年12月12日） 【委員】 ① 県の部内の職員 3人以内 ② 県警察の警察官 1人 ③ 町職員　5人以内 ④ 教育委員会教育長 ⑤ 石巻地区広域行政事務組合の消防職員 1人 ・任期：2年（①～③，⑤） 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	牡鹿町交通安全対策会議条例 （昭和45年10月10日） 【委員】 ① 県の部内の職員 3人以内 ② 県警察の警察官 1人 ③ 町職員　6人以内 ④ 教育委員会教育長 ⑤ 石巻地区広域行政事務組合消防長 ・任期：2年（①～③） 【特別委員】 陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから町長が任命する。	交通安全対策基本法の規定に基づき，新市において設置する。 **<u>委員構成については，合併時までに調整する。</u>** **（具体的調整結果）** **【委員】** **① 国の関係地方行政機関の職員1人** **② 県職員 1人** **③ 県警察の警察官 2人** **④ 市職員 15人** **⑤ 教育委員会教育長** **⑥ 石巻地区広域行政事務組合消防長** **【特別委員】** **石巻市及び河南町の例による。**
宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。	**<u>合併時までに調整する。</u>** **（具体的調整結果）** **【退職報償金】** **6町の例により加入する。（宮城県町村会宮城県町村交通安全指導員福利厚生事業）** **【災害補償】** **新市の非常勤の職員の公務災害補償に関する条例による。**

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 交通安全に関すること	(4) 交通安全対策協議会	石巻市交通安全都市推進協議会 【目的】 協議会は市内交通環境の改善整備及び市民の交通道徳の高揚を図り，交通の安全を確保するための対策を協議し，もって交通安全都市の推進をはかることを目的とする。 【構成】 ・市長 ・地区交通安全協会長 ・町内会連合会長 ・地区安全運転管理者事業主会長 ・地区安全運転管理者会長 ・地区交通安全協会各支部長 4人 ・市交通安全指導隊長 ・市交通安全母の会連合会長 ・市支所長 4人 ・石巻金融団 ・市老人クラブ連合会長 ・石巻国道維持出張所長 ・石巻土木事務所長 ・市婦人団体連絡協議会長 ・市立小中学校校長会長 ・市父母教師会連合会長 ・宮城交通㈱石巻営業所長 ・県タクシー協会石巻支部長 ・県トラック協会石巻支部長 ・県自転車軽自動車商業協同組合石巻支部長 ・地区高等学校校長会長 ・JR石巻駅長 ・交通安全協会石巻支部婦人部長 ・市教育長 ・市総務部長 ・市企画部長 ・市公民館長 5人 計 37人 【補助金】 平成14年度 140,000円	河北町交通安全対策協議会 【目的】 すべての町民に正しい交通のあり方と交通安全の思想を周知徹底し、町民総力をあげて交通道徳の昂揚と安全秩序の確立をはかり、事故を防止することを目的とする。 【構成】 ・町長 ・町議会議長 ・町助役 ・町商工会長 ・農協河北支店長 ・町内小学校長 5人 ・町内中学校長 3人 ・飯野川高校校長 ・町内小中学校父母教師会長 8人 ・町消防団長 ・交通安全協会支部長 4人 ・町行政区長会長 ・河北地区教育委員会教育長 ・町交通指導隊長 ・河北警察署交通課長 ・町交通安全母の会会長 ・町老人クラブ連合会長 ・タクシー業代表 ・自転車商業組合代表 ・建設業代表 ・建築職工組合代表 計 37人 【補助金】 平成14年度 162,000円	雄勝町交通安全対策協議会 【目的】 本会は，交通環境の改善整備及び町民の交通道徳の高揚を図り，交通の安全を確保するための対策を協議し，もって交通安全の推進を図ることを目的とする。 【構成】 ・町長 ・交通安全協会雄勝支部 3人 ・交通安全協会雄勝支部婦人部長 ・町防犯交通安全指導隊 3人 ・町内小中学校長 5人 ・町父母教師会連合会長 ・町商工会長 ・町連合婦人会長 ・地区婦人会長 7人 ・河北警察署長 ・河北警察署交通課長 ・各駐在所長 2人 ・タクシー業者 2人 ・建設業者 3人 ・町地区会長 ・町老人クラブ連合会長 ・自転車販売組合 ・ホテル業者 計 36人 【補助金】 なし	河南町交通安全推進協議会 【目的】 町，各関係機関，団体と連携し，町民に対する交通安全知識の普及啓蒙，交通安全思想の高揚を図り，交通事故防止の徹底を図る。 【構成】 ・町長 ・町助役 ・交通安全協会河南支部長 ・交通安全協会河南支部分会長 6人 ・交通安全協会河南支部役員 2人 ・町社会福祉協議会長 ・町婦人会連絡協議会長 ・町連合青年団長 ・河南高校校長 ・町議会議長 ・町教育長 ・町社会教育課長 ・町公民館長 ・町福祉課長 ・町建設下水道課長 ・町小中学校校長会長 ・町消防団長 ・町行政連絡区長会長 ・町交通安全指導隊長 ・町交通安全指導副隊長 ・町交通安全指導員班長 6人 ・各駐在所警官 6人 ・いしのまき農協代表理事組合長 ・町老人クラブ連合会長 ・町交通安全母の会会長 ・町商工会長 ・自動車教習所長 ・軽自動車・自動車商業協同組合桃生支部長 計 44人 【補助金】 なし

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
桃生町交通安全連絡協議会 【目的】 本会は，会員相互研鑽と融和を図り，交通安全活動の円滑な推進のための研修を行うとともに，交通関係機関団体の連絡調整を図る。 【構成】 ･交通安全協会桃生第一支部役員　12人 ･交通安全協会桃生第二支部役員　9人 ･町交通防犯指導隊　6人 ･河北警察署各駐在所　3人 ･町交通安全母の会各支部　6人 計　36人 【補助金】 平成14年度　300,000円	北上町交通安全対策協議会 【目的】 町民に交通安全思想の普及･浸透を図り，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに，町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより，交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。 【構成】 ･町長 ･町議会議長 ･河北地区教育委員会教育長 ･河北警察署長 ･河北警察署交通課長 ･安全運転管理者会　4人 ･安管事業主会副会長 ･地区交通安全協会北上支部長 ･地区交通安全協会北上支部婦人部長 ･安全推進委員会推進員　2人 ･町交通安全母の会会長 ･町老人クラブ連合会長 ･町行政連絡区長会長 ･農協北上支店長 ･十三浜漁協組合長 ･町商工会長 ･町建設業協会長 ･町内郵便局長　3人 ･町防犯交通指導隊長 ･各駐在所警官　2人 ･町消防団長 ･河北消防署北上出張所長 ･町内小中学校長　5人 ･飯野川高校副校長 ･町内父母教師会長 4人 ･保育所長　3人 ･町中央公民館長 計　43人 【補助金】 なし	牡鹿町交通安全推進協議会 【目的】 本運動は、広く住民に交通安全思想の普及･浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、住民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。 【構成】 ･町長 ･町教育長 ･町内行政区長　22人 ･町内父母教師会長　6人 ･町内小中学校長　7人 ･石巻警察署長 ･各駐在所警官　3人 ･交通安全協会牡鹿支部役員　4人 ･町交通安全母の会会長 ･町商工会長 ･町観光協会長 ･鮎川商工業協同組合理事長 ･鮎川森林組合長 ･町社会福祉協議会長 ･町老人クラブ連合会長 ･石油販売業者　6人 ･タクシー業者 ･運輸業者 ･安全運転管理者会牡鹿支部長 ･ｼﾙﾊﾞｰ交通安全指導員 ･女川消防署牡鹿出張所長 ･町交通安全指導隊　7人 ･県地域交通安全活動推進委員 ･町建設課長 ･町教育課長 ･保育所長　2人 計　75人 【補助金】 なし	新市において速やかに設置する。 **<u>委員構成については，石巻市を基本とし，おおむね５０人を委員数として合併時まで調整する。</u>** **(具体的調整結果)** **【名称】** **石巻市交通安全都市推進協議会** **【支部】** **1市6町の現行の協議会を基本として支部を組織する。** **【委員】** **･市長** **･石巻地区交通安全協会長** **･河北地区交通安全協会長** **･石巻地区安全運転管理者事業主会長** **･河北地区安全運転管理者事業主会長** **･石巻地区安全運転管理者会長** **･河北地区安全運転管理者会長** **･市総務部長** **･市教育長** **･石巻地区町内会連合会長** **･石巻地区老人クラブ連合会長** **･1市6町支部の代表　各3名** **【顧問】** **･石巻警察署長** **･河北警察署長**

調整結果報告第２４号

窓口業務の取扱い（協定項目 25-8）について

窓口業務の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25-8	協定項目の名称	窓口業務の取扱い
調 整 方 針	(1) **窓口の取扱い業務については，住民サービスの低下を来たさないよう合併時までに調整する。** (2) 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は，本庁並びに各総合支所及び現行の支所で，窓口業務として取扱う。 (3) **窓口の開設時間は，午前8時30分からを基本とし，合併時までに調整する。**開設時間の延長などを行う場合は新市において定める。 (4) 閉庁時においても，戸籍届受付及び関連事務については宿日直代行員が取り扱う。		

項　　目	現			
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
1 窓口での取扱い業務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 改葬許可事務 ○ 斎場使用許可事務 ○ 自動車の臨時運行許可証の交付事務 ○ 介護保険事務 ○ 母子健康手帳交付事務 ○ 原付バイク関係事務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 改葬許可事務 ○ 介護保険事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等受付事務 ○ 母子健康手帳交付事務 ○ 自動車の臨時運行許可証の交付事務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 改葬許可事務 ○ 葬斎場使用許可事務 ○ 介護保険事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等受付事務 ○ 母子健康手帳交付事務 ○ 船員手帳交付等事務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 改葬許可事務 ○ 葬斎場使用許可事務 ○ 介護保険事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等受付事務 ○ 母子健康手帳交付事務 ○ 都市計画図交付事務
2 窓口開設時間	8:30～17:00 (昼休みは交替で窓口対応) ※毎週水曜日に窓口開設時間の2時間延長試行中 【取扱い事務】 ・住民票の写しの交付 ・印鑑証明書の交付 ・戸籍謄抄本の交付 (本庁管轄分)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)
3 閉庁時の取扱い	閉庁時は宿日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:00～8:30 日直の代行員 8:30～17:00	閉庁時は日直者が戸籍届受付及び関連事務を処理 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	住民生活分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 自動車の臨時運行許可証の交付事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等事務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 改葬許可事務 ○ 葬斎場使用許可事務 ○ 介護保険事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等受付事務 ○ 母子健康手帳交付事務	○ 住民基本台帳事務 ○ 戸籍事務 ○ 外国人登録事務 ○ 印鑑登録事務 ○ 国民健康保険事務 ○ 国民年金事務 ○ 諸証明等交付事務 ○ 埋火葬許可事務 ○ 葬斎場使用許可事務 ○ 介護保険事務 ○ 医療費助成事務 ○ 児童手当等受付事務 ○ 船員手帳交付等事務	1 窓口の取扱い業務については，住民サービスの低下を来たさないよう合併時までに調整する。 **(具体的調整結果)** **窓口の取扱い業務については，各市町の現行業務を継続して実施する。** 2 住民が転入転出する際の手続きに必要な業務は，本庁並びに各総合支所及び現行の支所で，窓口業務として取扱う。
8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	8:30～17:15 (昼休みは交替で窓口対応)	3 窓口の開設時間は，午前8時30分からを基本とし，合併時までに調整する。開設時間の延長などを行う場合は新市において定める。 **(具体的調整結果)** **窓口の開設時間は，午前8時30分から午後5時15分までとする。**
閉庁時は宿日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は宿日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 宿直の代行員 17:15～8:30 日直の代行員 8:30～17:15	閉庁時は日直代行者が戸籍届受付及び関連事務を処理 日直の代行員 8:30～17:15	4 閉庁時においても，戸籍届受付及び関連事務については宿日直代行員が取扱う。

調整結果報告第２５号

保健事業の取扱い（協定項目 25-9）について

保健事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜　美　夫

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて
調　整　方　針	(1) 母子保健 ① 各種健診事業については，新市においても引き続き実施する。**実施内容等については，合併時までに調整する。** ② **母子保健連絡協議会については，健康づくり推進協議会との整理統合を含め，合併時までに調整する。** (2) 感染症対策 予防接種事業については，新市においても引き続き実施する。実施方法及び時期については，委託機関と協議する。 (3) 成人・高齢保健 各種検診事業については，新市においても引き続き実施する。**実施内容等については，合併時までに，又は新市において調整する。** 自己負担金免除対象者は，以下のとおりとする。 ① ７０歳以上の者 ② ６５～６９歳の老人保健医療受給者 ③ 生活保護世帯の者 ④ 市民税の非課税世帯の者		

項　目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
1 母子保健	3～4か月児健診に関すること	【対象者】 3～4か月児 【会場】 石巻市保健相談センター 【回数】 年36回 【内容】 身体計測 問診(発達チェック) 診察 指導(グループ) 離乳食指導	【対象者】 2～4か月児 【会場】 河北町保健センター 【回数】 年6回 【内容】 身体計測 問診(発達チェック) 診察 離乳食指導 保健指導	【対象者】 3～4か月児 5～6か月児 11～12か月児 【会場】 雄勝町母子健康センター 【回数】 年6回 【内容】 身体計測 問診(発達チェック) 診察 指導(グループ･個別) 離乳食指導 ※先天性股関節脱臼等検診 【対象者】 健診時に医師が必要と認めた者 保護者が希望した者 【内容】 問診 X線撮影 読影 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 全額(1,500円)	【対象者】 3～4か月児 【会場】 河南町母子健康センター 【回数】 年6回 【内容】 身体計測 問診 (発達チェック,育児の相談) 診察 離乳食指導 保健指導
	1歳6か月児健診に関すること	【対象者】 1歳7～8か月児 【会場】 石巻市保健相談センター 【回数】 年36回 【内容】 問診 身体計測 小児科診察 歯科診察 歯垢染色 歯磨き指導 指導(個別)	【対象者】 1歳6～8か月児 【会場】 河北町保健センター 【回数】 年6回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 食事指導 保健指導 親子遊び	【対象者】 1歳6～9か月児 【会場】 雄勝町母子健康センター 【回数】 年3回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 歯垢染色 歯磨き指導 指導(個別)	【対象者】 1歳7～9か月児 【会場】 河南町母子健康センター 【回数】 年4回 【内容】 問診 身体計測 小児科診察 歯科診察 指導(個別)

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

(4) 地域保健

① **食生活改善推進員会，保健(健康）推進委員については，合併時までに調整する。**
健康づくり推進協議会については，母子保健連絡協議会との整理統合を含め，合併時までに調整する。

② 健康まつりについては，新市において調整する。

③ 保健（健康）センターについては， 現行のとおり新市に引き継ぐ。

④ 奨学金貸与事業（看護師等）については，石巻市の例により新市においても実施する。

(5) 医療対策

地域医療対策事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。**ただし，救急医療費施設運営費負担金については，「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえて調整する。**

(6) その他

健康増進法（平成１４年法律第１０３号）の規定に基づく健康増進計画については，新市において速やかに策定する。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 3～4か月児 【会場】 桃生町保健センター 【回数】 年12回 【内容】 身体計測 問診(発達チェック) 診察 集団指導 離乳食等栄養指導	【対象者】 3～4か月児 6～7か月児 【会場】 北上町保健センター 【回数】 年6回 【内容】 身体計測 問診 小児科医診察 生活指導 栄養指導 個別指導	【対象者】 3～4か月児 5～6か月児 【会場】 牡鹿町保健福祉センター 【回数】 年6回 【内容】 身体計測 問診（発育･発達･保護者の心配事等） 診察（内科） 保健･栄養指導（個別）	対象者は3～4か月児とする。 **健診会場及び回数は現行を基本とし，実施内容については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **当面，現行のとおり実施し，新市において統一に向け速やかに調整を図る。**
【対象者】 1歳6～9か月児 【会場】 桃生町保健センター 【回数】 年4回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 食事指導 個別指導	【対象者】 1歳6～11か月児 【会場】 北上町保健センター 【回数】 年3回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 指導（集団･個別）	【対象者】 1歳6～11か月児 【会場】 牡鹿町保健福祉センター 【回数】 年6回 【内容】 問診 身体計測 小児科診察 歯科診察 保健指導･栄養指導（個別）	対象者は1歳6～11か月児とする。 **健診会場及び回数は現行を基本とし，実施内容については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **当面，現行のとおり実施し，新市において統一に向け速やかに調整を図る。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 母子保健	3歳児健診に関すること	【対象者】 3歳5～6か月児 【会場】 石巻市保健相談センター 【回数】 年36回 【内容】 問診 身体計測 診察 歯科診察 尿検査 視覚検査（必要な者のみ） 聴覚検査（チンパノメトリー） 歯科集団指導 指導（個別）	【対象者】 3歳5～6か月児 【会場】 河北町保健センター 【回数】 年6回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 尿検査 視覚検査（必要な者のみ） 聴覚検査（チンパノメトリー） 栄養指導 個別指導 パネルシアターによる集団指導	【対象者】 3歳4～7か月児 【会場】 雄勝町母子健康センター 【回数】 年3回 【内容】 問診 身体計測 診察 歯科診察 尿検査 視覚検査（必要な者のみ） 聴覚検査（チンパノメトリー） 歯垢染色 歯磨き指導 指導（個別） おやつの試食	【対象者】 3歳4～6か月児 【会場】 河南町母子健康センター 【回数】 年4回 【内容】 問診 身体計測 診察 歯科診察 尿検査 視覚検査（必要な者のみ） 聴覚検査（チンパノメトリー） 歯科集団指導劇 指導（個別）
	幼児歯科健康診査に関すること	該当なし	該当なし	【対象者】 2歳5～8か月児 【回数】 年3回 【内容】 身体測定 問診 歯科診察 歯垢染色 歯磨き指導 個別指導	【対象者】 2歳6～9か月児 【回数】 年3回 【内容】 身体測定 問診（育児に関する個別相談） 歯科診察 集団指導：講話 健康劇
	母子保健連絡協議会に関すること	該当なし	【委員数】 22人以内 【任期】 2年 【内容】 母子保健対策を推進するにあたり，医療・児童福祉・学校保健等と関連する分野が広く、母子保健事業の効果的な実施及び母子保健対策の在り方等について協議する	該当なし	該当なし
2 感染症対策（予防接種）	ツベルクリン反応検査に関すること(乳幼児)	【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 6月と1月 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 7月と2月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 春期と秋期 【委託先】 桃生郡医師会 雄勝町国民健康保険病院 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 7月と1月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 3歳4～7か月児 【会場】 桃生町保健センター 【回数】 年4回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 尿検査 視覚検査(必要な者のみ) 聴覚検査(チンパノメトリー) 指導(個別)	【対象者】 3歳～4歳未満児 【会場】 北上町保健センター 【回数】 年3回 【内容】 問診 身体計測 内科診察 歯科診察 尿検査 視覚検査 聴覚検査(チンパノメトリー) 指導(個別)	【対象者】 3歳～4歳未満児 【会場】 牡鹿町保健福祉センター 【回数】 年3回 【内容】 問診 身体計測 診察 歯科診察 尿検査 視覚検査(必要な者のみ) 聴覚検査(チンパノメトリー) 栄養指導(集団･個別) 保健指導(個別)	対象者は3歳4～11か月児とする。 **健診会場及び回数は現行を基本とし，実施内容については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **当面，現行のとおり実施し，新市において統一に向け速やかに調整を図る。**
【対象者】 2歳5～8か月児 【回数】 年4回 【内容】 身体測定 問診 歯科診察 歯磨き指導 集団指導 個別指導	【対象者】 2歳～2歳5か月児 【回数】 年3回 【内容】 親子歯科健診 ブラッシング指導 講話 食事･生活面での相談指導	【対象者】 2歳～3歳未満児 【回数】 年4回 (よちよちヘルス教室と同時開催) 【内容】 身体測定 歯科診察･個別指導 保健指導 栄養指導 (幼児食のすすめ方、試食)	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **当面，現行のとおり実施し，新市において全域での実施に向け速やかに調整を図る。**
該当なし	該当なし	該当なし	**健康づくり推進協議会との整理統合を含め，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **新市において設置する健康づくり推進協議会に統合する。**
【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 5月と7月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 5月と11月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 6月と10月 【委託先】 町立牡鹿病院 【自己負担金】 無料	**対象者は生後３～４８月未満の者とする。** **委託先は当面，現行のとおりとする。実施方法は集団接種，回数は年２回とし，実施時期は委託機関と協議する。** **自己負担金は無料とする。** **〈変更内容〉** **削　除** **〈変更理由〉** **結核予防法の一部を改正する法律（平成１６年法律第１３３号）の施行により、ツベルクリン反応検査は行わないことになったことから削除するもの。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
2 感染症対策（予防接種）	BCGに関すること(乳幼児)	【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 6月と1月 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 7月と2月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 5月と11月 【委託先】 桃生郡医師会 雄勝町国民健康保険病院 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 7月と1月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料
3 成人・高齢保健	基本健診に関すること	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 個別健診 ※荻浜地区は集団健診 ※身体の不自由な者については石巻市保健相談センターにおいて実施（1日のみ） 【実施時期】 6月～9月 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査（医師が必要と認めた場合） 眼底検査（医師が必要と認めた場合） ※荻浜地区ついては，胃がん検診及び大腸がん検診と合わせて実施 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 1，800円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 35歳以上 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 6月下旬～7月上旬 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査 眼底検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 3，200円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者 ・国保加入者	【対象者】 35歳以上 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 6月下旬～7月上旬 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査 眼底検査 【委託先】 宮城県成人病予防協会 【自己負担金】 2，600円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・41歳（厄年） ・60歳（還暦） ・国保加入者	【対象者】 40歳以上 ※16～39歳の希望者は農村健康検査実施 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 9月～10月 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査(医師が必要と認めた場合) 眼底検査(医師が必要と認めた場合) 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 ・40歳以上 無料 ・16歳～39歳（希望者） 社保加入者　2，500円 国保加入者　　800円 ※心電図・眼底検査両方検査した場合 社保加入者　1，500円 国保加入者　　500円 【自己負担金免除対象者】 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 生後6～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 5月と7月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 5月と11月 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 無料	【対象者】 生後3～48月未満 【実施方法】 集団接種 【実施時期】 6月と10月 【委託先】 町立牡鹿病院 【自己負担金】 無料	**<u>対象者は生後３～４８月未満の者とする。</u>** 委託先は当面，現行のとおりとする。実施方法は集団接種，回数は年2回とし，実施時期は委託機関と協議する。 自己負担金は無料とする。 **〈変更内容〉** **対象者は生後直後～６月未満の者とする。** **〈変更理由〉** **改正後の結核予防法施行令第２条の２に合わせ対象者を変更するもの。**
【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 7月 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査 眼底検査 ヘモグロビンA1c検査（40歳以上及び30～39歳で本人又は家族に糖尿病の既往歴がある方） 【委託先】 宮城県成人病予防協会 【自己負担金】 2，000円 【自己負担金免除対象者】 ・生活保護世帯の者 ・32歳・41歳（厄年） ・50歳・60歳（節目の年）	【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団健診 ※身体の不自由な者については，1日のみ自宅訪問で実施 【実施時期】 8月まで 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査 眼底検査 ヘモグロビンA1c検査（血糖値等基準を超えた方） 【委託先】 宮城県成人病予防協会 【自己負担金】 ・40歳以上は無料 ・39歳以下は2，000円	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 6月 【内容】 問診 身体測定 診察 血圧測定 尿検査 血液検査 心電図検査 眼底検査 ヘモグロビンA1c検査（血糖値が基準を超えていても通院していない方、又は家族に糖尿病の既往歴がある方） 【委託先】 結核予防会宮城県支部 離島は網小医院 【自己負担金】 社保加入者　1，300円 国保加入者　　800円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	**<u>対象者は４０歳以上を基本に合併時までに調整する。</u>** **<u>健診項目，実施時期，集団・個別・身体の不自由な者の実施方法及び自己負担金については合併時までに調整する。</u>** 委託先は当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は，前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **対象者は４０歳以上とする。** **健診項目，実施時期，集団・個別・身体の不自由な者の実施方法については，委託先と協議する。** **自己負担金は１，８００円とする。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 成人・高齢保健	胃がん検診に関すること	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月～9月 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は市内指定内科医に於いて実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 1，400円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 35歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 10月下旬～11月上旬 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は宮城県対がん協会で実施（希望により個別に医療機関へ紹介） 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 社保加入者　2，200円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者 ・国保加入者	【対象者】 35歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月初旬～中旬 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は宮城県対がん協会又はかかりつけ医で実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 1，700円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・41歳（厄年） ・60歳（還暦） ・国保加入者	【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月～6月 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は69歳までは宮城県対がん協会で，70歳以上はかかりつけ医において実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 40歳以上 社保加入者　2，400円 国民加入者　　700円 30歳～39歳 社保加入者　5，000円 国保加入者　3，300円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者
	乳がん検診に関すること	【対象者】 ・視触診 30歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 50歳以上の女性 （市内を二分して実施するため隔年受診） 【実施方法】 個別検診 【実施時期】 7～12月 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は石巻赤十字病院で各種検査を実施	【対象者】 ・視触診 30～39歳及び70歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～69歳の女性 （町内を二分して実施するため隔年受診） 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 4月下旬 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は医療機関又はがん検診センターで実施	【対象者】 ・視触診 30歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～69歳の奇数年 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 11月 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査はかかりつけ医で実施	【対象者】 ・視触診 30歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～69歳の偶数歳 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6～7月 ※子宮がん検診と同時実施 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は公立深谷病院で実施

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は医療機関又はがん検診センターで実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 1，500円 【自己負担金免除対象者】 ・生活保護世帯の者 ・32歳・41歳（厄年） ・50歳・60歳（節目の年）	【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は宮城県対がん協会又はかかりつけ病院において実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 40歳以上　1，000円 39歳以下　2，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月下旬～9月初旬 【内容】 一次検診は検診車により各地区を巡回 精密検査は宮城県対がん協会がん検診センター又はかかりつけ病院において実施 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 1，500円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	対象者は30歳以上とする。 **<u>実施内容及び委託先は現行を基本に合併時までに調整する。</u>** 自己負担金は1，500円（検診料の3割負担程度の額）とする。ただし，30～39歳については500円増しとし，免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は，事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **委託先は，当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。** **実施内容については，委託先と協議する。**
【対象者】 ・視触診 30歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～69歳の奇数年齢の女性（隔年受診） 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 10月 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は医療機関又はがん検診センターで実施	【対象者】 ・視触診 30～39歳及び70歳以上の女性 ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～68歳の偶数年齢の女性 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 10月 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は委託機関及びかかりつけ病院において実施	【対象者】 ・視触診 30～49歳及び70歳以上の女性（町内全地区） ・視触診とマンモグラフィ併用検診 40～69歳の女性 （町内を二分して実施するため隔年受診） 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 1月 【内容】 ・一次検診 視触診 視触診とﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ併用 ・精密検査は検診同日にﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ、超音波検査、分泌細胞診を行い、その結果、更に検査を必要とする場合は、地域医療機関を紹介、又はがん検診センターにおいて二次精密検査を実施	対象者は30歳以上の女性とし，**<u>検診の内容及び自己負担金等については，合併時までに調整する。</u>** 委託先は当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは，同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は，事前に証明書発行を受けた者とする。

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3		【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 ・視触診のみ 800円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 2，100円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・視触診のみ 1,500円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 2，800円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・視触診のみ 1，000円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 2，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・32歳（厄年） ・60歳（還暦）	【委託先】 公立深谷病院 【自己負担金】 ・視触診のみ 社保加入者　1，500円 国保加入者　　500円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 社保加入者　2，800円 国保加入者　　900円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者
成人・高齢保健	子宮がん検診に関すること	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6ヵ月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 個別検診 【実施時期】 4月～9月 【内容】 ・一次検診は市内の指定産婦人科医で実施 頸部がん検診 細胞診 体部がん検診 子宮内膜細胞診 ・精密検査は市内の指定産婦人科医及び宮城県対がん協会で実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 ・頸部がん 1，700円 ・体部がん 1，600円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月中旬 【内容】 ・一次検診 頸部がん 膣鏡診 超音波 頸部細胞診 体部がん 体部細胞診 ・精密検査は宮城県対がん協会で実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・頸部がん 2，800円 ・体部がん 3，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月中旬 【内容】 ・一次検診 頸部がん 超音波検査 膣鏡診察 細胞診 体部がん 子宮内膜細胞診 ・精密検査は宮城県対がん協会又はかかりつけ医で実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・頸部がん 2，300円 ・体部がん 2，300円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・32歳（厄年） ・60歳（還暦） ・国保加入者	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月～7月 ※乳がん検診と同時に実施 【内容】 ・一次検診 頸部がん 細胞診 体部がん 子宮内膜細胞診 ・精密検査は公立深谷病院で実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 桃生郡医師会 【自己負担金】 ・頸部がん 社保加入者　3，300円 国保加入者　1，000円 ・体部がん 2，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・視触診のみ 2，000円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 3，000円 【自己負担金免除対象者】 ・生活保護世帯の者 ・32歳・41歳（厄年） ・50歳・60歳（節目の年）	【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 視触診/ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ 1,000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者	【委託先】 財団法人宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・視触診のみ 1,000円 ・視触診とマンモグラフィ 併用検診 2,000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	**〈具体的調整結果〉** **３０～３９歳は視触診のみ毎年実施，４０歳以上は原則としてマンモグラフィ撮影と視触診併用を隔年実施し，実施方法・時期は委託先と協議する。** **自己負担金は，３０～３９歳は１，０００円，４０歳以上は２，０００円とする。**
【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月 【内容】 ・一次検診 頸部がん 膣鏡診 超音波 頸部細胞診 体部がん 体部細胞診 ・精密検査はがん検診センターで実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・頸部がん 3，000円 ・体部がん 2，500円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者 ・32歳・41歳（厄年） ・50歳・60歳（節目の年）	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として，最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者，又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月 【内容】 ・一次検診 頸部がん 細胞診 超音波検診 体部がん 子宮内膜細胞診 ・精密検査は委託機関で実施 頸部がん 細胞診 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・頸部がん 1，000円 ・体部がん 1，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者	【対象者】 ・頸部がん検診 30歳以上の女性 ・体部がん検診 30歳以上の女性で原則として、最近6か月以内に不正性器出血を訴えたことのある者で次のいずれかに該当する者、又は医師が必要と認めた者 ①50歳以上の者 ②閉経後の者 ③妊娠経験がなく月経が不規則な者 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月 【内容】 ・一次検診 頸部がん 膣鏡診 細胞診 超音波検査 体部がん 子宮内膜細胞診 ・精密検査はがん検診センターで実施 頸部がん 組織診 体部がん 組織診 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 ・頸部がん 2，500円 （国保加入者2，000円） ・体部がん 3，500円 ※国保加入者の受検者は国保会計より500円助成 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	対象者は20歳以上の女性とし，**検診の内容等については合併時までに調整する。** 委託先は当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。 自己負担金は頸部がん検診，体部がん検診それぞれ2，000円（検診料の3割負担程度の額）とし，免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは，同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は，事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **平成１７～１９年度は毎年実施，平成２０年度以降は隔年実施とする。** **実施方法・時期は委託先と協議する。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 成人・高齢保健	大腸がん検診に関すること	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 個別検診 【実施時期】 9月～11月 【内容】 ・一次検診 問診 免疫便潜血検査（2日法） ・精密検査は市内の指定医療機関において実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X線検査 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 500円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 11月下旬～12月上旬 【内容】 ・一次検診 免疫便潜血検査（2日法） ・精密検査は委託機関において実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X線検査 【委託先】 (財)宮城県対がん協会 【自己負担金】 500円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 1月中旬 【内容】 ・一次検診 免疫便潜血検査（2日法） ・精密検査は委託機関及びかかりつけ医で実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X腺検査 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 500円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・41歳（厄年） ・60歳（還暦）	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 9月～10月 ※基本検診と同時に実施 【内容】 ・一次検診 便潜血反応検査(2日法) ・精密検査はかかりつけ医で実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X腺検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 ・社保加入者　700円 ・国保加入者　200円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者
	結核・肺がん検診に関すること	【対象者】 ・結核検診 16歳及び19歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 4月～12月 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線関節撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 血沈検査 ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，40歳以上で6ヵ月以内に血痰の出た者及び50歳以上で喫煙指数600以上の者について実施 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 喀痰細胞診検査（他はなし）　700円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 ・結核検診 16歳以上 ・肺がん検診 50歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月～7月 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 血沈検査 断層撮影 ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，50歳以上で6か月以内に血痰の出た者及び50歳以上で喫煙指数600以上の者について実施 【委託先】 公立深谷病院 【自己負担金】 ・結核検診 無料 ・肺がん検診 無料	【対象者】 ・結核検診 16歳及び19歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月下旬～7月初旬 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 必要時血沈検査 ・肺がん検診の喀痰細胞診検査（希望者） X線間接撮影をした者のうち，40歳以上で6か月以内に血痰の出た者及び50歳以上で喫煙指数600以上の者について実施 【委託先】 結核予防会 【自己負担金】 ・一次検診及び精密検査は無料 ・喀痰細胞診検査 1，000円	【対象者】 ・結核検診 16歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 9月～10月 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 血沈検査， ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，40歳以上で6か月以内に血痰の出た者及び50歳以上で喫煙指数600以上の者について実施 【委託先】 公立深谷病院 【自己負担金】 喀痰細胞診検査300円 ※対象者以外2，800円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 30歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月 【内容】 ・一次検診 免疫便潜血検査（2日法） ・精密検査は医療機関又はがん検診センターで実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X線検査 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 500円 【自己負担金免除対象者】 ・生活保護世帯の者 ・32歳・41歳（厄年） ・50歳・60歳（節目の年）	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 5月 【内容】 ・一次検診 免疫便潜血検査（2日法） ・精密検査は委託機関で実施 S状結腸ﾌｧｲﾊﾞｰｽｺｰﾌﾟ検査 注腸X線検査 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 なし	【対象者】 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 10月 【内容】 ・一次検診 便潜血反応検査（免疫法「RPHA法」二日法） ・精密検査は医療機関又はがん検診センターで実施 大腸内視鏡検査 注腸X線検査（医師の指示による） 【委託先】 宮城県対がん協会 【自己負担金】 500円 （国保加入者無料） ※国保加入者の受検者は国保会計より500円助成 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	**対象者は４０歳以上を基本に合併時まで調整する。また，検診内容についても合併時までに調整する。** 委託先は当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。 自己負担金は500円（検診料の3割負担程度の額）とし，免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は，事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **対象者は４０歳以上とする。** **実施方法・時期・内容は委託先と協議する。**
【対象者】 ・結核検診 16歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 7月及び10月 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 血沈検査 パルスオキシメーター ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，40歳以上で6か月以内に血痰の出た者及び希望した者について実施 【委託先】 結核予防会宮城県支部 【自己負担金】 無料	【対象者】 ・結核検診 16歳及び19歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 喀痰検査 血沈検査 パルスオキシメーター ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，50歳以上で喫煙指数600以上の希望者及び血痰等で気になる者について実施 【委託先】 結核予防会宮城県支部 【自己負担金】 無料	【対象者】 ・結核検診 16歳及び19歳以上 ・肺がん検診 40歳以上 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月 【内容】 ・結核検診の一次検診 X線間接撮影 ・結核検診の精密検査 X線直接撮影 血沈検査 ・肺がん検診の喀痰細胞診検査 X線間接撮影をした者のうち，40歳以上で6か月以内に血痰の出た者及び50歳以上で喫煙指数600以上の者について実施 【委託先】 結核予防会宮城県支部 精密検査は町立牡鹿病院 離島は一次、精密検査とも網小医院で実施 【自己負担金】 喀痰細胞診検査 容器代として300円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	**対象者は結核検診が１６歳及び１９歳以上の者とし，**肺がん検診が40歳以上の者とする。また，**検診内容については現行を基本に合併時まで調整する。** 委託先は当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。 自己負担金は無料とする。ただし，肺がん検診の喀痰細胞診検査については自己負担金を　700円（検診料の3割負担程度の額）とし，免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈変更内容〉** **対象者は結核検診が６５歳以上の者とする。** **〈変更理由〉** **改正後の結核予防法施行令第２条の２に合わせ対象者を変更するもの。** **〈具体的調整結果〉** **検診内容については，委託先と協議する。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 成人・高齢保健	前立腺がん・腹部超音波検診に関すること	該当なし	前立腺がん検診 【対象者】 50歳以上の男性 【実施方法】 集団検診 ※基本検診と同時に実施 【実施時期】 6月下旬～7月上旬 【内容】 前立腺特異抗原(PSA)検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 800円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者 腹部超音波検診 【対象者】 35歳以上 【実施方法】 集団方式 【実施時期】 11月中旬 【自己負担金】 1，800円 【自己負担金免除対象者】 生活保護世帯の者	前立腺がん検診 【対象者】 50～69歳の男性 【実施方法】 集団検診 ※基本健診と同時に実施 【実施時期】 (6月下旬～7月初旬) 【内容】 前立腺特異抗原(PSA)検査 ※精密検査はかかりつけ医 【委託先】 成人病予防協会 【自己負担金】 600円 ※60歳（還暦)及び国保加入者は無料	前立腺がん検診 【対象者】 50歳以上の男性 【実施方法】 集団検診 ※基本健診と同時に実施 【実施時期】 9月～10月 【内容】 前立腺特異抗原(PSA)検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 社保加入者 800 円 国保加入者 300 円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者
	骨粗しょう症検診に関すること	【対象者】 40～59歳の女性 (市内を二分し，隔年実施) 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 5月 【内容】 両手中手骨のレントゲン撮影(DIP法) 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 700円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・市民税の非課税世帯の者	【対象者】 30歳以上の女性 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 5月 【内容】 MD法に基づく中手骨骨量計測法 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 1，000円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	【対象者】 40～69歳の女性 【実施方法】 集団健診 ※子宮がん検診と同時) 【実施時期】 5月末 【内容】 踵部超音波測定 【委託先】 成人病予防協会 【自己負担金】 1，000円 ※60歳(還暦)は無料 ※対象年齢外希望者は全額自己負担	【対象者】 18歳以上の女性 【実施方法】 集団健診 【実施時期】 7月 【内容】 踵部超音波測定 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 ・社保加入者　1，000円 ・国保加入者　　200円 【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・65～69歳の 老人保健医療受給者 ・生活保護世帯の者 ・町県民税の非課税世帯の者

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし ※平成16年度前立腺がん検診実施予定	前立腺がん検診 【対象者】 50～69歳の男性 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月 【内容】 前立腺特異抗原(PSA)検査 【委託先】 成人病予防協会 【自己負担金】 1,000円	該当なし	･前立腺がん検診 対象者は50歳以上の男性とする。 **<u>検診の内容，委託先，及び自己負担金については，合併時までに調整する。</u>** 自己負担金免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は、事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **委託先は，当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。** **検診内容については，委託先と協議する。** **自己負担金は８００円とする。** ･腹部超音波検診 **<u>合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **合併後は実施しないこととする。**
【対象者】 30歳以上の女性 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 2月 【内容】 超音波検査 【委託先】 宮城県成人病予防協会 【自己負担金】 2，200円 【自己負担金免除対象者】 ･生活保護世帯の者 ･32歳･41歳(厄年) ･50歳･60歳(節目の年)	【対象者】 30歳以上の女性 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 8月 【内容】 超音波検査 【委託先】 宮城県成人病予防協会 【自己負担金】 無料	【対象者】 30～65歳の女性(町内を二分し一方の地区に住む者)(隔年受検) 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 1月 【内容】 DX法(第三中方骨)･エックス線撮影 【委託先】 宮城県結核予防会 【自己負担金】 1,000円 【自己負担金免除対象者】 生活保護世帯の者	**<u>対象者，委託先等については，合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **節目検診として実施することとし，対象者は４０，４５，５０，５５，６０歳の女性とする。** **委託先は，当面，現行のとおりとし，新市において速やかに調整する。** **検診内容については，委託先と協議する。** **自己負担金については，１，０００円とする。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 成 人 ・ 高 齢 保 健	肝炎ウイルス検診に関すること	【対象者】 ･基本健康診査 ①節目検診 40，45，50，55，60，65，70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者，または妊娠，分娩時に多量に出血したことのある者 ･二次検診 本年度の基本健康診査でGPTの値が要指導となった者及び今回は異常なしでも過去4年間にGPTの値が要指導であった者 【実施方法】 個別検診 【実施時期】 6月～9月 【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV－RNA検査 【委託先】 石巻市医師会 【自己負担金】 ･節目検診及び節目外検診 ①HCV抗体検査及び HBs抗原検査 900円 ②HCV抗体検査 800円 ③HBs抗原検査 500円 ④HCV抗体検査，HCV抗原検査及びHBs抗原 検査900円 ⑤HCV抗体検査及び HCV抗原検査 800円 ･二次検診 ①HCV抗体検査及び HBs抗原検査1，200円 ②HCV抗体検査1，100円 ③HBs抗原検査 900円 ④HCV抗体検査，HCV抗原検査及びHBs抗原 検査 1，200円 ⑤HCV抗体検査及び HCV抗原検査1，100円 ⑥HCV－RNA検査 無料 【自己負担金免除対象者】 ･70歳以上の者 ･65～69歳の 老人保健医療受給者 ･生活保護世帯の者 ･市民税の非課税世帯の者	【対象者】 ･基本健康診査 ①節目検診 40，45，50，55，60，65，70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者，または妊娠，分娩時に多量に出血したことのある者 ･二次検診 本年度の基本健康診査でGPTの値が要指導となった者，及び今回は異常なしでも過去4年間にGPTの値が要指導であった者 ただし，過去に肝炎ウイルス検査を受けた者は受診できない 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月下旬～7月上旬 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV－RNA検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 800円 【自己負担金免除対象者】 生活保護世帯の者	【対象者】 ･基本健康診査 ①節目検診 40，45，50，55，60，65，70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者，または妊娠，分娩時に多量に出血したことのある者及び過去に肝機能異常を指摘されたことのある者 ただし，過去に肝炎ウイルス検査を受けた者は受診できない 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 6月下旬～7月初旬 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV－RNA検査 【委託先】 成人病予防協会 【自己負担金】 1，000円	【対象者】 ･基本健康診査 ①節目検診 40，45，50，55，60，65，70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者，または妊娠，分娩時に多量に出血したことのある者 ･二次検診 本年度の基本健康診査でGPTの値が要指導となった者，及び今回は異常なしでも過去4年間にGPTの値が要指導であった者 ただし，過去に肝炎ウイルス検査を受けた者は受診できない 【実施方法】 集団検診 【実施時期】 9月～10月 ※基本健康診査と同時に実施 【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV-RNA検査 【委託先】 (財)宮城県予防医学協会 【自己負担金】 ･社保加入者 900円 ･国保加入者 500円 【自己負担金免除対象者】 ･70歳以上の者 ･65～69歳の 老人保健医療受給者 ･生活保護世帯の者 ･町県民税の非課税世帯の者

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象者】 ・基本健康診査 ①節目検診 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者, または妊娠, 分娩時に多量に出血したことのある者及び過去に GTP の値が要指導であった者	【対象者】 ・基本健康診査 ①節目検診 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳 ②節目外検診 過去の基本健康診査でＧＰＴの値が要指導となった者ただし, 過去に肝炎ウイルス検査を受けた者は受診できない	【対象者】 ・循環器健康診査 ①節目検診 40、45、50、55、60、65, 70歳 ②節目外検診 広範な外科的処置を受けたことのある者、又は妊娠、分娩時に多量に出血したことのある者等 ・二次検診 ①今年度の基本検診結果、GPT値が36～45IU/mlの者 ②肝臓病で現在通院していない者 ③年齢40歳以上70歳以下の者 ④今年度の肝炎ウイルス検診を受診されていない者	節目検診の対象者は40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の者とする。 節目検診以外の対象者は, ①過去に肝機能異常を指摘されたことのある者, ②広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠･分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者, ③基本健康診査においてＧＰＴ値により要指導とされた者とする。 委託先は当面, 現行のとおりとし, 新市において速やかに調整する。また, **検診内容については合併時までに調整する。** **自己負担金については, 合併時までに調整し,** 免除対象者は以下のとおりとする。 ①70歳以上の者 ②65～69歳の老人保健医療受給者 ③生活保護世帯の者 ④市民税の非課税世帯の者 ※市民税非課税世帯とは, 同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において市民税が課税されていない世帯。 減免を受ける者は, 事前に証明書発行を受けた者とする。 **〈具体的調整結果〉** **自己負担金は, 1,000 円とする。ただし, C 型のみ受診の場合は 700 円, B 型のみ受診の場合は 500 円とする。** **検診内容については, 委託先と協議する。**
【実施方法】 集団検診	【実施方法】 集団検診	【実施方法】 集団検診	
【実施時期】 7月	【実施時期】 8月	【実施時期】 節目検診及び節目外検診 6月 二次検診 8月	
【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV核酸増幅検査	【内容】 HCV抗原検査 HCV抗体検査 HBs抗原検査 HCV－RNA検査	【内容】 HCV抗体検査 HCV－RNA検査(HCV抗体中力価判定の者のみ実施) HBs抗原検査(CLIA法)	
【委託先】 宮城県成人病予防協会	【委託先】 宮城県成人病予防協会	【委託先】 財団法人結核予防会宮城県支部	
【自己負担金】 500円	【自己負担金】 1, 000円	【自己負担金】 800円 ・精密検診 HBs抗原検査(CLIA法) HCV抗体検査 HCV－RNA検査(HCV抗体中力価判定の方のみ実施) 800円	
		【自己負担金免除対象者】 ・70歳以上の者 ・生活保護世帯の者	

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
4 地域保健	食生活改善推進員会支援に関すること	【構成】 各地区食生活改善推進員会(5地区, 122名) 【実施内容】 ・勉強会各地区1回 ・会員の希望する活動の助言及び支援 ・連絡調整 ・総会・研修会への参加 ・活動把握	【対象】 食生活改善推進員会 (40名) 【実施内容】 ・会議開催　年3回 ・研修会開催　年6回 ・担当地区における栄養教室、小学生栄養教室(年10回)の開催活動支援 ・町主催事業への出席要請(健康のつどい等) ・河北町保健衛生連合会会計から旅費等支出 ・一般会計から担当地区における栄養教室材料代支出 ※健康推進員188名の内、代表40名が食生活改善推進員を兼務(代表は各地区1名) 健康推進員として委嘱状交付	【対象】 食生活改善推進員会 (25名) 【実施内容】 ・会員の希望する活動の助言及び支援 ・連絡調整 ・総会・研修会への参加 ・活動把握 ・町助成金の支出	【対象】 食生活改善推進員会 (58名) 【実施内容】 ・中央研修会の開催　年5～6回 ・会員の希望する活動の助言及び支援 ・連絡調整 ・総会・研修会への参加 ・活動把握 ※保健栄養学級(食生活改善推進員の養成講座)修了者に対して委嘱状交付
	保健(健康)推進委員に関すること	【委嘱及び任期】 行政区ごと1名町内会長の推薦に基づき市長が委嘱 任期2年 現在272人委嘱 【名称】 石巻市保健推進員 【活動内容】 ・各種健診の一括申し込みの回収及び取りまとめ。 ・各種検診の受診票配布 ・各種検診(健診)の受検呼びかけ ・住民の健康上の問題や要望を市へ連絡 ・研修会参加 (地区・全市・新任研修) ・代表者会議開催 (年2回・各地区2名) ・保健推進員だより発行 (年2回・編集委員各地区1名) 【報酬】 年20, 300円	【委嘱及び任期】 各行政区長の推薦に基づき、町長が委嘱 任期3年 現在188人委嘱 【名称】 河北町健康推進員 【活動内容】 ・各種検診一括申し込み用紙配布、回収 ・各種検診受診票及び結果配布 ・各種検診の住民への受診勧奨 ・乳幼児健診での受付、身体測定等補助 ・担当地区における健康・栄養教室開催のための呼びかけ ・町主催の生活習慣病予防教室等の補助 (試食メニュー等) ・会議、研修会への出席 ・食生活改善推進員連絡協議会に関すること (代表推進員40名が兼務) 【報酬】 代表　年12, 100円 幹事　年　9, 100円	【委嘱及び任期】 各行政区長より1名の推薦に基づき町長が委嘱 任期2年 26人委嘱 【名称】 雄勝町保健補導員 【活動内容】 ・各種検診の一括申し込み用紙配布、回収 ・各種検診問診票配布及び結果配布 ・大腸がん検診の検体配布・回収及び料金徴収 ・各種検診の住民への受診勧奨及。 ・乳幼児健診時の手伝い(順番性) ・地区健康教室時の呼びかけ ・65歳以上のインフルエンザ予防接種申込書の回収 ・研修会参加(年6回程度) ・　役員会開催(年2回) 【報酬】 年額報酬　9, 600円 日額報酬　4, 200円	【委嘱及び任期】 行政区ごと1名行政連絡区長の推薦に基づき町長が委嘱 任期2年 現在35人委嘱 【名称】 河南町保健推進員 【活動内容】 ・乳幼児健康診査時の受付・身長体重測定診察への誘導など ・予防接種時の診察への誘導やサインの確認など ・地区健康教室時受付など 【報酬】 年12, 000円
	健康づくり推進協議会に関すること	該当なし	該当なし	【委員数】 13名 【任期】 2年 【内容】 住民の健康づくりのための方策、審議企画に関することのほか老人保健、母子保健事業の実施計画の審議企画に関することを協議する ※主催事業として、例年健康福祉のつどいを実施	【委員数】 10名 【任期】 2年 【内容】 町民の健康づくりに関する事項の審議

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【対象】 食生活改善推進員会 (50名) 【実施内容】 ・研修会開催 月1回(年12回) ・移動研修会開催 年1回 ・県, 支部事業への参加 ・活動の助言及び支援	【対象】 各地区食生活改善推進員会(7地区53名) 【実施内容】 ・研修会開催 4会場6回 (計24回) ・会員の希望する活動・事業への助言及び支援 ・連絡調整 ・総会・移動研修会への参加 ・活動把握 ・町助成金の支出	【対象】 各地区食生活推進員会 (30名) ※保健委員と兼務 【実施内容】 ・研修会開催(年6回の保健委員定例会も兼ねる) ・会員の希望する活動・事業への助言と支援 ・連絡調整 総会・移動研修会への参加 ・活動把握 ※町外での研修会には、保健委員と兼務であるため、一般会計より旅費を支給	推進員の委嘱及び推進員会への助成金交付は行わないこととする。 **<u>その他推進員会に対する支援については，合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **市と食生活改善推進員会が共催で実施する食生活改善普及事業の材料費等については，市が当該年度の予算の範囲内で負担する。**
【委嘱及び任期】 各地区代表者からの推薦に基づき町長が委嘱 任期2年 42人委嘱 【名称】 桃生町保健推進員 【活動内容】 ・健康カレンダー, 健康手帳の配布 ・各種健診の一括申し込みの回収及び取りまとめ ・各種検診受診票及び結果通知書の配布 ・各種健診の受検呼びかけ 乳幼児健診の協力 ・母子保健事業への呼びかけ及び協力 ・活動に必要な研修会への参加(年7回実施) 【報酬】 年 21, 000円	【委嘱及び任期】 行政区ごと1名行政区長の推薦に基づき町長が委嘱 任期2年 現在28人委嘱 【名称】 北上町健康推進員 【活動内容】 ・各種健診の一括申し込みの回収及び取りまとめ。 ・各種検診の受診票配布 ・各種検診(健診)の受検呼びかけ。 ・住民の健康上の問題や要望を町へ連絡 ・研修会参加(年5回、自主企画2回) ・役員会開催(年3回) 【報酬】 年 24, 000円 世帯割加算 200円 ※会に対する運営費補助金の交付あり	【委嘱及び任期】 保健行政に通じ、かつ、識見を有する者のうちから、町内各地区の推薦により町長が委嘱 任期2年 現在30人委嘱 【名称】 牡鹿町保健委員 (食改も兼ねる、委嘱は保健委員に対してのみ) 【活動内容】 ・各種検診、住民健診の受診勧奨 ・各種検診、住民健診、乳幼児健診への協力 ・地区の妊婦や乳幼児を持つ親への支援活動 ・地区住民の健康上の問題や要望の連絡 ・健康教室の企画協力 ・活動のために必要な研修への参加。 ・定例会開催(年6回の食改研修会も兼ねる) 【報酬】 年 19,000円	委員の任期は2年とし, **<u>会の名称・業務内容・補助金交付，委員の定数・報酬等については合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **名称は石巻市保健推進員とする。** **委員の取扱いについては，その職務内容等に相違があることから，当面，現行のとおりとし，平成１９年度から制度を統一する。**
【委員数】 12人 【任期】 2年 【内容】 保健事業等の実施報告及び計画についての審議	該当なし	【委員数】 15人以内 【任期】 2年 【内容】 住民の健康づくりに関する事項の審査・企画	**<u>母子保健連絡協議会との整理統合を含め，合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **新市において，母子保健連絡協議会と統合し，一つの健康づくり推進協議会を設置する。**

協定項目の番号	25－9	協定項目の名称	保健事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
4 地域保健	献血に関すること	【事業内容】 ・実施日数　78日 ・実施箇所　112箇所 ・献血協力者　4161人 ・献血協力者に対する記念品は献血推進協議会から配布	【事業内容】 ・実施日数　11日 ・実施箇所　13箇所 ・献血協力者　508人 ・献血協力者に対する記念品は献血推進協議会から配布	【事業内容】 ・実施日数　3日 ・実施箇所　1箇所 ・献血協力者　165人 ・献血協力者に対する記念品は献血推進協議会から配布	【事業内容】 ・実施日数　9日 ・実施箇所　14箇所 ・献血協力者　404人 ・献血協力者に対する記念品は献血推進協議会から配布
5 医療対策	救急医療費施設運営費負担金に関すること		【目的】 地域住民の救急医療の充実確保を図るため，建設費及び運営費を負担し，地域医療対策の向上に資する。 【負担金の名称】 救急医療施設運営費負担金 【内容】 ・建設費負担金 ①救急部門（30床）の建設費に係る減価償却（定額法）に要する経費 ②救急部門の器械（CT）スキャン設備に係る減価償却（定額法）に要する経費 ③救急部門のために起こした①②に係る企業債利子の償還に要する経費 ・運営費負担金 救急部門（30床）運営に要する人件費（医師，看護師，パラメディカル），材料費，諸経費 上記費用を平均・人口・利用者割等で，桃生郡7町（河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，矢本町，鳴瀬町）で負担し，河南町・矢本町国民健康保険病院組合（公立深谷病院）へ交付。 昭和62年3月4日 桃生郡7町，女川町（62年度のみ），深谷病院管理者，桃生郡休日診療対策協議会で覚書を交換	【目的】 地域住民の救急医療の充実確保を図るため，建設費及び運営費を負担し，地域医療対策の向上に資する。 【負担金の名称】 救急医療施設運営費負担金 【内容】 ・建設費負担金 ①救急部門（30床）の建設費に係る減価償却（定額法）に要する経費 ②救急部門の器械（CT）スキャン設備に係る減価償却（定額法）に要する経費 ③救急部門のために起こした①②に係る企業債利子の償還に要する経費 ・運営費負担金 救急部門（30床）運営に要する人件費（医師，看護師，パラメディカル），材料費，諸経費 上記費用を平均・人口・利用者割等で，桃生郡7町（河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，矢本町，鳴瀬町）で負担し，河南町・矢本町国民健康保険病院組合（公立深谷病院）へ交付。 昭和62年3月4日 桃生郡7町，女川町（62年度のみ），深谷病院管理者，桃生郡休日診療対策協議会で覚書を交換	【目的】 地域住民の救急医療の充実確保を図るため，建設費及び運営費を負担し，地域医療対策の向上に資する。 【負担金の名称】 救急医療施設運営費負担金 【内容】 ・建設費負担金 ①救急部門（30床）の建設費に係る減価償却（定額法）に要する経費 ②救急部門の器械（CT）スキャン設備に係る減価償却（定額法）に要する経費 ③救急部門のために起こした①②に係る企業債利子の償還に要する経費 ・運営費負担金 救急部門（30床）運営に要する人件費（医師，看護師，パラメディカル），材料費，諸経費 上記費用を平均・人口・利用者割等で，桃生郡7町（河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，矢本町，鳴瀬町）で負担し，河南町・矢本町国民健康保険病院組合（公立深谷病院）へ交付。 昭和62年3月4日 桃生郡7町，女川町（62年度のみ），深谷病院管理者，桃生郡休日診療対策協議会で覚書を交換

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	保健分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【事業内容】 ・実施日数　4日 ・実施箇所　10箇所 ・献血協力者　141人 ・献血協力者に対する記念品は献血推進協議会から配布	【事業内容】 ・実施日数　3日 ・実施箇所　1箇所 ・献血協力者　117人 ・献血協力者に対する謝礼品等は一般会計で購入	【事業内容】 ・実施日数　2日 ・実施個所　2箇所 ・献血協力者　61人 ・献血協力者に対する記念品は一般会計で購入	新市においても継続して献血事業の推進を図る。 **<u>献血協力者に対する記念品等については，合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **献血推進協議会に対し，献血協力者に対する記念品等について，補助金を交付する。**
【目的】 地域住民の救急医療の充実確保を図るため，建設費及び運営費を負担し，地域医療対策の向上に資する。 【負担金の名称】 救急医療施設運営費負担金 【内容】 ・建設費負担金 ①救急部門（30床）の建設費に係る減価償却（定額法）に要する経費 ②救急部門の器械（CT）スキャン設備に係る減価償却（定額法）に要する経費 ③救急部門のために起こした①②に係る企業債利子の償還に要する経費 ・運営費負担金 救急部門（30床）運営に要する人件費（医師，看護師，パラメディカル），材料費，諸経費 上記費用を平均・人口・利用者割等で，桃生郡7町（河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，矢本町，鳴瀬町）で負担し，河南町・矢本町国民健康保険病院組合（公立深谷病院）へ交付。 昭和62年3月4日 桃生郡7町，女川町（62年度のみ），深谷病院管理者，桃生郡休日診療対策協議会で覚書を交換	【目的】 地域住民の救急医療の充実確保を図るため，建設費及び運営費を負担し，地域医療対策の向上に資する。 【負担金の名称】 救急医療施設運営費負担金 【内容】 ・建設費負担金 ①救急部門（30床）の建設費に係る減価償却（定額法）に要する経費 ②救急部門の器械（CT）スキャン設備に係る減価償却（定額法）に要する経費 ③救急部門のために起こした①②に係る企業債利子の償還に要する経費 ・運営費負担金 救急部門（30床）運営に要する人件費（医師，看護師，パラメディカル），材料費，諸経費 上記費用を平均・人口・利用者割等で，桃生郡7町（河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，矢本町，鳴瀬町）で負担し，河南町・矢本町国民健康保険病院組合（公立深谷病院）へ交付。 昭和62年3月4日 桃生郡7町，女川町（62年度のみ），深谷病院管理者，桃生郡休日診療対策協議会で覚書を交換	該当なし	**<u>現行のとおり新市に引き継ぐことを基本とするが，「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえて調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **「一部事務組合等の取扱い」における「河南町矢本町国民健康保険病院組合については，新市においても加入することとする」という調整方針を踏まえ，現行のとおり新市に引き継ぐ。**

協定項目 25-9

保健事業の取扱いについて（参考資料）

平成 16 年 10 月 18 日付け，健発第 1018001 号

厚生労働省健康局長　施行通知

結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（抜粋）

結核予防法の一部を改正する法律（平成16年法律第133号）
結核予防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第303号）
結核予防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第148号）

第３　定期健診

１　対象者，定期及び回数の見直し

従来の結核の早期発見対策として行われてきた一律的・集団的な定期の健康診断（以下「定期健診」という。）の患者発見率は極端に低下しており，政策的必要性及び精度管理面から不都合となっているため，定期健診の対象者，定期及び回数について，効率化・重点化を図る観点から見直すこととしたこと（法第4条第1項及び第3条関係）。

（5）市町村長が行う定期健診

ア　高齢者に対する定期健診

高齢者の結核り患率は若年者に比して極めて高く，既感染率がほぼ半数に達し，定期健診による発見率が結核予防法対策として有効となりうる年齢層として，65歳に達する日の属する年度以降において毎年度1回の定期健診を行うこととしたこと（令第2条第2項第1条関係）。

第５　定期の予防接種

１　改正の趣旨

ツベルクリン反応検査（以下「ツ反」という。）よる不必要な予防内服等の弊害を回避する等の理由から，ツ反を行わずに定期の予防接種を行うこととしたこと（法第13条関係）。

２　実施時期（定期）の見直し

結核の感染前に予防接種を実施することにより乳幼児期の重症結核等を予防するという観点から，ツ反の廃止とともに，早期の予防接種を行うこととし，接種時期を医学的知見に基づき，生後直後から生後6月に達するまでの期間とすることとしたこと（令第2条の2関係）。

調整結果報告第２６号

病院・診療所の取扱い（協定項目 25-10）について

病院・診療所の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜　美　夫

協定項目の番号	25-10	協定項目の名称	病院・診療所の取扱いについて
調　整　方　針	(1) 病院及び診療所については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお，良質な医療を効率的に提供するため，各病院及び診療所における機能分担，連携等については，合併後，石巻医療圏の医療環境の変化を見据え，速やかにそのあり方を検討する。ただし，河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院の取扱いについては，「一部事務組合等の取扱い」の調整方針を踏まえることとする。		

項目	現		
	石　巻　市	河北町	雄　勝　町
病院運営審議会	◎石巻市立病院 (設置) 市長の諮問に応じ，石巻市立病院の健全な運営に係る基本的事項について審議するため，石巻市立病院運営審議会を置く。 (組織) 定数　１５人以内 (1) 識見を有する者 (2) 前号に掲げるもののほか市長が適当と認めたもの ※石巻市立病院運営審議会条例		◎雄勝町国民健康保険病院 (設置) 雄勝町国民健康保険病院の健全で円滑な運営に期するため，雄勝町国民健康保険病院運営審議会を設置する。 (組織) 定数　８人 (1) 被保険者を代表する委員　３名 (2) 学識経験者から選任する委員　３名 (3) 公益を代表する委員　２名 ※雄勝町国民健康保険病院運営審議会条例

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	病院部会	分科会名	公立病院分科会

(2) **病院運営審議会については，一つの審議会とし，合併時までに調整する。**

(3) **使用料及び手数料については，合併時に統一する。**ただし，特別室差額使用料については，現行のとおりとする。

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
			◎町立牡鹿病院 (設置) 町立牡鹿病院事業の円滑な運営を図るため，町立牡鹿病院運営審議会を設置する。 (組織) 定数　６人 ※町立牡鹿病院運営審議会条例	**一つの審議会とし，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **市長の諮問に応じ，石巻市病院事業の健全経営に係る基本的事項について審議するため，石巻市病院運営審議会を設置する。** **委員の定数は，１５人以内，任期は２年とする。**

協定項目の番号	25-10	協定項目の名称	病院・診療所の取扱いについて

項目			現 石巻市 石巻市立病院
使用料・手数料	○病院		
	石巻市立病院行政財産目的外使用料		

名称	区分	使用料の算定式
外来・職員食堂及び売店	月額	月間売上額2,000,000円未満の場合は, 月間売上額×100分の3.5
		月間売上額2,000,000円以上,3,000,000円未満の場合は, 70,000円＋（月間売上額－2,000,000円）×100分の4
		月間売上額3,000,000円以上4,000,000円未満の場合は, 110,000円＋（月間売上額－3,000,000円）×100分の4.5
		月間売上額4,000,000円以上5,000,000円未満の場合は, 155,000円＋（月間売上額－4,000,000円）×100分の5
		月間売上額5,000,000円以上6,000,000円未満の場合は, 205,000円＋（月間売上額－5,000,000円）×100分の5.5
		月間売上額6,000,000円以上7,000,000円未満の場合は, 260,000円＋（月間売上額－6,000,000円）×100分の6
		月間売上額7,000,000円以上8,000,000円未満の場合は, 320,000円＋（月間売上額－7,000,000円）×100分の7
		月間売上額8,000,000円以上9,000,000円未満の場合は, 390,000円＋（月間売上額－8,000,000円）×100分の8
		月間売上額9,000,000円以上10,000,000円未満の場合は, 470,000円＋（月間売上額－9,000,000円）×100分の9
		月間売上額10,000,000円以上の場合は, 560,000円＋（月間売上額－10,000,000円）×100分の10
自動販売機設置場所	月額	月間販売手数料×100分の50
現金自動受払機設置場所	年額	1平方メートル当たり29,619円×使用面積
ガス整圧器（ガバナー）設置用地	年額	1平方メートル当たりの病院用地の仮固定資産評価額 ×使用面積×100分の5

		使用料
石巻市立病院のプリペードカード式テレビシステムのプリペードカード販売機及び清算機の設置場所	年額	8,580円
院外処方せん窓口及びファクシミリ設置場所	年額	161,120円
電柱支柱敷地	年額	1本につき　1,500円

消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税を課すこととされる資産の譲渡等に係るものについては，それぞれ使用料の額に消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を加えて得た額をもって当該使用料の額とする。

使用料・手数料	予防接種	インフルエンザ	２，２００円
	自動車事故診療請求単価		１５円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	病院部会	分科会名	公立病院分科会

況						調整の具体的内容
河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	※調整金額は税込 ※河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院については構成町により別途協議
	雄勝町国民健康保険病院	※参考 河南町矢本町国民健康保険病院組合公立深谷病院			町立牡鹿病院	
						合併時までに調整する。 **〈具体的調整結果〉** **現行のとおりとする。**
	４，０００円				３，５００円	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **薬剤料にその外予防接種にかかる実費を加算した額とする。**
	２０円	１５円			１５円	**合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **１５円とする。**

調整結果報告第２７号

高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について（その２）

高齢者福祉事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
調 整 方 針	(1) 老人保健福祉計画については，介護保険事業計画の見直しに合わせ，新市において策定する。なお，審議会，推進委員会等の組織については，一本化する。 (2) 長寿社会対策基金については，合併時に持ち寄り，一本化することとし，**充当事業については，合併時までに調整する。** (3) ねたきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し，新市において介護予防，地域支え合い事業等により支援していく。 (4) **高齢者相談（訪問）については，他の代替施策への転換を図ることとし，合併時までに調整する。** (5) 介護予防･地域支え合い事業（自立支援ホームヘルプサービス，寝具洗濯乾燥消毒サービス，給食サービス，配食サービス，訪問理美容サービス及び在宅高齢者等移動支援）については，新市においても継続して実施することとし，**詳細は合併時までに調整する。** (6) バリアフリー住宅普及促進事業については，県の基準に統一したうえで継続実施することとし，**詳細は合併時までに調整する。** (7) 高齢者等住宅整備資金貸付については，現行のとおり新市に引き継ぐが，合併後，新規貸付は実施せず，廃止の方向で新市において調整する。		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(2) 長寿社会対策基金等に関すること	基金名	石巻市長寿社会対策基金	河北町長寿社会対策基金	雄勝町長寿社会対策基金	河南町福祉基金条例
	充当事業	①在宅福祉事業 ②在宅医療事業 ③高齢者生きがい対策事業 ④健康対策事業	①在宅福祉等の普及、向上に関する事業 ②健康、生きがいづくりの推進に関する事業 ③ボランティア活動の活性化に関する事業	本格的な高齢化社会の到来対応した施策を推進するために必要な事業	①在宅福祉事業 ②在宅医療事業 ③高齢者生きがい対策事業 ④健康対策事業
	H15.3末現在高	589,919,851円	253,117,008円	130,703,207円	206,632,129円
(13-1) デイサービス事業に関すること（生きがい･ミニ）【直営･委託事業】	事業名	生きがい対応ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ事業	ミニデイサービス事業	高齢者生きがい活動支援通所事業	①生きがい対応デイサービス事業（委託） ②生きがい対応ミニデイサービス事業（町直営）
	対象者	介護保険の要介護認定で要支援となった者を含む，おおむね自立者	介護保険の対象外となった65歳以上の在宅高齢者又は，在宅の日常生活自立度Jランク及びAランクに該当するもの	雄勝町に住所を有する者で，かつ，家に閉じこもりがちな高齢者	河南町に住所を有する60歳以上の者で居宅においてひとり暮らし等によりいえに閉じこもりがちなもの
	サービス内容	各種趣味に関する講座，日常動作訓練，生活に関する相談，指導，送迎	講話，健康相談，保健指導，健康チェック，健康体操等健康づくりに関すること，レクリェーション，会食，趣味活動等，送迎		①生きがい対応デイ 生活に関する相談，指導等，日常動作訓練，教養講座，陶芸教室，健康チェック，送迎 ②生きがい対応ミニデイ 生活に関する相談･指導，遊びリテーション等による日常動作訓練，趣味,生きがい活動，健康チェック
	利用回数	週1回（7箇所）	週1回(4箇所)		①月2回(7箇所) ②週2回(1箇所)
	利用料	原則無料（昼食等は実費自己負担）※給食サービス助成を利用	原則無料（昼食等は実費自己負担）		原則無料（昼食等は実費自己負担）
	委託先等	石巻市社会福祉協議会 H14年度　延べ利用者4,149人 H15年度予算額20,725,000円	河北町社会福祉協議会 H14年度　延べ利用者935人 H15年度予算額3,239,000円	H14年度実績なし	①河南町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者3,364人 H15年度予算額9,522,000円 ②直営 H14年度延べ利用者1,646人

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者･障害者福祉分科会

(8) デイサービス事業（生きがい･ミニ）については，各地域の特色を活かしながら，また，ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については，制度を一本化し，新市においても継続して実施することとし，**詳細は合併時までに調整する。**
(9) 老人クラブ(連合会･単位クラブ）の助成については，新市においても継続して実施する。
なお，補助金の算定基準については統一することとし，**詳細は合併時までに調整する。**
(10) 敬老祝金については，77歳，88歳者に限定し一律10,000円支給とし，記念品及び弔慰金は廃止する。
なお，１００歳者の特別敬老祝金については，合併時までに調整する。敬老会事業については，全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け，地域の敬老会については，地域の独自性及び自主性を活かした内容とし，**詳細は合併時までに調整する。**
(11) 生活福祉センター，地域福祉センター，老人福祉センター，憩いの家，ふれあいセンター等の高齢福祉施設については，現行のとおり新市に引き継ぐものとし，**詳細は合併時までに調整する。**
(12) 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については，新市においても継続して実施する。
ゲートボール広場の整備補助については，合併時に廃止し，新市の介護予防及び生きがい対策の推進のなかで新たな制度を検討する。
(13) 老人ホーム入所判定委員会については，新市において一本化したうえで継続して設置する。

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
桃生町高齢者福祉対策基金	北上町長寿社会対策基金	牡鹿町長寿社会福祉対策基金	基金については，合併時に持ち寄り，一本化することとし，**充当事業については，合併時までに調整する。** **(具体的調整結果)** **充当事業は，在宅福祉事業，在宅医療事業，高齢者生きがい対策事業，健康対策事業を基本とする。** **※　北上町において特別養護老人ホーム建設目的での積み立て分を除く。**
①在宅福祉事業 ②在宅医療事業 ③高齢者生きがい対策事業 ④健康対策事業	①在宅福祉事業 ②在宅医療事業 ③高齢者生きがい対策事業 ④健康対策事業	①在宅福祉事業 ②在宅医療事業 ③高齢者生きがい対策事業 ④健康対策事業	
168,854,499円	133,052,000円	380,633,000円	
生きがい対応デイサービス事業	生きがい活動支援通所事業	生きがいデイサービス事業	新市においても継続して実施する。なお，対象者は，新市に住所を有するおおむね65歳以上で心身の機能がおおむね自立の者，利用者負担は原則1割負担とする。また，サービス内容については基本的な内容は統一し，各地域の特色を活かしながら実施することとし，**詳細は合併時までに調整する。** **(具体的調整結果)** **生きがい･ミニデイサービス事業** **【対象者】** **おおむね65歳以上で自立者及び要介護認定の要支援となった者** **【利用者負担】** **食事等は実費負担(給食サービス助成有)**
在宅の虚弱及び痴呆性の高齢者並びにひとり暮らしの高齢者等	おおむね65歳以上の高齢者で，かつ家に閉じこもりがちな者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等であって介護保険法の適用外の者	
各種趣味に関する講座，日常動作訓練，生活に関する相談，指導	各種趣味に関する講座，日常動作訓練，生活に関する相談，指導	各種趣味に関する講座，日常動作訓練，生活に関する相談，指導	
月1～2回(7箇所)	月1回(1箇所)	週3回(1箇所)	
原則無料（昼食等は実費自己負担）	1,000円	1回当り5,480円の100分の10相当額負担	
桃生町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者1,271人 H15年度予算額5,206,000円	北上町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者2,608人 H15年度予算額1,485,000円	医療法人とちの木病院 H14年度延べ利用者　788人 H15年度予算額5,603,000円	

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて

項 目		現		
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町
(13-2) デイサービス事業に関すること(生きがい・ミニ)【支援事業】	事業名	ミニデイサービス支援事業	河北町地域活動促進助成金交付事業	該当なし
	事業概要	【概要】 介護予防または生活支援を要する高齢者に，家庭的な雰囲気で柔軟なきめ細かいデイサービスを提供するため，石巻市社会福祉協議会の行うミニデイサービス支援事業に対し補助金を交付 【補助金額】 ミニデイサービスを利用した延べ人数に一人当たり780円を乗じて得た額を上限に交付 (参考) H14年度交付実績　1団体 H15年度予算額　1,404,000円	【概要】 より身近に利用できるサービスを在宅高齢者に提供し、自主活動事業を実施している団体又は実施しようとしている団体に対し運営費の一部として助成金を交付 【交付対象】 ・在宅高齢者の心身機能維持向上を図る事業 ・在宅高齢者の閉じこもりの予防を図る事業等 【助成金額等】 ・年額36千円以内 ・交付期間は、交付を受けた年度から3年以内 (参考) H14年度交付実績　4団体 H15年度予算額　288,000円	
(14) 老人クラブの助成に関すること(連合会・単位クラブ)	加入者	4,082人	1,863人	500人
	連合会助成内容	①定額　172,800円 ②人数割　加入者一人当たり60円 h15予算額425,000円	定額　687,000円 (ペタンク購入分含む)	定額　236,000円
	単位ｸﾗﾌﾞ数	99クラブ	34クラブ	8クラブ
	単位クラブ助成内容	①会員35名以上 年額41,400円 (73クラブ) ②会員35名未満 年額32,400円 (26クラブ) ※半島は適用外	年額54,000円	年額46,560円
	事務局	石巻市社会福祉協議会	河北町社会福祉協議会	雄勝町

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢･障害者福祉分科会

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
河南町ミニデイサービス支援事業	該当なし	該当なし	該当なし	ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については，制度を一本化し，新市においても継続して実施することとし，**詳細は合併時までに調整する。** **(具体的調整結果)** **ミニデイサービス支援事業については，県の補助基準を基本とし，補助金額については，利用者1人当たり 1,180円とする。**
【概要】 町内でミニデイサービスを行う者に対して補助金を交付 【支援対象団体】 2団体 H15年度予算額 1,080,000円 ※ 他に町内で行われているミニデイサービス事業者の情報交換やミニデイサービスを担当する生活指導員の養成を図るため，生きがい対応ミニデイサービス活性化事業，生きがい対応ミニデイサービス生活指導員養成事業を実施している。				
1,583人	968人	587人	345人	新市においても継続して実施する。なお，**補助金の算定基準については統一することとし，詳細は合併時までに調整する。** **(具体的調整結果)** **連合会助成については，前年度の合計額を基本とする。単位クラブ助成については，35名以上50,000円，35名未満34,000円とする。**
定額 462,000円	定額 350,000円	①定額 194,000円 ②人数割 加入者一人当たり70円 h15予算額 238,000円	定額 291,000円	
35クラブ	16クラブ	12クラブ	13クラブ	
①会員50名以上 30,000円＋500円×会員数(16クラブ) ②会員50名未満 25,000円＋500円×会員数(18クラブ)	年額50,000円	年額46,560円	①年額43,000円 ②小規模クラブ(25名以下)は年額36,000円	
河南町社会福祉協議会	桃生町社会福祉協議会	北上町社会福祉協議会	牡鹿町社会福祉協議会	

調整結果報告第２８号

社会・児童福祉事業の取扱い（協定項目 25-13）について

社会・児童福祉事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－13	協定項目の名称	社会･児童福祉事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 民生委員･児童委員の合併後の改選に伴う定数については，新市において調整する。 (2) 民生委員推薦会に関することについては，各市町最低1人以上の委員を選任し，総委員数は現時点の上限14人とする。 (3) 災害見舞金支給に関することについては，法令に基づく事務事業は現行のとおりとし，**市町の単独事業は合併時までに調整する。** (4) 日本赤十字社に関することについては，石巻市の例により合併時に統一することとし，社費は1人当たり500円以上とする。 なお，**協賛委員会委員数については合併時までに調整する。** (5) 放課後児童対策事業（児童クラブ事業）については，現行のとおり引き継ぐこととし，新市において利用形態，事業未実施地域の取扱いなどを速やかに調整する。		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(3) 災害見舞金支給に関すること	市町単独事業	石巻市災害援護条例 【目的】 災害（暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，津波， その他異常な自然現象によるもののほか火災）により被害を受けた市民を援護し，もってその生活の安定に資する。 【内容】 ○災害弔慰金 世帯主 一人当たり 300，000円 世帯員 〃 200，000円 ○負傷見舞金 負 傷（2ヶ月以上）〃 20，000円 負 傷（1ヶ月以上）〃 10，000円 ○損害見舞金 全 焼（壊）世 帯 50，000円 世帯員 5，000円 半 焼（壊）世帯 30，000円	河北町火災見舞金支給に関する規則 【目的】 火災により被害を受けた町民に対する火災見舞金の支給を行い，もって町民の福祉及び生活の安定に資する。 【内容】 ○弔慰金 火災により死亡した町民の遺族（同一生計）に対し一人当たり50万円を支給。 ○負傷見舞金 火災により負傷した町民に対し支給。 療養期間2ヶ月以上の者一人につき2万円 療養期間1ヶ月以上の者一人につき1万円 ○損害見舞金 火災により住居に損害を受けた世帯 ･住居が全損した場合 一世帯につき20万円 ･住居が半損した場合 一世帯につき10万円 ･住居が小損した場合 一世帯につき3万円	【該当なし】	【該当なし】

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

(6) 子育て支援計画に関することについては，平成１６年度に各市町で策定する「次世代育成支援計画」の調整を図り，合併時に統一する。
(7) 出産祝金等の支給については，合併時までに廃止することとし，新市の「次世代育成支援計画」のなかで子育て環境の充実を図る。
(8) 子育て支援センター事業等については，現行のとおり引き継ぐこととし，新市の「次世代育成支援計画」のなかで事業未実施地域の取扱いなどを検討し，子育て環境の充実を図る。
(9) 児童手当，児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関することについては，法令に基づく事務事業につき，現行のとおり実施する。

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
桃生町住宅火災見舞金支給に関する規則 【目的】 住宅の火災により物資及び精神的に損害を受けた世帯に対し，見舞金等を支給することにより，罹災世帯の福利厚生に寄与する。 【内容】 1　見舞金の額等 ①自宅居住世帯 ･全焼（損害70%以上）　20万円 ･半焼（損害70%未満20%以上）　10万円 ･部分焼（損害20%未満）　3万円 ②賃家等居住世帯 上記①の損害の程度に応じて，それぞれ5万円，3万円，1万円を支給する。 2　弔慰金の額等 火災により，当該世帯に属する親族が死亡した場合葬祭を行うものに対し，30万円を支給。	北上町住宅火災見舞金支給に関する要綱 【目的】 住宅の火災により物資的及び精神的に損害を受けた世帯に対し見舞金を支給することにより罹災世帯の福利，厚生に寄与することを目的とする。 【見舞金の額】 1　自宅居住世帯 (1)全焼した場合　20万円 (2)半焼及び部分焼した場合　10万円～3万円の範囲でその都度協議し決定する。 2　貸家等居住世帯 (1)全焼した場合　5万円 (2)半焼及び部分焼した場合　3万円～1万円の範囲でその都度協議し決定する。	【該当なし】	法令に基づく事務事業は現行のとおりとし， **市町の単独事業は合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **新市における災害見舞金等の支給要件，支給額は，次のとおりとする。** **･弔慰金** **世帯員1人につき，200,000円** **･負傷見舞金** **2ヶ月以上療養　40,000円** **1ヶ月以上療養　10,000円** **･損害見舞金（自家）** **全焼（壊）世帯　100,000円** **半焼（壊）世帯　50,000円** **小損世帯　10,000円** **･損害見舞金（賃貸）** **全焼（壊）世帯　30,000円** **半焼（壊）世帯　20,000円** **小損世帯　10,000円**

協定項目の番号	25－13	協定項目の名称	社会･児童福祉事業の取扱い

項 目	現			
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
(4) 日本赤十字社に関すること	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻市地区事務局 ･同地区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　1名 委員　12名 常任幹事　2名 【事業概要】 ○石巻市地区赤十字大会 ○青少年赤十字の育成 ○救護活動 ○災害救助訓練の実施 ○医療保険等社会活動に対する支援 ○非常用移動炊飯器の配備 ○国際救援活動の推進 ○血液事業の推進 ○各種会議･研修会等への参加 ○一時，永住帰国者の援護 ○日本赤十字社宮城県支部石巻市地区協賛委員会開会 【社費】 1社員550円以上の協力を要請	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区河北町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　3名 委員　36名 【事業概要】 ○救護活動 ○災害救助訓練の実施 ○医療保険等社会活動に対する支援 ○非常用移動炊飯器の配備 【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区雄勝町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　1名 委員　24名 【事業概要】 ○救護活動 ○非常用移動炊飯器の配備 ○各種会議･研修会等への参加 【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区河南町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　2名 委員　33名 【事業概要】 ○青少年赤十字の育成 ○献血推進事業への助成 ○地域赤十字奉仕団特別事業の実施（独居老人等給食サービス助成事業） ○救護活動 ○非常用移動炊飯器の配備 ○各種会議･研修会等への参加 ○死亡時事務（社員が死亡した場合に弔辞を出す。） 【社費】 1社員500円以上の協力を要請

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区桃生町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　1名 委員　23名 【事業概要】 ○救護活動 ○災害救助訓練の実施 ○一人暮らし老人昼食会の開催 ○非常用移動炊飯器の配備 ○災害救援募金活動の推進 ○血液事業の推進 ○各種会議･研修会等への参加 【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区北上町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　1名 協賛委員　26名 【事業概要】 ○非常用移動炊飯器の配備 【社費】 1社員500円以上の協力を要請	【組織】 ･日本赤十字社宮城県支部石巻地区牡鹿町分区事務局 ･同分区協賛委員会 委員長　1名 副委員長　1名 委員　21名 【事業概要】 ○総合防災訓練及び原子力防災訓練(炊き出し訓練) ○救護活動 ○非常用移動炊飯器の配備 ○各種会議･研修会等への参加 【社費】 1社員600円以上の協力を要請	石巻市の例により合併時に統一することとし，社費は一人当たり500円以上とする。 なお，**協賛委員会委員数については合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **新市における協賛委員会の委員数については，石巻市を10地区，各町をそれぞれ1地区とし，これに社会福祉協議会長，社会福祉事務所長及び学識経験者など5人を加え21人とする。**

調整結果報告第２９号

保育事業の取扱い（協定項目 25-14）について

保育事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－14	協定項目の名称	保育事業の取扱い

調整方針

(1) 保育所の運営については，現行のとおり新市へ引き継ぐこととし，公立認可保育所の入所基準等，及びその他の公立保育所のあり方については新市において調整する。

(2) 保育料に関すること

① 平成17年度は現行の保育料とし，その後，段階的に改定し，平成22年度に保育料を統一する。

② 統一される保育料基準額表については，階層区分を11階層とし，年齢区分を3歳未満児，3歳児及び4歳以上児とする。

③ **保育料の算定時期，納付方法，減免等については，合併時までに調整する。**

④ その他の公立保育所保育料については，そのあり方と併せて新市において調整する。

項目		現											
		石巻市			河北町			雄勝町			河南町		
1 保育所の運営に関すること	① 公立認可保育所	保育所名	入所児童数	定員	保育所名	入所児童数	定員	保育所名	入所児童数	定員	保育所名	入所児童数	定員
		石巻	68	60	飯野川	54	50	雄勝	74	80	前谷地	52	60
		門脇	68	60	大谷地	27	30	大須	15	30	和渕	43	60
		湊	52	60	二俣	26	30				鹿又	67	60
		渡波	91	90	大川	11	30				須江	65	60
		鹿妻	105	110							北村	47	60
		蛇田	102	90									
		井内	52	60									
		若草	91	90									
		水押	66	60									
		ふたば	108	110									
		水明	67	60									
		はまなす	96	90									
		(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ・月曜日から金曜日まで 8:30～17:00 ・土曜日 8:30～12:00 ただし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して変更することができる 【保育をしない日】 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで			(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ・平日 8:30～16:30までの8時間 ただし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し，所長は，多少の繰り上げ又は延長をすることができる 【保育をしない日】 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで			(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ・1日8時間を原則とする ただし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し，所長は，必要に応じて変更することができる 【保育をしない日】 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで			(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ・1日8時間を原則とする。 ただし，地域・保護者の状況等必要に応じて変更することができる 【保育をしない日】 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで		

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

(3) 障害児保育事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
(4) 一時保育事業及び延長保育事業については，現行のとおり引き継ぐこととし，事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。
　なお，平成17年度は現行の保育料とし，平成18年度に保育料を統一する。
(5) 保育所地域活動事業については，現行のとおり引き継ぐこととし，事業未実施地域の取扱い等は新市において調整する。
(6) 保育所給食については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

況									調整の具体的内容
桃生町			北上町			牡鹿町			
保育所名	入所児童数	定員	保育所名	入所児童数	定員	保育所名	入所児童数	定員	現行のとおり引き継ぐこととし，入所基準，保育士の配置基準，事業内容等については新市において調整する。また，**通常の保育時間については，一日8時間を原則として，地域の実情，保護者の労働時間等を考慮し，合併後統一することとし，統一する時期については合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **通常の保育時間は，午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし，地域の実情に応じ,午前7時30分から午後6時30分までを通常の保育時間とすることができるものとする。** **なお，統一する時期は，平成17年度からとする。** **※ 延長保育は，午後6時30分から午後7時までとする。**
新田	108	90	大須	60	60	第一	26	45	
			吉浜	33	45	第二	47	60	
			相川	34	45				
(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ･1日8時間を原則とする。 ただし，地域･保護者の状況等必要に応じて変更することができる 【保育をしない日】 ･日曜日 ･国民の祝日に関する法律に規定する休日 ･1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで			(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ･1日8時間を原則とする。 ただし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して変更することができる 【保育をしない日】 ･日曜日 ･国民の祝日に関する法律に規定する休日 ･1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで			(入所児童数は平成16年4月1日現在) 【通常の保育時間】 ･1日8時間を原則とする。 ただし，保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して変更することができる 【保育をしない日】 ･日曜日 ･国民の祝日に関する法律に規定する休日 ･1月2日，3日及び12月29日から12月31日まで				

協定項目の番号	25－14	協定項目の名称	保育事業の取扱い

項 目	現			
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
2 保育料に関すること	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 口座振替もしくは納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層は，国と同様の適用をしているが，3階層は減額を行わない。 2.保育所条例において，市長が特別の理由があると認めるときは保育料を減免することができる旨規定。 【その他の減免等】 該当なし	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 口座振替もしくは納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層は国と同様であり，3階層のほか4階層まで適用する。 2. 保育所設置条例において，扶養義務者に負担能力がないと認めたときは、負担金の全部又は一部を減免することができる旨規定。 3. 負担金徴収規則において，保育所の休所又は入所児童の欠席がその月の全日数にわたるときは負担金を徴収しない旨規定。 【その他の減免等】 該当なし	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層は，国と同様の適用。 2. 保育所設置条例及び保育所保育料徴収規則において，扶養義務者に負担能力がないと認めたときは、保育料の一部又は全部を減免することができる旨規定。 3. 保育所保育料徴収規則において，保育所の休所又は入所児童の欠席がその月の全日数にわたるときは，保育料を徴収しない旨規定。 【その他の減免等】 該当なし	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層,3階層とも，国と同様の適用をしている。 2.保育所運営費負担金徴収規則において，町長が特別の理由があると認めるときは保育料を減免することができ，保育所の休所又は児童の欠席がその月の全日数にわたる場合にあっては，保育料を徴収しない旨規定。 【その他の減免等】 該当なし

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層から3階層，国と同様の適用 2.保育料徴収規則において，町長が特別の事情があると認めるときは保育料を減免することができ，保育所の休所又は児童の欠席が全月にわたるときは保育料を徴収しない旨規定。 【その他の減免等】 当該年度の4月1日の基準日において15歳以下の児童を3人以上有する世帯で3人目以降の児童が入所した場合，保育料は無料とする。	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 納付書による納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，2階層は，国と同様の適用をしているが，3階層は減額を行わない。 2.保育所設置条例において，町長が特別の理由があると認めるときは保育料を減免することができる旨規定。 【その他の減免等】 該当なし	【保育料基準額表等】 別紙1，2のとおり 【納付方法等】 口座引落しによる納付 【保育料の減免等】 1. 国が定める保育所徴収金基準額表における備考 3部分について，国と同様の適用。 2. 保育所設置条例において，町長が特別の理由があると認めるときは保育料を減免することができる旨規定。 3. 保育所保育料徴収規則において保育所の休所又は入所児童の欠席が全月にわたるときは保育料を徴収しない旨規定。 【その他の減免等】 該当なし	① 平成17年度は現行の保育料とし，その後，段階的に改定し，平成22年度に保育料を統一する。 ② 統一される保育料基準額表については，階層区分を11階層とし，年齢区分を3歳未満児，3歳児及び4歳以上児とする。 ③ **保育料の算定時期，納付方法，減免等については，合併時までに調整する。** ④ その他の公立保育所の保育料については，そのあり方と併せて新市において調整する。 **〈具体的調整結果〉** **保育料の算定時期は，石巻市の例を基本として合併時に統一することとするが，納付方法は，現行のとおりとする。** **なお，桃生町が実施している保育料の減免等は，現行のとおりとし，平成18年度の保育料の改定に併せ，見直しを図る。**

調整結果報告第３０号

農林関係事業の取扱い（協定項目 25-19）について

農林関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

.

平成１７年１月２７日提出

石巻市地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い
調整方針	(1) 農業･畜産振興 ① 地域農業マスタープランについては，新市において策定し，農畜産業の振興に努める。 ② 農業振興地域整備計画については，当面現行のとおりとし，新市において新たに策定する。 ③ 地域水田農業ビジョン，地域水田農業推進協議会については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 ④ 土地利用型作物及び園芸作物の振興策については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後3年以内に調整する。 ⑤ **農業制度資金及び災害資金の利子補給(助成)事業については，それぞれ合併時に統一する。** ⑥ **酪農・肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画については，それぞれ合併時に統一する。** ⑦ **堆肥センターの管理運営については，合併時までに調整する。** ⑧ **高齢者等肉用牛導入貸付事業については合併時に統一し，**貸付基金は合併時に持ち寄る。また，**河北町優良家畜導入資金貸付事業及び北上町家畜導入事業については，合併時に統一のうえ，新市において実施するものとし，**貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし，合併前の貸付及び償還については，現行のとおり新市に引き継ぐ。		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(6)農業制度資金の利子補給（助成）事業		【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業 ○農地規模拡大資金利子助成事業 ○農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業	【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業 ○認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 ○新規就農者促進対策資金利子補給事業 ○農地規模拡大資金利子助成事業 ○畜産農家緊急対策資金利子補給事業	該当なし	【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業 ○認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 ○新規就農者促進対策資金利子補給事業 ○農地規模拡大資金利子助成事業 ○農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業 ○畜産農家緊急対策資金利子補給事業
(7)災害資金の利子補給事業		【種類】 ○石巻市農業災害対策資金利子補給事業	該当なし	該当なし	該当なし
(8)酪農･肉用牛生産近代化計画及び飼料増産推進計画	①酪農･肉用牛生産近代化計画	該当なし	【概要】 ○酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保，自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り，生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。 ○肉用牛：消費者ニーズに対応するため，肉質･増体能力に優れた種雄牛を選定し，優れた種雄牛の効率的利用に取り組み，商品性の高い「河北町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。	該当なし	【概要】 ○酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保，自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り，生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。 ○肉用牛：消費者ニーズに対応するため，肉質･増体能力に優れた種雄牛を選定し，優れた種雄牛の効率的利用に取り組み，商品性の高い「河南町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。
	②飼料増産推進計画	該当なし	【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大，飼料生産の組織化･外部化による労力の軽減，町営牧場の利用率の向上及び低コスト化を図ることを基本として，実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。	該当なし	【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大，飼料生産の組織化･外部化による労力の軽減を図ることを基本として，実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会

⑨ 家畜伝染病防疫施策，畜産基盤再編総合整備事業及び畜産共進会については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
(2) 林業振興
① 森林整備計画及び森林施業計画については，新市において策定し，民有林の適正な管理に努める。
② 公有林の保全については，新市においても引き続き実施し，生産機能の向上に努める。
(3) 附属機関等
① **経営・生産対策推進会議，農業経営改善計画認定会議，地域農業担い手センター及び青年農業者育成会議については，それぞれ合併時に統合する。**
② 農業振興地域整備促進協議会については，合併時に廃止する。**その他の附属機関等については，合併時までに調整する。**

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業 ○認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 ○新規就農者促進対策資金利子補給事業 ○農地規模拡大資金利子助成事業 ○農業経営規模拡大設備等取得資金利子補給事業 ○畜産農家緊急対策資金利子補給事業	【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業 ○認定農業者特例農業近代化資金利子補給事業 ○農地規模拡大資金利子助成事業 ○畜産農家緊急対策資金利子補給事業	【種類】 ○農業経営基盤強化資金利子助成事業	**合併時に統一する。** **(具体的調整結果)** **実施市町の例により，各種制度資金をそれぞれ合併時に統一する。**
該当なし	【種類】 ○天災による被害農林業者に対する経費資金の融資に関する利子補給事業	該当なし	**合併時に統一する。**ただし，合併前の貸付・償還については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 **(具体的調整結果)** **石巻市の例により合併時に統一する。** **災害が発生した場合には，必要に応じ新たな制度を検討する。**
【概要】 ○肉用牛：消費者ニーズに対応するため，肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し，優れた種雄牛の効率的利用に取り組み，商品性の高い「桃生町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。	【概要】 ○酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保，自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り，生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。 ○肉用牛：消費者ニーズに対応するため，肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し，優れた種雄牛の効率的利用に取り組み，商品性の高い「北上町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。	【概要】 ○酪農：生産性の高い優良乳用牛の確保，自給粗飼料の生産拡大及び未利用地資源の活用並びに放牧の有効活用による飼料管理技術の改善を図り，生乳品質の向上等による低コスト化を推進する。 ○肉用牛：消費者ニーズに対応するため，肉質・増体能力に優れた種雄牛を選定し，優れた種雄牛の効率的利用に取り組み，商品性の高い「牡鹿町産牛」の産地形成と生産拡大をより積極的に推進する。	**合併時に統一する。** **(具体的調整結果)** **河北町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の計画内容をすべて継承し統一する。なお，平成17年度中に見直しを行う。**
【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大，飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減を図ることを基本として，実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。	【概要】 自給飼料基盤の強化による生産拡大，飼料生産の組織化・外部化による労力の軽減，町営牧場の利用率の向上及び低コスト化を図ることを基本として，実情に応じた自給飼料増産の効果的な推進を図る。	該当なし	**合併時に統一する。** **(具体的調整結果)** **河北町，河南町，桃生町，北上町の計画内容をすべて継承し統一する。なお，平成17年度中に見直しを行う。**

協定項目の番号	25－19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い

項 目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
(9)堆肥センター		該当なし	○河北町堆肥センター 管理運営：JAへ委託 ○大谷地堆肥センター 管理運営：堆肥生産組合へ委託	該当なし	○かなん有機センター （平成16年度中の稼動予定） 管理運営：指定管理者の指定による
(10)家畜導入貸付事業	①高齢者等肉用牛導入貸付事業	該当なし	【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】（14年度末） ・現金　18,872,000円 ・現物評価分（18頭） 7,075,000円	該当なし	【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】（14年度末） ・現金　6,890,515円 ・現物評価分（37頭） 19,700,788円
	②その他の家畜導入事業	該当なし	【名称】 河北町優良家畜導入資金貸付事業 【概要】 優良種畜及び肥育素牛を導入する場合、導入資金の貸付により畜産振興を図る。 【融資率】 導入資金の90％以内 【貸付基金】 乳用牛：200万円 肉用牛：200万円 豚：60万円 素畜：200万円（限度額） 【貸付利率】 無利子 【償還期間】 5年以内（内2年据置可） 【基金額】（14年度末） 50,000,000円	該当なし	該当なし

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
○桃生町堆肥化処理センター 管理運営：堆肥生産組合へ委託	○北上町家畜ふん尿処理センター 管理運営：町直営	該当なし	**管理運営については，合併時までに調整する。** **（具体的調整結果）** **管理運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。**
【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】（14年度末） ・現金　3,032,966円 ・現物評価分（47頭） 22,805,203円	【概要】 高齢者等の福祉向上及び肉用牛資源確保 【貸付牛】 生後6ヶ月以上15ヶ月未満の育成雌牛 【貸付期間】 5年 【基金額】（14年度末） ・現金　3,353,000円 ・現物評価分（28頭） 11,838,111円	該当なし	**合併時に統一し，**貸付基金は合併時に持ち寄る。 **（具体的調整結果）** **河北町，河南町，桃生町，北上町の例により合併時に統一する。**
該当なし	【名称】 北上町家畜導入事業 【概要】 ふるさと創生資金を元に基金を創生し、以来，家畜改良及び増産を図る。 【貸付牛】 ・乳用牛：生後16ヶ月以上の雌牛 ・肉用牛：生後6ヶ月以上14ヶ月未満の雌牛 【貸付期間】 5年以内（内1年据置可） 【基金額】（14年度末） ・現金　7,176,000円 ・現物評価分（33頭） 13,065,342円	該当なし	**合併時に統一のうえ新市において実施するものとし，**貸付基金は合併時に持ち寄る。ただし，合併前の貸付・償還については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 **（具体的調整結果）** **河北町の例を基本として合併時に統一する。** **【融資率】** **導入資金の９０％以内** **【貸付基金】** **乳用牛：１００万円（限度額）** **肉用牛：１００万円（限度額）** **豚：３０万円（限度額）** **素畜：１００万円（限度額）** **【対象家畜】** **乳用牛：生後6ヶ月以上3歳未満のホルスタイン種雌牛** **肉用牛：生後6ヶ月以上3歳未満の黒毛和種雌牛** **豚：生後60日以上の子豚登記証明書を有するもの** **素畜：黒毛和種で生後6ヶ月以上の肉用育成牛** **【貸付頭数】** **すべて2頭（限度頭数）** **【貸付利率】** **無利子** **【償還期間】** **5年以内（内2年据置可）** **【基金額】** **70,000,000円**

協定項目の番号	25－19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い

項 目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
(16)附属機関等	①義務的設置による附属機関等	①石巻市経営･生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議･進行管理。関係事業の計画推進･総合評価を行う。	①河北町経営･生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議･進行管理。関係事業の計画推進･総合評価を行う。	該当なし	①河南町経営･生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議･進行管理。関係事業の計画推進･総合評価を行う。
		②石巻市農業経営改善対策会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	②河北町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	該当なし	②河南町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。
		③石巻市農業改善支援センター 【内容】 市農業改善支援センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	③河北町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	該当なし	③河南町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。
		該当なし	該当なし	該当なし	④河南町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。
	②その他附属機関等	該当なし	該当なし	該当なし	②河南町農政対策協議会 【内容】 各所属団体の機能を基調とし，かつ相互に尊重する農林業の振興に関する協議機関。 農林業の振興を促進するために相互の連携を図るとともに，相互の研究を通じて農林業の振興を推進するための協議を行う。
		③石巻市森林整備推進協議会 【内容】 森林･林業施策を総合的･計画的に推進し，地域林業及び集落の総合的な整備育成を図るため協議を行う。	該当なし	該当なし	該当なし
		該当なし	④河北町農業振興協議会 【内容】 農業生産の向上と農家経営の安定に資するため，関係団体が一体となり指導，推進を行い，各種関連事業の円滑な実施を図る。 ･農業振興の一体的な指導 ･構成団体に共通する事業実施 ･農政，農業振興に関する協議 ･農政，農業振興に関する事業の協議	該当なし	該当なし

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
①桃生町経営･生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議･進行管理。関係事業の計画推進･総合評価を行う。	①北上町経営･生産対策推進会議 【内容】 関係機関の役割分担や連携方策を策定。地域農業マスタープランの策定協議･進行管理。関係事業の計画推進･総合評価を行う。	該当なし	**それぞれ合併時に組織を統合する。** **(具体的調整結果)** **実施市町の例により，各組織をそれぞれ合併時に統合する。**
②桃生町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	②北上町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	②牡鹿町農業経営改善計画認定会議 【内容】 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の審査等について協議を行う。	
③桃生町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	③北上町地域農業担い手センター 【内容】 町地域農業担い手センターの事業を円滑に行うための協議を行う。	該当なし	
④桃生町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。	④北上町青年農業者育成会議 【内容】 市農業の次代を担う青年農業者の計画的な確保育成を推進するための協議を行う。	該当なし	
②桃生町農政対策協議会 【内容】 町農政の推進について，関係団体及び農業者等の意向の反映を図り，町農業を推進するための協議を行う。	該当なし	該当なし	**必要性等を検討し，合併時までに調整する。** **(具体的調整結果)** **農政に関する審議･調査を行う附属機関(諮問機関)として「石巻市農政対策審議会」を新市において設置する。** **また，事業実施機関として「石巻市農業振興協議会」を新市において設置し，地域に下部組織を置く。** **『石巻市農政対策審議会の概要』** **【委員数】　20人以内** **【構成】** **農業関係団体の役員，農業委員，農業を営む者，学識経験を有する者** **【任期】　2年**
該当なし	該当なし	該当なし	
④桃生町農業振興協議会 【内容】 農業生産，経営向上のため，関係団体が一体となり指導，推進を行い，関連事業の円滑な実施を図る。 ･農業振興の一体的な指導 ･関係団体に共通する事業実施 ･農政，農業振興対策に関する協議 ･農政，農業振興対策に関する事業の検討及び判定	該当なし	該当なし	

協定項目の番号	25－19	協定項目の名称	農林関係事業の取扱い

項 目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
(16)附属機関等（つづき）	②その他附属機関等（つづき）	⑤石巻市農業生産基盤整備推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制を確立し，農業の推進を図る。	⑤河北町ほ場整備事業推進協議会 【内容】 基盤整備の推進と営農体制を確立し，農業の推進を図る。	該当なし	⑤河南町農業生産基盤整備推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制を確立し，農業の推進を図る。
		⑥石巻市病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害を未然に防止し，生産を確保し農業経営安定に資する。	該当なし （※河北町農業振興協議会の病害虫防除部会で対応。）	該当なし	⑥河南町農作物病害虫防除協議会 【内容】 農作物及び家畜に係る防除活動を強化促進し，災害を未然に防止し生産意欲向上と経済安定を図る。
		該当なし	該当なし （※河北町農業振興協議会の病害虫防除部会で対応。）	該当なし	⑦河南町農作物有害鳥獣対策協議会 【内容】 野生鳥獣による農作物の被害が増加している事態に対処するため，野生鳥獣保護との調和をとりながら農作物に及ぼす被害防止対策を推進する。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	農林分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
⑤桃生町6期･7期･8期地区アグリセンター 【内容】 農地集積の推進と地区内の営農体制を確立し，地域農業の推進を図る。	⑤北上町ほ場整備事業推進協議会 【内容】 農地集積の推進と営農体制を確立し，農業の推進を図る。	該当なし	
該当なし （※桃生町農業振興協議会の病害虫防除実践本部で対応。）	⑥北上町病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害を未然に防止し，生産を確保し農業経営安定に資する。	⑥牡鹿町農作物病害虫防除協議会 【内容】 農作物の病害虫による災害を未然に防止し，生産を確保し農業経営安定に資する。	
該当なし	該当なし	該当なし	

調整結果報告第３１号

水産関係事業の取扱い（協定項目 25-20）について

水産関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜　美　夫

協定項目の番号	25－20	協定項目の名称	水産関係事業の取扱いについて
調整方針	(1) 水産業振興施策については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，各種水産関係協議会等については，新市においても継続して加入していくこととし，**負担金については，合併時までに各団体と協議の上，調整する。** (2) **漁港の管理については，合併時に統一する。**		

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
1 水産業振興施策	水産関係協議会等に関すること	【協議会等の名称及び負担金額】 宮城県沿岸漁業振興促進協議会 50,000 捕鯨を守る全国自治体連絡協議会 20,000 水産都市協議会 12,000 石巻市水産振興協議会 500,000 万石浦漁場整備開発促進協議会 10,000 奉納乾海苔品評会 10,000 漁船誘致及び原魚等確保推進委員会 6,000,000 石巻地区海の記念日実行委員会 0 宮城県船舶職員養成協議会	宮城県沿岸漁業振興促進協議会 50,000 石巻地区海の記念日実行委員会 30,000 宮城県船舶職員養成協議会 10,000		
2 漁港管理	漁港占用に関すること	【内容】 漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収事務を行う。 【事務手順】 石巻市漁港管理条例及び施行規則に基づき関係書類の事務手続きを行う。	【内容】 漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収事務を行う。 【事務手順】 河北町漁港管理条例及び施行規則に基づき関係書類の事務手続きを行う。	【内容】 漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収事務を行う。 【事務手順】 雄勝町漁港管理条例及び施行規則に基づき関係書類の事務手続きを行う。	該当なし
3 沿岸漁業振興	内水面漁業振興に関すること	･北上川水系さけ･ます増殖協会 【構成団体】 石巻市 古川市 岩出山町 涌谷町 小牛田町 築館町 一迫町 東和町 津山町 豊里町 河南町 桃生町 牡鹿町 内水面3漁業協同組合 海面7漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 石巻市 48,000円 【事務局】 石巻市産業部水産課	･追波川水系さけます増殖協会 【構成団体】 雄勝町 女川町 河北町 北上町 内水面1漁業協同組合 海面5漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 河北町 50,000円 【事務局】 雄勝町産業振興課	･追波川水系さけます増殖協会 【構成団体】 雄勝町 女川町 河北町 北上町 内水面1漁業協同組合 海面5漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 雄勝町 50,000円 【事務局】 雄勝町産業振興課	･北上川水系さけ･ます増殖協会 【構成団体】 石巻市 古川市 岩出山町 涌谷町 小牛田町 築館町 一迫町 東和町 津山町 豊里町 河南町 桃生町 牡鹿町 内水面3漁業協同組合 海面7漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 河南町 19,000円 【事務局】 石巻市産業部水産課

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	水産分科会

(3) 沿岸漁業の振興については，現行のとおり新市に引き継ぐ。**ただし，増・養殖及び種苗放流事業補助金については，合併時までに調整する。**

(4) 水産物の流通，加工等に関することについては，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，水産物地方卸売市場の管理運営については，合併時に統一する。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	【内容】 漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収事務を行う。 【事務手順】 北上町漁港管理条例及び施行規則に基づき関係書類の事務手続きを行う。	【内容】 漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収事務を行う。 【事務手順】 牡鹿町漁港管理条例及び施行規則に基づき関係書類の事務手続きを行う。	**合併時に統一する。** **〈具体的調整結果〉** **漁港施設の利用者の申請に対する占用許可並びに占用料の徴収については，新市の漁港管理条例及び施行規則に基づき，本庁と各総合支所で事務を取り扱う。**
･北上川水系さけ･ます増殖協会 【構成団体】 石巻市 古川市 岩出山町 涌谷町 小牛田町 築館町 一迫町 東和町 津山町 豊里町 河南町 桃生町 牡鹿町 内水面3漁業協同組合 海面7漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 桃生町 19,000円 【事務局】 石巻市産業部水産課	･追波川水系さけます増殖協会 【構成団体】 雄勝町 女川町 河北町 北上町 内水面1漁業協同組合 海面5漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 北上町 50,000円 【事務局】 雄勝町産業振興課	･鮫浦湾鮭鱒増殖協会 【構成団体】 牡鹿町 海面6漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 牡鹿町 45,000円 【事務局】 牡鹿町産業観光課	各さけます増殖協会の賦課金･事務局については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において調整する。 さけふ化放流事業については，新市においても引き続き実施することとし，**事業内容については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **事業内容については，現行のとおりとし，施設の管理については，新市で行う。**

(単位 ： 円)

河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
該当なし	該当なし	50,000	50,000
			40,000

各種水産関係協議会等については，新市においても継続して加入していくこととし，**負担金については，合併時までに各団体と協議の上，調整する。**

〈具体的調整結果〉
平成 17 年度の負担金については，宮城県沿岸漁業振興促進協議会 45,000 円，捕鯨を守る全国自治体連絡協議会 40,000 円，水産都市協議会 8,000 円，石巻市水産振興協議会 450,000 円，万石浦漁場整備開発促進協議会 10,000 円，奉納乾海苔品評会 10,000 円，漁船誘致及び原魚等確保推進委員会 7,000,000 円とする。ただし，石巻地区海の記念日実行委員会については石巻市建設部港湾対策室の取り扱いとし，宮城県船舶職員養成協議会については顧問として参加することから負担金はなしとする。

協定項目の番号	25－20	協定項目の名称	水産関係事業の取扱いについて

項目		現			
		石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 沿岸漁業振興		･宮城県中部地区 さけます増殖振興会 【構成団体】 追波川水系さけます増殖協会 北上川水系さけ･ます増殖協会 鮫浦湾鮭鱒増殖協会 鳴瀬川水系さけます増殖協会 【事務局】 石巻市産業部水産課		･さけふ化放流事業 【目的】 さけ資源の維持増大 【内容】 本町大原川に回帰するさけからの採卵，ふ化，稚魚の育成を雄勝湾漁業協同組合に委託し，300万尾程度の稚魚を放流する。 【事業委託経費】 10,700,000円	
	増･養殖及び種苗放流事業に関すること	該当なし	該当なし	･アワビ稚貝購入補助 【補助率】 予算の範囲内 【交付先】 雄勝町東部漁業協同組合 ･アサリ稚貝放流事業補助 【補助率】 予算の範囲内 【交付先】 雄勝湾漁業協同組合 ･種苗中間育成施設維持管理委託 【委託料】 管理経費の2分の1 (限度額800,000円) 【委託先】 雄勝町東部漁業協同組合	該当なし

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	水産分科会

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
		･北上川水系さけ･ます増殖協会 【構成団体】 石巻市 古川市 岩出山町 涌谷町 小牛田町 築館町 一迫町 東和町 津山町 豊里町 河南町 桃生町 牡鹿町 内水面3漁業協同組合 海面7漁業協同組合 【平成15年度賦課金】 牡鹿町 19,000円 【事務局】 石巻市産業部水産課 ･さけふ化放流事業 【目的】 さけ資源の維持増大 【内容】 本町後川に回帰するさけからの採卵，ふ化，稚魚の育成を谷川漁業協同組合に委託し，年あたり250万尾を目標として稚魚を放流する。 【公の施設の管理委託料】 無料。ただし施設の運営に係る経費は谷川漁業協同組合の負担。	
該当なし	･アワビ稚貝放流事業補助金 【補助率】 定額 1,000千円 【交付先】 北上町十三浜漁業協同組合 ･しじみ稚貝購入放流事業補助金 【補助率】 定額 350千円 【交付先】北上追波漁業協同組合 ･稚ウニ購入放流事業補助金 【補助率】 定額 50千円 【交付先】 北上町十三浜漁業協同組合	･アワビ稚貝放流事業費補助金 【補助率】 稚貝購入代金の70%以内 【交付先】 牡鹿漁協 表浜漁協 網地島漁協 (平成15年度実績)	現行のとおり新市に引き継ぐ。 **ただし，補助金については，合併時までに調整する。** **〈具体的調整結果〉** **補助金については，各事業の交付基準の整合性を図り，合併後5年以内に段階的に調整する。** **ただし，北上町の稚ウニ購入放流事業補助金については，平成15年度以降実績がないことから廃止する。**

調整結果報告第３２号

勤労者・消費者関連事業の取扱い（協定項目 25‐22）について

勤労者・消費者関連事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－22	協定項目の名称	勤労者･消費者関連事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 勤労者関連事業については，新市においても継続して実施する。 (2) 消費生活相談事業については，石巻市にある消費生活相談室を拠点として一元化する。		

項 目	現			
	石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
2 消費生活相談事業に関すること	【目的】 ･消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ･石巻市消費生活相談室設置 ･消費生活に関する相談及び苦情の処理 ･消費者の啓発及び指導 ･消費生活に関する情報の収集及び提供 【開所日及び時間】 ･月曜日～金曜日（祝･祭日を除く） ･午前10時～午後4時まで 【相談員数】 ･2名（月曜日2名，火～金曜日1名（隔日勤務）） 【相談件数(H14年度)】 ･一般相談　128件 ･苦情相談　438件 　計　　566件	【目的】 ･消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ･消費生活に関する相談及び苦情の処理 ･消費者の啓発及び指導 ･消費生活に関する情報の収集及び提供 【実施日及び場所】 ･毎月第1，第3火曜日 ･河北町商工会 【相談員数】 ･1名 【相談件数(H14年度)】 ･一般相談　13件 ･苦情相談　0件 　計　　13件	【目的】 ･消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ･消費生活に対する苦情及び相談を受付，宮城県消費生活センター及び石巻地方県事務所内県民相談室に取り次ぐ	【目的】 ･消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ･消費生活に関する相談及び苦情の処理 ･消費者の啓発及び指導 ･消費生活に関する情報の収集及び提供 【実施日及び時間】 ･火曜日･金曜日（祝･祭日を除く） ･午前8時15分～午後5時15分まで 【相談員数】 ･1名 【相談件数(H14年度)】 ･一般相談　0件 ･苦情相談　18件 　計　　18件

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	産業部会	分科会名	商工観光分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【目的】 ・消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ・消費生活に関する相談及び苦情の処理 ・消費者の啓発及び指導 ・消費生活に関する情報の収集及び提供 【実施日及び時間】 ・火曜日・金曜日（祝・祭日を除く） ・午前9時～午後4時まで 【相談員数】 ・1名 【相談件数(H14年度)】 ・一般相談　11件 ・苦情相談　　6件 　計　　17件	【目的】 ・消費者の苦情を迅速かつ適正に処理するとともに，消費者の啓発の促進を図る。 【内容】 ・消費生活に対する苦情及び相談を受付，宮城県消費生活センター及び石巻地方県事務所内県民相談室に取り次ぐ	同　左	石巻市にある消費生活相談室を，拠点として一元化する。 **各町については定期的に巡回相談を行う。相談員数，実施回数等については，現在の相談件数等を参考に合併時まで調整する。** **（具体的調整結果）** **相談員数は4名とし，相談室と巡回相談の勤務体制等については，** **1　相談室** **【勤務日数】週3日とする。** **【勤務体制】相談室は常時2名体制とする。火曜日・金曜日は3名体制とし，うち1名がローテーションにより巡回相談に当たる。** **【勤務時間】10：00～16：00（休憩1時間）の1日5時間，週15時間とする。** **【相談時間】10：00～16：00とする。** **2　巡回相談** **【勤務体制】相談員がローテーションで，火曜日・金曜日に行う。** **【巡回場所】河北⇒雄勝⇒河南⇒桃生⇒北上⇒牡鹿の各総合支所順で巡回する。** **【相談時間】11：00～15：00とする。** **※3週間に1回の巡回相談となる。**

調整結果報告第３３号

下水道事業の取扱い（協定項目 25-25）について

下水道事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 下水道に関する事業については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後速やかに事業計画を策定し事業の推進を図る。 (2) 下水道使用料については，現行のとおり新市に引き継ぎ，段階的に調整し，合併後5年以内に統一料金とする。また，農業及び漁業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。 なお，**徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うように合併時まで調整する。** (3) 下水道事業受益者負担金(分担金)については，現行のとおり新市に引継ぎ，合併後5年以内に算定基準の統一を図る。また，前納報奨金制度については合併後5年以内に廃止する。 なお，負担金の減免，督促手数料及び延滞金については，石巻市の例により合併時に統一する。		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
2 下水道使用料に関すること	(1)下水道使用料	【流域関連公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで 1,300円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～50㎥まで 195円 51～200㎥まで 235円 201～500㎥まで 265円 501㎥～ 285円 【漁業集落排水事業】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで 1,300円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～50㎥まで 195円 51～200㎥まで 235円 201～500㎥まで 265円 501㎥～ 285円	【単独公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで 1,400円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～30㎥まで 140円 31～60㎥まで 150円 61～100㎥まで165円 101～200㎥まで180円 201㎥～ 195円	該当なし (平成18年度制定予定)	【流域関連公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで 1,200円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～20㎥まで 140円 21～50㎥まで 160円 51～200㎥まで 170円 201㎥～ 190円 【農業集落排水事業】 (一般家庭) ・世帯割額(1ヶ月) 1,498円 ・世帯員割額(1人につき) 392円 (事業所等) ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで 1,498円 ・従量使用料(1㎥につき) 11㎥～ 161円

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会

(4) **普及促進対策に係る助成制度については，既存の制度等を再編し，合併時に新たな制度として創設する。**

なお，各種工事費の補助制度については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 排水設備工事指定店の指定手数料については，石巻市，牡鹿町の例により合併時に統一する。

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【流域関連公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで　1,300円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～20㎥まで 150円 21～50㎥まで 170円 51～200㎥まで190円 201㎥～　210円	【特定環境保全公共下水道】 【浄化槽市町村整備推進事業】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで　1,400円 ・従量使用料(1㎥につき) 11㎥～　150円	【特定環境保全公共下水道】 ・基本使用料(1ヶ月) 10㎥まで　1,200円 ・従量使用料(1㎥につき) 11～20㎥まで 120円 21～50㎥まで 130円 51～200㎥まで 140円 201㎥～　160円	現行のとおり新市に引き継ぎ，段階的に調整し，合併後5年以内に統一料金とする。また，農業及び漁業集落排水事業に係る使用料については合併後5年以内に公共下水道との整合性を図る。 なお，**徴収業務については上水道の料金徴収と合わせて行うよう合併時まで調整する。** **〈具体的調整結果〉** **上水道と同時徴収を行うこととする。**

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
4 普及促進対策に係る助成制度	(1)公費による私道の整備対策	【石巻市私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・既に下水道管が埋設されている，公道または私道に接続されていること。 ・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。 ・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。 ・私道の所有者または，その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。 ・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。 ・下水道管の工事完了後，原則として，利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。	【河北町私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・現に通行の用に供されていること。 ・私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続されていること。 ・私道の幅員は1.8m以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。 ・公共下水道を利用する家屋の数が2戸以上であること。 ・公共下水道工事完了後，全戸が排水設備の設置を行うものであること。 ・私道の所有者または，その他これに準ずる権利を有する者，全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾していること。 ・私道の所有権，その他これに準ずる権利の譲渡に当たって，前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることと承諾していること。 ・私道の使用期間は，下水道の存置期間中とし，使用料は無償であること。 ・その他，町長が必要とする要件を備えていること。	該当なし	【河南町私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・既に下水道管が埋設されている，公道または私道に接続されていること。 ・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。 ・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。 ・私道の所有者または，その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。 ・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。 ・下水道管の工事完了後，原則として，利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【桃生町私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・現に通行の用に供されていること。 ・私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続されていること。 ・私道の幅員は1.8m以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。 ・公共下水道を利用する家屋の数が2戸以上であること。 ・公共下水道工事完了後，全戸が排水設備の設置を行うものであること。 ・私道の所有者または，その他これに準ずる権利を有する者，全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾していること。 ・私道の所有権，その他これに準ずる権利の譲渡に当たって，前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることと承諾していること。 ・私道の使用期間は，下水道の存置期間中とし，使用料は無償であること。 ・その他，町長が必要とする要件を備えていること。	【北上町私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・現に通行の用に供されていること。 ・私道の一端が公共下水道の設置されている公道に接続されていること。 ・私道の幅員は1.8m以上で公共下水道を設置し管理するのに支障がないこと。 ・公共下水道を利用する家屋の数が2戸以上であること。 ・公共下水道工事完了後，全戸が排水設備の設置を行うものであること。 ・私道の所有者または，その他これに準ずる権利を有する者，全員が公共下水道設置及び維持管理上支障となる制限を加えない旨の承諾していること。 ・私道の所有権，その他これに準ずる権利の譲渡に当たって，前号に規定する要件を新たな権利者に引き継がれることと承諾していること。 ・私道の使用期間は，下水道の存置期間中とし，使用料は無償であること。 ・その他，町長が必要とする要件を備えていること。	【牡鹿町私道内公共下水道設置要綱】 ・設置基準及び条件 ・既に下水道管が埋設されている，公道または私道に接続されていること。 ・下水道管の設置が支障なく施行できる私道であること。 ・設置した下水道管を利用できる家屋が原則として2戸以上であること。 ・私道の所有者または，その他の権利を持つ者全員が下水道管の設置に承諾していること。 ・設置した下水道管に維持管理上支障となるような行為を行わない承諾をすること。 ・下水道管の工事完了後，原則として，利用可能戸数の全戸が速やかに排水設備の設置を行うこと。	**<u>既存の制度等を再編し，合併時に新たな制度として創設する。</u>** なお，各種工事費の補助制度については現行のとおり新市に引き継ぐ。 **〈具体的調整結果〉** **(1)公費による私道の整備対策** **石巻市の例により統一する。**

協定項目番号	25-25	協定項目の名称	下水道事業の取扱い

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
4 普及促進対策に係る助成制度	(2)融資斡旋及び利子補給制度	【融資額】 ・一戸につき70万円以内 （工事費の額以内で1万円単位） ただし公共ますから最下流会合ます等までの布設延長が30mを超え，かつ改造資金が70万円を超えるものについては，布設延長が30mを超えた部分の布設に要すると認められる額を30万円以内で加算。 【利率】 ・1.5％ （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済日】 ・毎月7日 【返済方法】 ・元金均等償還 融資額　償還回数 15万円以下 18回以内 16万円～20万円 24回以内 21万円～30万円 36回以内 31万円以上 48回以内 【利子補給】 ・利子の全額を市から4半期毎に金融機関に直接補給する。	【融資額】 ・一戸につき80万円以内 限度額は排水設備工事費が80万円を超える場合は80万円とし80万円未満の場合には排水設備工事費額とする。 【利率】 （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済方法】 ・元金均等償還 60回以内 【利子補給】 ・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。	該当なし	【融資額あっせん額】 ・一戸につき100万円までアパート等は200万円まで （工事費は額以内で1万円単位） 【利率】 （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済方法】 ・元金均等償還 融資額　償還回数 30万円以下 24回以内 30万円超～60万円以下 36回以内 60万円超～80万円以下 48回以内 80万円超～100万円以下 60回以内 100万円超～200万円以下 60回以内
	(3)生活扶助世帯への補助制度	【石巻市生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】	【河北町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】	該当なし	【河南町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	建設部会	分科会名	下水道分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【融資額】 ・一戸につき80万円以内 限度額は排水設備工事費が80万円を超える場合は80万円とし80万円未満の場合には排水設備工事費額とする。 【利率】 （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済方法】 ・元金均等償還 60回以内 【利子補給】 ・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。	【融資額】 ・一戸につき60万円以内 （工事費は額以内で1万円単位） 【利率】 （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済方法】 ・元金均等償還 融資額　償還回数 60万円以下 毎月1万円 【利子補給】 ・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。	【融資額】 ・一戸につき70万円以内 【利率】 ・町が全額補給 （4月1日現在の長期プライムレート，10月1日現在で乖離が0.5％以上になった場合は変更） 【融資日】 ・随時 【返済方法】 ・元金均等償還 融資額　償還回数 36ヶ月以内 【利子補給】 ・利子の全額を町から4半期毎に金融機関に直接補給する。	**(2)融資斡旋及び利子補給制度** **【融資額】** **・一戸につき１００万円以内** **（工事費の額以内で1万円単位）** **【返済方法】** **・元金均等償還** **融資額　償還回数** **15万円以下** **18回以内** **16万円～20万円** **24回以内** **21万円～30万円** **36回以内** **31万円～70万円** **48回以内** **71万円以上** **60回以内** **【融資日】** **・随時** **【返済日】** **・毎月7日** **【利子補給】** **・利子の全額を市から4半期毎に金融機関に直接補給する。**
【桃生町生活扶助世帯に対する排水設備等工事費補助金交付要綱】	【北上町生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金交付要綱】	該当なし	**(3)生活扶助世帯への補助制度** **石巻市の例により統一する。** **なお，農業集落排水事業，漁業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業も対象とする。**

調整結果報告第３４号

文化振興事業の取扱い（協定項目 25-28）について

文化振興事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－28	協定項目の名称	文化振興事業の取扱い
調整方針	(1) 文化振興関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 総合文化施設等の運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 文化財保護事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
3 文化財保護事業について	【文化財の件数】 ・国指定 3 ・県指定 3 ・市指定 32 【補助金】 ・牡鹿神楽古実会 18,000円 ・渡波獅子風流保存会 18,000円 ・渡波塩田つぼ打ち唄保存会 18,000円 【石巻市文化財保護委員会】 ・委員数 7名以内 ・構成 歴史分野(2) 建築(1) 考古(1) 民俗(1) 地質(1) 言語(1) ・任期 2年 【資料収集状況】 ・毛利コレクション収集総数 約70,000点 【その他施設】 ・旧石巻ハリストス正教会堂	【文化財の件数】 ・国指定 なし ・県指定 3 ・町指定 4 【補助金】 ・町指定 27,000円×5団体 【河北地区文化財保護委員会】 ・委員数 7名以内 ・構成 歴史分野 (7) ・任期 3年 【資料収集状況】 ・発掘品(土器等)を保管	【文化財の件数】 ・国指定 2 ・県指定 1 ・町指定 5 【補助金】 ・国指定無形民俗文化財 50,000円 ・県指定無形民俗文化財 25,000円 【雄勝町文化財保護委員会】 ・委員数 10名以内 ・構成 歴史分野(5) ・任期 2年 【資料収集状況】 ・発掘品(土器等)を保管	【文化財の件数】 ・国指定 なし ・県指定 なし ・町指定 5 【補助金】 河南町民俗芸能文化財保存会に544,000円(5団体) 【河南町文化財保護委員会】 ・委員数 6名以内 ・構成 歴史分野(6) ・任期 4年 【資料収集状況】 ・河南町歴史民俗資料館「立教堂」収集総数 約3,000点 ※平成15年7月の連続地震により被災のため、平成15年12月解体撤去。 展示物については当分の間、旧東北歴史博物館に保管している状況。

協 定 項 目 に 関 す る 具 体 的 調 整 結 果

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【文化財の件数】 ・国指定　なし ・県指定　2 ・町指定　5 【補助金】 ・150,000円 （県指定民俗文化財及び町指定民俗文化財50,000円×3団体）	【文化財の件数】 ・国指定　1 ・県指定　2 ・町指定　1 【補助金】 60,000円×2団体 （報償費で措置）	【文化財の件数】 ・国指定　1 ・県指定　1 ・町指定　6 【補助金】 定例的補助金交付団体はないが、指定文化財が災害等により被災した場合は、町と所有者との協議により補助金を支出している。	指定文化財については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 文化財の保護，伝承については新市においても推進に努める。 **<u>文化財保護審議会は分野構成等を検討のうえ，現市町より1名以上の選出で概ね20名以内とし，合併時までに調整する。</u>** 収集資料の整理については，新市においても引続き行うとともに，資料保存・利活用の方法についても検討する。 **〈変更内容〉** **字句の訂正** **変更前　文化財保護審議会** **変更後　文化財保護委員**
【桃生町文化財保護委員会】 ・委員数　5名以内 ・構成　学識経験者 ・任期　3年	【河北地区文化財保護委員会】 河北町と共同設置	【牡鹿町文化財保護委員会】 ・委員数　7名以内 ・構成　学識経験者等 ・任期　2年	**〈具体的調整結果〉** **委員総数を12名以内とし，内訳は次のとおりとする。** **・各市町選出（各1名）　7名** **・分野構成勘案選出　5名以内** **（歴史，建築，考古，民族，地質，言語等の専門分野から選出者を確保するものとし，当該専門分野選出者が，地区選出分で確保の場合は，その分を減員するものとする。）**
【資料収集状況】 ・橋本コレクション収集総数 約30,000点	【資料収集状況】 ・漁具・民具を町の収蔵庫（プレハブ）に保管（未整理）。	【資料収集状況】 ・漁具・民具を町の収蔵庫（プレハブ）に保管（未整理）。	

調整結果報告第３５号

社会教育事業の取扱い（協定項目 25-30）について

社会教育事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－30	協定項目の名称	社会教育事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 生涯学習事業については，合併後，生涯学習基本構想等を，速やかに策定し事業を推進する。 (2) 社会教育関係事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 公民館並びに図書館及び図書室の運営については，現行のとおり新市に引き継ぐ。		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
2 社会教育関係事業に関すること	(1)社会教育委員	【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ・委員数 12名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回	【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ・委員数 8名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回	【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ・委員数 5名 ・任期 2年 ・会議 定例会年3回	【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ・委員数 10名 ・任期 2年 ・会議 定例会年4回
	(3)主な社会教育関係認定団体	【主な社会教育関係認定団体】 ・石巻市子ども会育成会連絡協議会 ・石巻市ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰｻｰｸﾙ・げろっぱ ・石巻市兼任社会教育主事会 ・石巻市地域教育力・体験活動推進協議会 ・石巻市体験活動支援センター ・石巻市民憲章推進会議 ・石巻市経験を活かす会 ・石巻市文化協会 ・石巻市地域婦人団体連絡協議会 ・少年センター運営協議会 ・少年センター少年補導員会 ・石巻市青少年健全育成市民会議 ・石巻点字勉強会 ・石巻絵本とおはなしの会 ・石巻市父母教師会連合会 ・石巻市体育協会	【主な社会教育関係認定団体】 ・河北町文化協会 ・河北町法印神楽保存会連絡協議会 ・河北町体育協会 ・河北町ｽﾎﾟｰﾂ少年団 ・河北町子ども会育成連合会 ・河北町むぎわらｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰ ・飯野川婦人会 ・二俣婦人会 ・河北町父母教師会連絡協議会	【主な社会教育関係認定団体】 ・雄勝町子ども会育成会 ・雄勝町視聴覚連絡協議会 ・雄勝町文化協会 ・雄勝町連合婦人会 ・ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰ「くれよん」 ・雄勝町体育協会 ・雄勝町スポーツ少年団本部 ・雄勝町父母教師会連合会	【主な社会教育関係認定団体】 ・河南町連合青年団 ・河南町婦人会連絡協議会 ・河南町体育協会 ・河南町ｽﾎﾟｰﾂ少年団 ・河南町父母教師会連絡協議会 ・河南町視聴覚教育協議会 ・河南町子ども会育成連合会 ・河南ｱﾊﾟｯﾁﾎﾟﾗﾝﾃｨｱｻｰｸﾙ（ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰ） ・河南町文化協会 ・河南町民俗芸能文化財保存会

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会･体育振興分科会

⑷　青少年健全育成事業については，石巻市少年センターを拠点として事業を推進する。
⑸　体育振興事業については，現行のとおり新市に引き継ぐ。

況			調整の具体的内容
桃生町	北上町	牡鹿町	
【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ･委員数　7名 ･任期　2年 ･会議　定例会年4回	河北町と共同設置	【目的】 社会教育の向上を図るため 【委員】 ･委員数　7名 ･任期　2年 ･会議　定例会年4回	**<u>現市町より1名以上の選出で概ね20名以内とし，合併時までに調整する。</u>** **〈具体的調整結果〉** **委員総数を18名とし，内訳は次のとおりとする。** **･校長会選出（小･中　各1名）　2名** **･各市町選出　16名** **（各市町2名の基本割りに人口割分を加算調整し石巻市4名，各町は2名とする。）**
【主な社会教育関係認定団体】 ･桃生町文化協会 ･桃生町体育協会 ･桃生町ｽﾎﾟｰﾂ少年団本部 ･地域ぐるみ青少年健全育成協議会 ･桃生町子ども会育成連合会 ･ジュニアリーダー ･桃生町婦人会 ･桃生町父母教師会連合会	【主な社会教育関係認定団体】 ･北上町体育協会 ･北上町文化協会 ･北上町子ども会育成会 ･北上町婦人学級 ･北上町ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰ「いぬわし」 ･北上町にっこり少年野球親の会 ･北上町ｽﾎﾟｰﾂ少年団本部 ･にっこり国際交流友の会 ･北上町連合父母教師会	【主な社会教育関係認定団体】 ･牡鹿町青少年健全育成町民会議 ･牡鹿町婦人会連絡協議会 ･牡鹿町父母教師会連絡協議会 ･牡鹿町芸術文化協会 ･牡鹿町体育協会 ･牡鹿町子ども会育成連合会 ･牡鹿町ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰｻｰｸﾙ「くじらーズ」	認定団体については，現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし，**<u>認定基準については合併時までに調整する。</u>** また，組織の改編については，合併後，調整に努める。 **〈具体的調整結果〉** **石巻市公民館の認定基準に統一する。** **※認定基準** **（認定資格）** **①市内に活動の本拠地があり社会教育に関する事業を行っていること。** **②団体としての形体が整っていること。** **③公の支配に属さないこと。** **（認定期間）** **1年ごととし，1月1日から12月31日までとする。**

調整結果報告第３６号

社会福祉協議会の取扱い（協定項目 25-31）について

社会福祉協議会の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25－31	協定項目の名称	社会福祉協議会の取扱い
調 整 方 針	社会福祉協議会の取扱いについては，石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ，合併時に統合ができるよう支援に努める。 なお，**社会福祉協議会に対する補助，委託事業，施設管理運営及び各社会福祉団体の事務取扱業務などについては，合併時までに調整を図る。**		

項 目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
社会福祉協議会の取扱いについて	① 名称	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	社会福祉法人 河北町社会福祉協議会	社会福祉法人 雄勝町社会福祉協議会	社会福祉法人 河南町社会福祉協議会
	② 所在地	石巻市 中央二丁目4－20	河北町小船越 字山畑417－54	雄勝町大字雄勝 字上雄勝150－3	河南町前谷地 字黒沢前35
	③ 役員等	理事　:15名 監事　:　2名 顧問　:　2名 評議員:37名	理事　:11名 監事　:　3名 評議員:25名	理事　:12名 監事　:　2名 評議員:25名	理事　:13名 監事　:　3名 評議員:36名
	④ 設立年月日	昭和43年4月17日	昭和42年3月31日	昭和61年4月1日	昭和52年8月27日
	⑤ 主な 活動内容	1　広報･調査･相談業務 2　福祉教育の推進 3　在宅福祉活動の推進 4　ボランティアセンター事業の推進 5　共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関･団体との連絡調整 6　受託事業の効率的運営管理 7　社会福祉団体の事務取扱業務 ･県連合遺族会石巻市支部 ･県傷痍軍人会石巻市支部 ･石巻市母子寡婦福祉連合会 ･石巻市民生委員児童委員協議会 ･石巻市老人クラブ連合会 ･社会を明るくする運動石巻市実施委員会	1　運営事業 2　地域福祉･在宅福祉事業の充実 3　福祉サービス利用者の権利擁護取り組みの充実 4　広報･公聴活動の充実 5　生活相談事業の推進 6　共同募金運動実施 7　紙おむつ配達事業 8　福祉資金貸付業務 9　社会福祉事業推進モデル地区指定事業 10　地域福祉活動推進事業地区指定活動支援 11　社会福祉団体の事務取扱業務 ･河北町遺族会 ･傷痍軍人会河北町分会 ･河北町母子福祉会 ･河北町老人クラブ連合会 ･社会を明るくする運動実施委員会 ･河北町ボランティア友の会 ･旧軍人軍属恩給欠格者全国連盟宮城県連合会河北支部	1　運営事業 2　地域福祉活動推進事業 3　奉仕活動育成援助事業 4　福祉推進事業 5　生活援護事業 6　啓発調査広報事業 7　委員会活動 8　共同募金活動推進事業 9　生活相談･福祉事業 10 介護保険事業の運営 11 基金造成	1　広報･調査･相談業務 2　福祉教育の推進 3　在宅福祉活動の推進 4　ボランティアセンター事業の推進 5　共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関･団体との連絡調整 6　受託事業の効率的運営管理 7　社会福祉団体の事務取扱業務 ･河南町遺族会 ･県傷痍軍人会河南町分会 ･河南町母子福祉会 ･河南町民生委員児童委員協議会 ･河南町老人クラブ連合会 ･河南町身体障害者福祉協会 ･河南町婦人ボランティア友の会

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
社会福祉法人 桃生町社会福祉協議会	社会福祉法人 北上町社会福祉協議会	社会福祉法人 牡鹿町社会福祉協議会	石巻地域広域社会福祉協議会合併協議会での協議経過を踏まえ，合併時に統合ができるよう支援に努める。 なお，**社会福祉協議会に対する補助，委託事業，施設管理運営，各社会福祉団体の事務取扱業務などについては，合併時までに調整を図る。**
桃生町中津山 字八木157－1	北上町十三浜 字吉浜266	牡鹿町大字鮎川浜 字清崎山7	
理事　:15名 監事　:　2名 評議員:35名	理事　:12名 監事　:　2名 評議員:25名	理事　:12名 監事　:　2名 評議員:25名	
昭和61年2月25日	昭和61年6月20日	昭和61年5月15日	**〈具体的調整結果〉** **社会福祉協議会に対する補助金，委託事業等については，次のとおりとする。**
1　広報･調査･相談業務 2　福祉教育の推進 3　在宅福祉活動の推進 4　ボランティアセンター事業の推進 5　共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関･団体との連絡調整 6　受託事業の効率的運営管理 7　社会福祉団体の事務取扱業務 ･県連合遺族会桃生町支部 ･桃生町母子福祉会 ･桃生町老人クラブ連合会 ･桃生町身体障害者福祉協会 ･共同募金会桃生町分会	1　ボランティアの推進 2　民間財源の造成及び活用 3　受託事業 4　広報啓発活動 5　福祉教育の推進 6　生活相談所の運営 7　福祉資金の運用 8　福祉用具貸与サービス 9　児童福祉推進 10 母子福祉推進 11 障害者福祉推進 12 老人福祉推進 13 戦傷病者･遺族等の援助 14 社会福祉団体の事務取扱業務 ･遺族会 ･傷痍軍人会 ･母子寡婦福祉連合会 ･ボランティア友の会 ･老人クラブ連合会	1　広報･調査･相談業務 2　福祉教育の推進 3　在宅福祉活動の推進 4　ボランティア事業の推進 5　共同募金事業への全面協力及び福祉関係機関･団体との連絡調整 6　受託事業の効率的運営管理 7　社会福祉団体の事務取扱業務 ･遺族会 ･傷痍軍人会牡鹿町分会 ･母子福祉会 ･ボランティア友の会 ･職親会 ･老人クラブ連合会 ･身体障害者福祉協会	**【運営費補助】** **当面は，平成16年度の補助金額を基準として補助する。** **【事務等施設管理】** **事務施設については，無償貸与とし，維持管理体制は現行のとおりとする。** **なお，介護事業所部分の維持管理費については，平成18年度以降は社会福祉協議会の負担に統一する。** **【受託事業】** **現在委託している事業については，基本的に現行のとおり新市においても継続して委託する。ただし，寝具等乾燥サービス事業の事務委託（河南町分），家族介護用品支給の事務委託（河南町分），配食サービス事業の事務委託（牡鹿町分），ミニデイサービス事業の事務委託（石巻市分），生活相談事業及び一般ボランティア事業の補助，委託は廃止する。** **なお，災害ボランティア育成事業補助金として，現行の補助金相当額を補助する.** **【施設管理運営】** **老人福祉センター，高齢者生活福祉センター，福祉活動センター，福祉作業所等の施設管理運営については，現行のとおり継続することとし，委託料，補助金についても現行の算定基準のとおりとする。** **また，施設管理経費の負担は，現行のとおりとする。**

協定項目の番号	25－31	協定項目の名称	社会福祉協議会の取扱い

項 目		現			
		石　巻　市	河　北　町	雄　勝　町	河　南　町
社会福祉協議会の取扱いについて	⑤ 主な 活動内容 (つづき)		・河北町寝たきり老人介護者家族の会 ・河北町身体障害者福祉協会 ・河北町手をつなぐ親の会		
	⑥ 主な 受託事業	1 福祉作業所「みどり園」管理運営事業 2 生きがい対応ディサービス事業 3 老人福祉センター「寿楽荘」管理運営事業 【市からの委託料等】 53,030千円 (H15予算)	1 高齢者・障害者移動支援事業 2 ミニデイサービス事業 3 老人ホームヘルパー派遣事業 4 町民福祉バス運行事業 5 在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス事業 6 心身障害者通所援護施設運営 施設名称 河北町福祉作業所「かしわホーム」 7 福祉活動センター管理運営 8 精神障害者ヘルパー派遣事業 【町からの委託料等】 22,087千円 (H15予算)	1 生きがい対応ディサービス事業 2 軽度生活援助業務委託 【町からの委託料等】 617千円 (H15予算)	1 老人福祉センターの運営管理 2 生きがい対応デイサービス事業 【町からの委託料等】 19,584千円 (H15予算)
	⑦ 社会福祉協議会に対する活動支援・育成事業	1 活動支援 ・市職員1名が事務事業の指導監督にあたっている。 ・社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事，評議員として市職員が就任しており，理事会，評議員会等を通じ，社会福祉協議会の運営，管理について助言，指導にあたっている。 ・規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【市からの補助金等】 37,856千円 (H15予算)	1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事として町職員が就任しており，理事会，等を通じ，社会福祉協議会の運営，管理について助言，指導にあたっている。 ・規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【町からの補助金等】 18,406千円 (H15予算)	1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事，評議員として町職員が就任しており，理事会，評議員会等を通じ，社会福祉協議会の運営，管理について助言，指導にあたっている。 ・規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【町からの補助金等】 10,326千円 (H15予算)	1 活動支援 ・社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2 育成 ・理事として町職員が就任しており、理事会評議員会等を通じ、社会福祉協議会の運営、管理について助言、指導にあたっている。 ・規程の整備、予算の執行、人員配置等について、継続的な指導、監督、助言を行なっている。 【町からの補助金等】 17,086千円 (H15予算)

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	社会･児童福祉分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
			【各種団体の事務取扱業務】 **1　民生委員協議会については，事務局を社会福祉協議会に置くことを基本とし，併せて，組織の統一について社会福祉協議会に要請することとする。** **2　身体障害者福祉協会，手をつなぐ親の会については，事務局，組織の統一について社会福祉協議会へ要請することとする。** **3　老人クラブ，遺族会，傷痍軍人会，母子福祉会については，事務局を社会福祉協議会に置き，併せて組織の統一について社会福祉協議会に要望することとする。** **4　職親会については，現行のとおり継続し，事務局を社会福祉協議会牡鹿支所（仮称）へ継続設置を要請することとする。** **5　社会を明るくする運動実施委員会については，事務局を社会福祉協議会に置き，併せて組織の統一について，社会福祉協議会へ要望することとする。**
1　移送サービス事業 2　生きがい対応ディサービス事業 3　生活相談所運営事業 【町からの委託料等】 6，399千円 （H15予算）	1　生きがい対応ディサービス事業 2　老人福祉センター管理運営事業 3　居住部門 【町からの委託料等】 65，571千円 （H15予算）	1　ひとり暮し老人等給食宅配サービス事業 2　在宅老人等紙おむつ購入費助成事業 3　生活相談所事業 4　在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス事業 【町からの委託料等】 2，267千円 （H15予算）	
1　活動支援 ･社会福祉事業を推進するため，人件費を助成している。 2　育成 ･規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【町からの補助金等】 16，837千円 （H15予算）	1　活動支援 ･社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2　育成 ･理事として担当課長が就任しており，理事会，評議員会等を通じ，社会福祉協議会の運営，管理について助言，指導にあたっている。 ･規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【町からの補助金等】 5，363千円 （H15予算）	1　活動支援 ･社会福祉事業を推進するため，主に事務局の人件費を助成している。 2　育成 ･理事として担当課長が就任しており，理事会，評議員会等を通じ，社会福祉協議会の運営，管理について助言，指導にあたっている。 ･規程の整備，予算の執行，人員配置等について，継続的な指導，監督，助言を行なっている。 【町からの補助金等】 9，953千円 （H15予算）	

調整結果報告第３７号

防犯関係事業の取扱い（協定項目 25-34）について

防犯関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

協定項目の番号	25-34	協定項目の名称	防犯関係事業の取扱い
調 整 方 針	(1) 防犯協会については，新市において新たに設置する。 (2) 防犯灯については，現行のとおり新市に引き継ぎ，合併後3年以内に設置基準及び維持管理の統一を図る。 (3) 河北町の防犯指導員制度並びに雄勝町，桃生町，北上町の防犯交通指導員等制度のうち防犯指導員に係る制度は，合併時に廃止する。 ただし，新たに設置する防犯協会の組織のなかに，防犯実働隊を設置する。		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
1 防犯協会	【名称】 石巻市防犯協会 【構成】 11支部 【市補助金】 ・石巻地区防犯協会連合会負担金 884,960円 ・石巻地区暴力追放協議会負担金 127,200円 ・防犯実働隊員傷害保険料 475,700円 ・協会活動費(11支部) 660,000円 ・協会運営費 200,000円 ・出動謝礼金 286,000円 計 2,633,860円	【名称】 河北町防犯協会 【構成】 4支部 【町補助金】 協会補助金 162,000円	【名称】 雄勝町防犯協会 【構成】 8支部 【町補助金】 なし	【名称】 河南町防犯協会 【構成】 実働隊6地区 【町補助金】 ・県防犯協会連合会負担金 68,000円 ・石巻地区防犯協会連合会負担金 102,240円 ・石巻地区暴力追放協議会負担金 14,900円 ・協会補助金 568,000円 計 753,140円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	総務部会	分科会名	消防防災分科会

況			調整の具体的内容
桃　生　町	北　上　町	牡　鹿　町	
【名称】 桃生町防犯協会 【構成】 3支部 【町補助金】 ・県防犯協会連合会負担金　34,000円 ・河北地区防犯協会連合会負担金　171,600円 ・河北地区暴力追放協議会負担金　16,000円 ・協会事業費　50,000円 計　271,600円	【名称】 北上町防犯協会 【構成】 27行政区 【町補助金】 協会補助金　36,000円	【名称】 牡鹿町防犯協会 【構成】 23行政区 【町補助金】 地域づくり推進事業補助　1,800,000円	新市において新たに設置する。 なお，現行の1市6町の防犯協会は支部として新市に引き継ぐものとし，**組織については合併時まで調整する。** **(具体的調整結果)** **「石巻市防犯協会連合会」として組織する。ただし，地区防犯協会連合会の加入については現行のとおりとする。** **※地区防犯協会連合会については，各警察署単位の組織となるため。**

石巻市防犯協会連合会　組織系統図

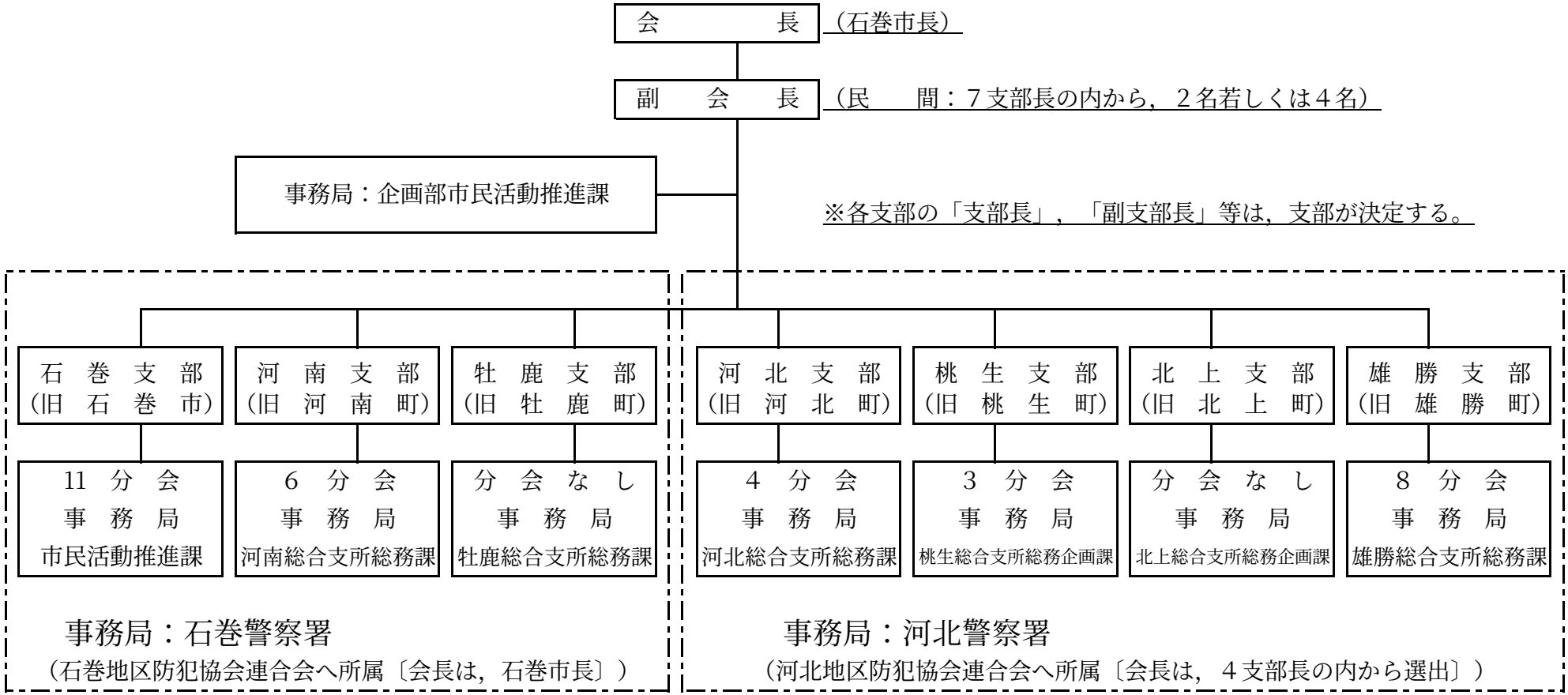

① 石巻警察署より，石巻市長に石巻地区防犯協会連合会長として（社）宮城県防犯協会連合会の理事就任への要請有り。

② 組織系統については，石巻地区防連と河北地区防連に「石巻市防犯協会連合会」の名称が重複登録することの了承を含めて，上記内容で両警察署了承済み。

協議第７１号

石巻地域合併協議会の解散について

石巻地域合併協議会の解散について，次のとおり協議を求める。

平成１７年１月２７日提出

石巻地域合併協議会
会　長　土　井　喜 美 夫

石巻地域合併協議会の解散について
１.石巻地域合併協議会は，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその他の事務の一切が完了し，その役割が終了することから，平成１７年３月３１日をもって解散する。 ２.石巻地域合併協議会の会計処理については，次のとおり取り扱う。 （１）会計の収支は，協議会規約第２０条の規定に基づき，解散の日をもって打ち切り，会長がこれを決算し，監査委員の監査を受けるものとする。 （２）決算・監査の報告については，速やかに決算・監査報告書を作成し，各委員に通知する。 ３.解散の日に存する石巻地域合併協議会の財産，債務及び事務については，新たに設置する「石巻市」にすべて引き継ぐ。

議案第　　号

石巻地域合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により，平成１７年3月３１日をもって石巻地域合併協議会を廃止することについて，議会の議決を求める。

平成１７年　月　　日提出

○○市(町)長　○　○　○　○

（提案理由）

石巻地域合併協議会は，石巻市，河北町，雄勝町，河南町，桃生町，北上町，牡鹿町の合併に関する協議及び新市建設計画の作成並びにその他の事務の一切が完了し，その役割が終了することから，平成１７年3月３１日をもって廃止することについて，地方自治法第２５２条の６の規定により，議会の議決を求めるもの。

石巻地域合併協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により，平成１７年３月３１日をもって石巻地域合併協議会を廃止する。

平成１７年　　月　　日

石巻市長　　土　井　喜美夫

河北町長　　太　田　　実

雄勝町長　　山　下　壽　郎

河南町長　　橋　浦　清　元

桃生町長　　平　塚　義　兼

北上町長　　佐　藤　健　児

牡鹿町長　　木　村　冨士男

今後の石巻地域合併協議会の日程（案）について

開催予定日時	会議内容	場所	備　考
平成１７年 ２月１０日（木） 午前９時３０分	第２６回　合併協議会	石巻ルネッサンス館	
２月２４日（木） 午前９時３０分	第２７回　合併協議会	石巻ルネッサンス館	
３月１４日（月） 午前９時３０分	第２８回　合併協議会	石巻ルネッサンス館	